

宜 議 第 5 8 8 号
令 和 5 年 9 月 4 日

議 長
呉 屋 等 殿

総務常任委員会
委員長 石 川 慶

委員会審査結果について（報告）

第449回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 5 年 3 月 6 日	令 和 5 年 3 月 6 日	議案第 1 号
令 和 5 年 3 月 7 日	令 和 5 年 3 月 7 日	議案第19号、議案第20号、議案第21号 陳情第12号、陳情第11号、請願第 2号
令 和 5 年 3 月 8 日	令 和 5 年 3 月 8 日	議案第 1号、議案第19号、議案第20号、 議案第21号、陳情第11号、陳情第12号、 請願第 2号
会議日数 3日間		

2. 審査結果

議 案 番 号	件 名	付 託 月 日	議 決 月 日	結 果
議 案 第 1 号	令和4年度宜野湾市一般会計補正予算 (第7号)	令 和 5 年 3 月 3 日	令 和 5 年 3 月 8 日	原案可決
議 案 第 1 9 号	宜野湾市個人情報保護法施行条例の制 定について	令 和 5 年 3 月 3 日	令 和 5 年 3 月 8 日	原案可決
議 案 第 2 0 号	宜野湾市庁舎建設基金条例の制定につ いて	令 和 5 年 3 月 3 日	令 和 5 年 3 月 8 日	原案可決
議 案 第 2 1 号	宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正 する条例について	令 和 5 年 3 月 3 日	令 和 5 年 3 月 8 日	原案可決
陳 情 第 1 1 号	日本全体で解決すべき問題として、普天 間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・ 土の安全の保障を求める陳情	令 和 5 年 3 月 3 日	—	継続審査
陳 情 第 1 2 号	公契約条例の制定を求める陳情	令 和 5 年 3 月 3 日	—	継続審査
請 願 第 2 号	沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に 要請することを求める請願	令 和 5 年 3 月 3 日	—	継続審査

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、（賛成多数）等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和5年3月6日（月） 1日目

午前10時00分 開会

午後 5時13分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	上地 安之
委員	桃原 功
委員	プリティ宮城ちえ

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	我如古 盛英
委員	上里 広幸

○欠席委員（0名）

○説明員（58名）

総務部次長	多和田 眞満
防災危機管理室長	本永 貴也
納税課長	津島 美智子
財政課長	小橋川 陽介
企画政策担当技幹	玉元 智
財政係長	比嘉 隼也
デジタル推進課長	金城 広郁
市民協働課長	伊佐 英人
環境対策課長	當山 全盛
産業政策課長	宮城 恵美
商工振興係長	内間 穂高
福祉担当次長	島袋 喜美恵
児童家庭課長	玉代 勢桂
子育て支援課長	浜里 郁子
障がい福祉課長	島袋 尚
健康増進課長	玉城 悟
建設部次長	多和田 功

人事課長	上地 章弘
税務課長	普天間 朝彦
企画部次長	泉川 幹夫
企画政策担当主幹	志村 賢太郎
企画政策担当技査	平良 乾
秘書広報課長	吉村 純
市民経済部次長	新垣 育子
市民課長	野村 斉
清掃指導係長	仲山 保
企業誘致担当主幹	饒平名 文治
観光スポーツ課長	外間 理子
こども政策担当次長	津波古 良幸
児童家庭担当主幹	棚原 佳乃
保護課長	米須 之訓
健康推進部次長	伊佐 真
長寿支援係長	国頭 陽子
建設部参事	嶺井 辰也

道路整備課長	與那嶺 諭
施設管理課長	高江洲 強
市街地整備課長	宮城 政勝
都市計画担当技幹	比嘉 徹
基地渉外課長	宮城 竜次
消防次長	又吉 清
警防課長	伊佐 隆之
指導部次長	松本 勝利
生涯学習課長	真鳥 かおり
市立博物館長	平敷 兼哉
指導課長	佐伯 進
はごろも学習センター 所長	山口 久美子

建築課長	普天間 朝信
用地課長	呉 屋 武
市街地整備担当技幹	嶺井 実克
基地政策部次長	又吉 直広
基地跡地推進課長	仲泊 嗣典
(消防)総務課長	島 袋 保
教育部次長	宮城 葉子
施設課長	仲村 等
文化課長	浜里 吉彦
市民図書館長	與那原 類
学校給食センター 所長	佐久原 昇
選挙管理委員会 事務局長	中村 雄高

○議会事務局職員出席者 棚原 裕貴

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第1号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第7号）

第449回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和5年3月6日（月）第1日目

○石川慶 委員長 それでは、改めましておはようございます。ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第1号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第7号）

○石川慶 委員長 議案第1号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

お諮りいたします。議案第1号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

では、当局より補足説明がありましたら、お願いいたします。企画部次長。

○企画部次長 おはようございます。当局からの補足説明はございません。以上でございます。

○石川慶 委員長 それでは、これより款ごとの審査に入りますので、まずは2款総務費、12款公債費、14款予備費から審査を行ってまいります。また、別の款ではありますが、3款1項2目の国民年金事務費の質疑についても、この時間帯でお願いいたします。

本件に対する質疑を許します。桃原功委員。

○桃原功 委員 おはようございます。よろしくをお願いいたします。本会議で資料を要求しまして、それから質疑します。今回の補正予算に関する資料提出を頂いたのですが、県支出金として15億円、歳入として計上されて、総務管理費という項の中で20億円、歳出として計上されていますけれども、一括交付金ということで資料は来ているけれども、こういう経緯になった理由はなんですか。今回の補正、特徴の説明をお願いします。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 おはようございます。桃原委員の御質疑にお答えいたします。今回の補正予算の特徴ということで、御説明を申し上げたいと思いますが、ただいま桃原委員から御指摘があった一括交付金の増額につきましては、補正予算書30ページをお願いいたします。補正予算書の30ページの16款2項1目総務費県補助金、説明欄2つ目の丸、沖縄振興特別推進市町村交付金事業費17億8,533万3,000円の増、こちらがかなり大きな補正増となっております。こちらについては、令和4年度当初予算においては、この沖縄振興特別推進市町村交付金、こちらのほうは本市への配分予定額8億7,300万円に対しまして予算計上額は6億5,683万1,000円でした。配分額を、そのまま予算計上できていなかったという状況でございます。こちらについては、本会議においても企画部長のほうから御説明があったかと存じますが、令和4年度の一括交付金については、令和3年度に旧一括交付金制度が終了する見込みであったことから、令和3年度に本市としてはできるだけ多くの事業を予算化し、執行してまいりました。そのため、令和4年度については、ほとんどが業

務の始まりの段階、ハード事業等と言えば設計の段階でございましたので、先ほど申し上げたとおり配分額 8 億 7,300 万円に対して予算計上額は 6 億 5,683 万 1,000 円にとどまっております。その後、様々庁内において検討を行いまして、今年度中に、こちらは歳出予算のほうで、ページで申し上げますと、48 ページと 49 ページをお願いいたします。48 ページと 49 ページにまたがりますが、49 ページの 2 款 1 項 6 目、説明欄 14 番、宜野湾市特定駐留軍用地等内土地取得事業基金積立事業、こちら 23 億 4,466 万 2,000 円の補正増を行っておりますが、こちらと関連をいたします。この事業におきましては、今年度中に普天間飛行場内における新たな特定事業の見通しなどを追加いたしまして、こちらの基金積立ての財源としては、先ほどの、まず使い切れていなかった一括交付金の部分、それから県と協議を行いまして、他市町村の不用額から多額の一括交付金の流用をいただきまして、これを財源にしまして、こちらの積立て事業の補正増を行っているところでございます。そのこともございまして、当初予算における一括交付金の未計上額についても満額執行の見通しが立っているという状況でございます。以上でございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よく分かりました。この一括交付金の流れというのは、今御説明いただきましたけれども、宜野湾市だけではなくて、他自治体も含めて、この配分の仕方というのか、宜野湾市がたくさん頂けたという認識でいいのか。それとも事業が執行できない自治体であったり、あるいは事業が執行の前の計画段階で、なかなか成就できなかったという事業もあるかもしれない、ほかの自治体で。そういった精査があつて、県としては、宜野湾市に約 6 億円だったのが、今回 15 億円ですね。この多くなった原因というのをもう少し説明できますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。沖縄県全体の状況でございますけれども、本市と同様に、やはり他市町村においても令和 3 年度に旧一括交付金制度が終了するというところで、令和 3 年度にかなり事業を執行している自治体が多かったようです。そのため、令和 4 年度は事業等の芽出しの年度ということで、やはり他市町村においても多額の不用額が生じる見込みという状況がございまして、私たちのほうとしては、先ほど申し上げたとおり、歳出における新たな特定事業の見通しに基づく基金積立ての必要性がございましたので、県と協議を行った結果、このような多額の流用をいただいたという状況でございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 その流用していただいた多額のものを、基地の土地取得事業基金に配分できたというのは、例えば那覇市であったり、浦添市であったり、沖縄市であったり、嘉手納町であったり、返還予定地は、嘉手納飛行場は返還予定地ではないけれども、ほかの基地、土地取得事業、これは宜野湾市だけの特徴なのか。要は 26 年前に普天間の返還が決まっているから、そういったことも見据えて宜野湾市への配分が多くなったのか。宜野湾市への配分って多いのですか、この一括交付金。ほかの自治体、例えば隣の浦添市とか、那覇市とか、沖縄市の一括交付金の配分金額が分かれば教えていただきたい。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 すみません。今ちょっと詳細、細かくは覚えていないのですけれども、宜野湾市は今回かなり多くの不用額の流用をいただいておりますが、浦添市においてもキャンプキンザー跡地のほうの特定事業の見通しを立てているようですので、浦添市のほうも、かなり大きな額をいただいているという情報はございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうしたら多額の金額が入ってきたということで、基地内の土地取得事業基金に積立ててもいいと。これは県がアドバイスするわけではなくて、宜野湾市としての判断で、この基金に回すということでもよろしいのですね。これは基金に回すのが一番いい使い方だったのか。それともほかの事業で一括交付金にふさわしい事業はなかったのか。取りあえずないから基金に入れようということだったのか、その辺の経緯を伺います。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 御質疑にお答えいたします。なぜこの基金に充当しているのかというところでございますけれども、まずこの事業の当初予算の段階では、まだ使い切れない状況であったというところではありますが、やはり年度、執行していくに当たって、県のほうも年に4回、不用額調査がございます。その不用額調査等を出されていく段階で、本市としても、この一括交付金について、しっかり執行していかなければならないということで、庁内のほうで検討を行いました。特に今回特徴的なのは、先ほど申し上げた歳出の部分における特定駐留軍用地等内土地取得事業基金、新たな特定事業の見通しに基づく積立てでございます。こちらは基地政策部のほうとも協議をいたしまして、この県の不用額の調べが来ますので、その際に、これだけ必要ですよと、これだけの所要額が必要ですよということをしっかり協議をしていただいたという状況でございます。

ほかに充てる事業がなかったのかというところでございますけれども、この一括交付金は、基本的に繰越しはしないでくれと、基本的には年度内執行というのが原則になりますので、例えばハード事業等を追加した場合は、やはり繰越しの可能性というのは、かなり高くなってまいります。そのため、私たちとしては、年度内にしっかりと執行ができる事業は何かというところの観点も踏まえて精査した結果、歳出における基金積立て、こちらのほうに他市町村からの流用も含めて充当して積立てをさせていただきたいということでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。本会議場で一括交付金に関する3点の資料を請求して、3点出ているのですが、まだしっかり精査はできていないのですけれども、事後評価、検証シートの部分で執行できていない事業は、ではもうないということで認識してよろしいのでしょうか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 もう一度、質疑の内容確認させてください。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 資料番号4番、5番、6番が、先週要求した資料、事業計画書、成果目標一覧とか、令和3年度分の経費収支清算書、まだ私自身もちゃんと精査できていないのですけれども、年度内事業が一応原則であると。しかし、こういうふうに執行できなかった事業は、もうないということで理解してよろしいのでしょうか。それとも全部執行できたということでしょうか、令和3年度分は。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 資料番号6番の令和3年度の一括交付金の収支精算書の御質疑だと認識しておりますが、こちらは令和3年度に完了した事業の一覧となっております。ただ、この事業の中には、濃く色塗りされている事業でございますけれども、やむを得ず繰越しとなった事業もございます。

○**桃原功 委員** そのやむを得ずの理由も説明できますか。

○**財政課長** これはすみません。各個別の事業の詳細な理由になりますので、ちょっとこの繰越し理由の詳細は、また各課から御説明いただきたいと思いますのですが、この一覧で申し上げますと、濃く色塗りされている部分は、繰越しとなった事業でございます。基本的には令和3年度に完了した分と、令和4年度に一部繰越しした事業の一覧となっております、令和3年度に完了した部分としましては、この色塗りされていない部分、この部分が完了した事業という形になっております。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 色塗りというのは、全部網かけになっているけれども。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 一番左側の事業の名称のところです。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 網かけしているところが、やむを得ず執行できなかったということでもいいですか。

○**財政課長** 繰越しをせざるを得なかったということです。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 令和4年度で終了した一括交付金、令和5年度以降、どのように対応していく計画なのか。県とのその辺の話、あるいは国への要請事項を含めて、その辺の見通しはいかがですか。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 令和4年度に事業化できなかった事業ですか。

○**桃原功 委員** 一括交付金が精算されますよね、令和4年度で。令和5年度以降、新年度以降、これまで一括交付金を活用してやっていたソフト事業、あるいはハード事業、今後県との協議、あるいは国への要請も含めて、どう一括交付金で、これまでやってきた事業をどのように執行していく計画なのか、その辺の皆さんの事業計画を確認したいです。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** ただいまの御質疑についてお答えいたします。本市の令和4年度の配分額は8億7,300万円でしたが、令和5年度の配分予定額は8億6,100万円となっております、対前年度約1,000万円の減額というふうになっております。今回、令和4年度の3月補正では、多額の流用額をいただきまして、基金への積立ても、かなり多くの額を行うことができておりますが、令和5年度当初では若干減額になっておりますので、今現在執行しているソフト事業、また今後予定されているハード事業を鑑みても若干不足が生じる見込みでございますので、我々としては、もちろん県、各市町村と連携をして、国に対して、また増額の要請なども行っていかなければならないと考えております。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** ちょっと基地交付金の話もししますが、名護市が、辺野古の埋立てのことで、例えば潤沢に政府はいろいろな支援をしているのではないですか、資金的な支援を、直接自治会に対して、公民館に対して。ここは基地以外というのは、戦後ずっと受け続けているのを鑑みると、要求する権利は十分にあるので、1,000万円の減額と言っていましたけれども、しっかり住民のために要求してください。県、もちろん国にも要求してもらいたいと思います。これで終わります。

○**石川慶 委員長** ほかに質疑のある方。我如古盛英委員。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 総務費の方からでいいですね。

○石川慶 委員長 もうちょっと大きい声で。

○我如古盛英 委員 これについては、また後でやりたいと思いますけれども、まずすみません。すごい個別になるのですけれども、総務のですね、庁舎維持管理事業よろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 何ページですか。

○我如古盛英 委員 7ページです。繰越明許費補正の庁舎維持管理事業です。

○石川慶 委員長 7ページの繰越明許費と資料番号12ですね。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 いっぱい資料をもらったのですけれども、庁舎維持管理事業の経緯、今日を通しているのですけれども、冷却塔とか、冷却水の設備が老朽化で使えなくなったということで、理由の説明がありましたけれども、これはいつ頃から、そういった関連の故障は皆さん把握していたのか、確認していたのかということについて教えてください。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 資料番号12、庁舎維持管理事業の経緯について、その中で去年からの動きを記入しておりますけれども、市庁舎の別館の空調が故障しまして、それで保守管理業者様に確認をしたところ、その機器に異常を発生して停止しておりました。それで、その部品を確認しましたけれども、生産終了、もしくは納期が不明ということで、修繕が大変困難ということの報告を業者のほうから去年の12月に受けております。それを受けて、私たちのほうでは、例年空調稼働がゴールデンウィーク明けぐらいにはしておりましたので、業者とも調整をしましたけれども、そこまでに部品の調達とか、修繕が、恐らく間に合わないだろうということも受けましたので、財政とかとも調整いたしまして、個別のクーラーを設置して対応していきたいということで、この繰越しをして、早めに措置をして対応していくということであります。ちなみになのですが、別館2階、3階ありますけれども、それぞれ8台、こういったものかということ、つり下げ型のクーラー、例えば業務用に近い、あれを各フロアに8台。3階は会議室が1つありますので、会議室に1台ということで、合計9台、トータルで17台を設置していきたいと。繰越しをして早めに契約、業者との調整に入りたいということで、今回提案しているということでございます。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 一日も早く、やはり庁舎内の環境維持、あるいは昨今新型コロナの感染やインフルエンザ等も広がっておりますので、急がないといけないと思うのですけれども、去年の10月から空調機を停止しているということでした。それから今現在も停止しているわけですね。どういう形の対処法をなされているのでしょうか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 停止のままです。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 停止ですけれども、その代替とか、いろいろな方法も、停止したままで、皆さんは仕事されている、あるいは市民の皆さんがそこを利用している状況ですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 停止したのは去年の末、冷房を止めている段階ですので、今現在も冷房はつけておりません

ので、先ほど説明したように冷房を稼働するのは例年5月、ゴールデンウィーク明けにはしていますから、そこまでには何とか対応したいということで、この事業を出しているということです。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それは一日も早く、迅速に、予定されているエアコンとか、設置していただきたいのですけれども、その間、今は3月ですけれども、完成するまで、5月ですか、予定は。5月3日。その間の対策というのは、あるいは何も対策は取っていないのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 現在は何もしておりません。そのために5月、通常稼働するまでに、この整備を終えたいということでの事業化ですから、それまでには工事にも入っていきたくと。ですので、稼働するまでに、通常こちら本館でも稼働するのがゴールデンウィーク明けですから、それまでには整備をしていきたくと。ですので、それまでの間、何もしないのかというのは、今こちら空調は止めていますので、何もしないというのではなくて、通常稼働させていないということで、御理解いただきたいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 議会の会議室等々の整備とは違うのではないですか、別館のほう。常時職員がそこで出入りして、そこで業務に入っているわけですよね。それでも大丈夫なのですか。例えば換気をよくするとか、空調が止まっている間、ふだん密室の状況ではないのかなと。長居したことはないのか、分からないのですけれども、それは大丈夫ですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 通常換気ということにいけば、窓を開けたりして換気は可能です。今言うところは、恐らく大変暑いという日々があったときのことも踏まえているのかなとは思いますが、その際には大変申し訳ありませんけれども、冷房が使えませんので、それとこの時期は、冷房稼働させませんので、個別についているところは別です。こういう部屋は個別でできますので、そういったところは別として、庁舎、建物自体の冷房の稼働はいたしませんので、換気の点で御質問ですけれども、換気については、先ほども説明したように窓とか開けて、空気の入替え等は、これは常時、コロナ対策もありますけれども、各課のところで行われているというふうに思っています。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、庁舎の空調設置のための工事を行っていくということだが、これについては、これまで使われている空調関係というのは、修理、補修というのは全く考えていないのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 先ほども説明をいたしましたけれども、壊れている部品というのは、もう生産が終了していて、新品ではないと、供給できないということも受けてございますので、今ある機器を修繕しようということは非常に難しいと思っております。なので、本来であれば全面入替えということなのですが、それをするのは大変なお金と時間がかかりますので、今時期的に、これが5月までに間に合うかということ、全面ですよ、改修、これは無理というのは分かっていますから、このように今個別で冷房を設置して対応していきたいということでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それで、2階、3階合わせて9台、全体としては17台のエアコンを稼働させる。替え

た場合に、合計26台になるのかな、それを各課につり下げ型になるという話なのですけれども、そういう形で全部1階から3階まで設置していくわけですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 説明がちょっと足りなかったのかもしれませんが、設置する台数は合計で17台です。もう一度説明します。2階には8台、3階は9台、合計17台です。別館の庁舎1階には公用車駐車場と倉庫とか、そこには別に設置はしないということですので、御理解いただきたいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 クーラーの稼働時期である5月までには、ぜひとも工事を完了させていただいて、市民の皆さんの負担、迷惑がかからないように、そしてまた職場の環境ですから、やってみないと分からないということもあるはずですが、これまでのしっかりした空調が完備されていた状況とは、恐らく違うところも出てくるのではないかなと思いますので、そこは対応していかなければならないと思いますので、よろしく。これについては、以上終わります。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。上地安之委員。

○上地安之 委員 先ほど桃原功委員より質疑がありました、基地返還跡地転用推進事業。今回他市町村での不用額を県との調整で、宜野湾市に流用してもらったということですが、その金額というのは幾らなのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 御質疑にお答えいたします。歳出予算の2款1項6目の企画費の説明欄14番の宜野湾市特定駐留軍用地等内土地取得事業基金積立事業に関連する質疑で、一括交付金の流用額が幾らだったかという御質疑だと認識しておりますが、こちらは他市町村の不用額等からの流用額といたしまして総額でございますが、15億6,859万4,000円、こちらのほうを他市町村からの流用ということで頂くという形で調整をしております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それは市町村配分金については、不用額は発生していなかったということですか、結果的に。つまり、宜野湾市に15億円、他市町村についても流用された、配分されたということになると思うのだけれども、その不用額というのは、市町村分の不用額というのはなかったというふうに理解していいのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 県全体の不用額ということでしょうか。ちょっと県全体でどうなるかというのは、私も今認識しておりませんが、本市の不用額で申し上げますと、かなり小さくなるかなという認識でございます。ただ、やはりどうしても事業執行上、若干の不用額は出るかと存じますが、かなり小さくなるのではないかと今認識をしております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ここに来まして、最終補正で新たな財源の確保というのは、これは評価できることです。これは本当にすごい。本来であれば、これは不用額、国庫へ返納されているはずなのです。戻されているのです。ところが、今年度については、県とのいろいろな協議を進めていたか分からないけれども、市のほうも、かなり県と詰められたと思うのです。よって、本来不用額として国庫へ返納される財源が、市の最終補正で受けることができた、これについては、これは非常に評価が高いものだと思います。その経緯と

しましては、令和4年度、年度途中に新たな特定施設、その位置づけが功を奏したと思うのです。幼稚園、児童館の新たな県との協議の下での公共施設の位置づけが実った、それに対する経緯もあったと思うのです。ぜひとも、これからその事業については、まだまだ道半ばですから、令和4年度、年度途中に県との協議で幼稚園、児童館の位置づけが認められると。そういうのと同様に、まだまだ公共施設の位置づけというのがありますから、それは県と連携を深めてもらって、理解を深めてもらって、新たにその積立てられた財源が、その施設確保に、公共用地取得確保に、ぜひとも努めてもらいたいと思います。これだけの基金が、今積立てられておりますよね。これは積立てられておるのですよ、今回も10億円余りですから。そうすると、これは基本的には、公共用地の取得ですから、場合によっては、これも積立てるだけではなくて、これは積立てるのみではありませんから、それが執行できるような環境をつくってというのは大事ですから、幼稚園、児童館と言わず、それを拡大しないことには、同じくまた執行できなくなるのですよ。せっかく不用額が、ここに入ってきたにもかかわらず、それは基金を積み立てることが目的ではありませんから、ぜひともそれを視野に入れて対応していただきたいと思います。その中の1つがインダストリアル・コリドー、そしてもう一つが、今回条例が提案しております庁舎の土地、それもやはり視野に入れて、その基金の活用等をお願いしたいと思います。それから、それを積立てする際には、一つの事業の位置づけですから、それは8割の国庫補助、県を飛び越して一括交付金が充てられておりますけれども、市債についての基金の積立てもしなくてはならないと思うのだけれども、それはどうなのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの土地委員の御質疑にお答えいたします。49ページ、2款1項6目の説明欄14番、土地取得事業基金の積立ての財源としての地方債でございますけれども、こちらは説明欄14番の事業名の上のほうに書かれておりますが、市債として宜野湾市特定駐留軍用地内土地取得事業基金積立事業債4億7,100万円の地方債を起こすものでございます。こちら一括交付金については充当率8割でございまして、残りの2割の市負担分につきましては、100%の充当率で、こちらの地方債、4億7,100万円の地方債を予算計上しているという状況でございます。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 本来基金に入れる際には、交付金、そして市債を合わせた積立てをしていきますよね。取崩しをするときには、当然財源は市債に含まれているわけですよ。それは予算書には記載ありますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 この基金に積立てた後の取崩し、基金繰入金の中に市債であったり、国庫補助金が見えてくるかということでございますが、あくまでも基金に積立てた後の繰入金でございますので、こちら繰入金の中では見えてはこないものになってございます。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 分かりました。基金に入れる際の市債というのは明らかになるのだけれども、それは取崩しをして執行するに当たっても予算書には見えてこないということですか。

○財政課長 はい。

○土地安之 委員 分かりました。次行きます。46ページ、2款1項5目財産管理費の土地売払収入ですが、土地の売払いというのは、毎回補正予算でも予算計上、上がっていますよね。上がっております。ちょっと整理をさせていただきたいのだけれども、土地の売払収入というのは、ある意味、予算は計上したもの

の、それは実績の伴う報告になってしまっているのです。予算というものは、計上する、そして議会の審査をした上で、承認した上で、それは事業が進められていく。土地の売払いについては、それは事前に地権者と協議をした上で仮契約、契約をした後に財産収入として入ってくる、通常の予算の仕組みとは違ってくるような気がするのです。まずは、土地売払収入、その説明からしていただけますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 御質疑にお答えいたします。今の財産の処分というようなことだと思いますが、実は条例がありまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、これは地方自治法の第96条第1項第8号に基づくものです。市において、ここと言えば土地についてですけれども、1件当たり5,000平方メートル以上のものに限ると、これは議会の議決事項ということですから、今回土地の売払いで出てきている里道、こういったものは基本的には議会の議決事項には当たらないぐらいの小規模な土地面積ということでございまして、このような形、補正で上がってきているということです。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 少し整理できました。つまり、土地の面積基準に応じて、その範囲内であれば、契約して、入ってくる金についての予算計上で議会に報告をしていくというような流れになっていくのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ちなみに今回の273万9,000円、それは何件ですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 3件とも里道でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それの契約年月日を教えてください。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 1件が令和4年12月26日、2件目も令和4年12月26日、3件目が令和5年1月11日となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 先ほど地方自治法第96条、その面積基準の議会の承認を得なくてもいいというような内容の範囲内ということで理解していいのでしょうか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 法律の書きぶりは、議会の議決の要件がありまして、この場合でいくと、条例を定めていないといけないのですけれども、宜野湾市においては条例を定めて5,000平方メートル以上の場合が議会の議決事項とうたっているということでございますので、今回は里道の面積がちなみに1つ目が20.61平方メートル、2つ目が20.48平方メートル、3つ目が49.95平方メートルと小規模ということでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今の内容を、少し資料としていただけませんか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 資料提供したいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 お願いします。もう一点、普通財産の処分についても扱い是一緒ですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 普通財産においても、処分、土地、財産の処分をする場合、土地については5,000平方メートル、一緒でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。それからあと1点、いいですか。よろしいですか。

○石川慶 委員長 はい、どうぞ。

○上地安之 委員 43ページ、政策参与報酬、減額となっていますけれども、これの説明をいただけますか。

○石川慶 委員長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 上地委員の御質疑にお答えいたします。2款1項1目、説明番号02政策参与報酬につきましては、当初一月10万円の12か月分で120万円を計上しておりましたが、未配置のため皆減、補正減となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 令和4年度の政策参与の配置数というのは、2名だったのですか。2名の中の1人分が減額となっているのですか。

○石川慶 委員長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 政策参与の予算上は1人となっております、1人が未配置ということでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 令和5年度、新年度予算には政策参与報酬は計上されていますか。

○石川慶 委員長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 令和5年度当初予算において政策参与報酬は計上してございません。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ちょっと苦言になるかもしれないけれども、処理の仕方だけでも、当初予算に計上、当然その運用を予定していたと思うのですが、1年なのですよ。その期間補正しなかったのは、その年度途中からでも、配置を予定していたのか。それはどうなのですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 上地安之委員の御質疑にお答えします。令和4年度、先ほど秘書広報課長からもございましたけれども、1名の10万円掛ける12か月ということで、1名の政策参与の予算を計上しておりました。当初令和3年度は政策参与も計上して任用もしておりましたけれども、その方、それ以外の方ということで、これまでも調整をしてきたところ、やはりそれにふさわしい、適任者が、ちょっと調整がつかなかったということで、先ほど上地委員が、最後の補正でという御質疑もありましたけれども、やはり政策参与については、いろいろなアドバイスをいただいていますので、できるだけぎりぎりまでは調整しておりましたけれども、それが間に合わなかったということで、今回の補正減とさせていただきます。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。適任者が見つからないが、政策参与はアドバイザーとして必要ということですね。

最後に、全てにまたがっているのですが、報酬、何の報酬かという、会計年度任用職員の報償費が、かなり減額されているのです。これは2款だけに限らず、全ての款にまたがって、かなり減が発生しています。報償費というのは、会計年度任用職員については、パートタイムの報酬を、給与につきましては、これはフルタイムだと思うのだけれども、という位置づけだと思うのだけれども、特にこの会計年度任用職員の、パートタイムの職員は、このように減額をされているのが非常に目につくだけれども、これは当初にももちろん計上していますけれども、当初で任用ができなかったのか。あるいはまた、年度途中、何らかの理由で、それはやめられたというようなケースだと思うのだけれども、その内容について少し説明いただけますか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 土地委員の御質疑にお答えいたします。委員おっしゃるように会計年度任用職員については、執行残が結構多く出ておりますが、全庁的にといいますか、当初予算で計上はしますけれども、例えば代替事業でいいますと、職員の育休の代替が急遽出たりとか、あとは延長があったりとか、そういった形が出た場合に代替の会計年度任用職員を配置していくのですけれども、育休ですと3か月だったりとか、年度途中で出たりということで、1年間任用はできないというところからすると、会計年度を希望する方が、自分の希望と合わないとか、あと例えば預かり保育事業でいうと、午後からの保育士の勤務ということで、半日しかできないとか、そういう形ですと、御自身の任用希望と合わない、勤務体系と合わないところがあって、なかなかミスマッチといいますか、なかなか任用につながらないというような状況があって、1年通しますと、こういった執行残が最終的に残るような形となっております。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○上地安之 委員 報償費、給与費については会計年度任用職員に関わらず、それはバランス的にどうなのですか。会計年度任用職員が、なかなか任用できないような状況、あるいはまた給与を支払いされている会計年度任用職員についても状況が異なっているのか。そしてまた業務でも、それぞれの理由があって、なかなかマッチしなかったり、あるいは年度途中から状況が変化することもありますけれども、職務上、その影響等への対応、それはどのような取組をされているのか、説明をいただければと思います。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 任用につながらないことで、各部署が苦勞されているところは正直あると思っております。その部分は、残っている職員、会計年度任用職員を含めて、この業務のカバーをしたりというのは、それぞれの課でなされているところかと思っております。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○上地安之 委員 いろいろな理由があって、なかなかうまくいかないところもありますけれども、業務等の停滞にならないように、また一つそこら辺も進めていただければと思います。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 資料番号10番なのですが、行政サービスデジタル化整備事業の委託料、1,800万円の減額がされております。減額理由は書いてあるのですが、特別旅費の減額理由が実機試験の日程変更に伴い減額、その次の委託料1,800万円の減額理由もシステム構成の見直しが生じたことによるとあるのですが、少し説明できますか。要は、ここの機器は大丈夫かという確認がしたいのです。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 資料番号10番のほうですね、そのほうから説明させてください。まず、特別旅費の46万

円の減額なのですけれども、東京都の方にＪ－ＬＩＳ証明書交付センターというのがありまして……

○**桃原功 委員** 地方公共団体情報システム機構というやつ。

○**デジタル推進課長** はい。次年度基幹系システムが変わるのでのですけれども、それに伴って各証明書がちゃんと実際に発行できるかという部分をＪ－ＬＩＳの交付センターのほうで実際に確認する作業があります。これを今年度中の、実機試験といいますけれども、それをやる予定だったのでのですけれども、本年度できなくて、次年度以降にずれ込んでいる部分があります。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** できなかった理由。

○**石川慶 委員長** デジタル推進課長。

○**デジタル推進課長** 向こうの日程が合わなかったのです。ですので、私たちの都合で、いつ頃やりたいという形でできれば一番いいのですけれども、その辺がリクエストでできないものですから、どうしても先方のほうの都合に合わせる形なものですので、それで今年度中の執行が見込めないものですから、46万円減額。その後の委託料の1,800万円余りの不用額なのですけれども、減額理由をここに書いてしまったのですけれども、基幹系21業務というものが、国のほうで情報システム標準化に伴って、国が示すシステムに合わせた形で私たち市役所のシステムも変えていかないといけなくて、このシステム、一般の作業というのがありまして、国が示している標準的なシステムに、宜野湾市が使っている基幹系業務のシステムがどんぴしゃでいいに合えばいいのですけれども、若干不都合がありますので、合わない部分を合わせていく作業というものもあります。この見込んでいた費用より、実際に契約した費用が安く済みましたので、その部分の不用額が出ました。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** これは不用額。

○**デジタル推進課長** 具体的に申し上げますと、フィットアンドギャップ作業に大体397万円ぐらい費用が浮いたのです。もう一つ、介護、子育てを中心とした26業務のオンライン申請という形で、これも国のほうで進めていますけれども、それに合わせた形で、今実際使っているシステムを合わせていく作業がありますけれども、このほうが当初見込んでいた金額に比べると、約1,400万円浮いた形になりますけれども、実は当初の段階では、どういった具体的な作業が出てくるかという部分もあって、まだ見えない部分もたくさんありました。このオンラインの手續に関わる費用が、金額が確定したのが年明け、令和5年1月に正式に業者さんのほうから見積額が確定した……

○**桃原功 委員** 令和5年度の事業が令和5年に確定したの、そんな遅いの。

○**デジタル推進課長** これは全国的なもので、各ベンダーさんも物すごく慌てていると思います。こういった作業日程に合わせた形で金額が確定したものですから、今の時期に不用額が確定したものですから、3月議会で落とす形になります。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今、詳しく説明していただきましたけれども、例えば1,800余りの自治体それぞれこういう作業をＪ－ＬＩＳの交付センターでしているのですか。

○**石川慶 委員長** デジタル推進課長。

○**デジタル推進課長** ほぼやっていると思います。やっていない自治体は、オンラインシステムの部分は、

これは義務ではないのですけれども、例えば小規模の自治体さんは、恐らくその改修は行っていないと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 さっきの話を聞いたら、令和5年度の事業で、令和5年の1月で確定すること自体、ちょっと信じられないような答弁なのだけれども、今後大丈夫かと思うのだけれども、天下り企業でしょう、こっちは。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 システム改修、あとは各システムに合わせた形のピックアップギャップ作業等、各自自治体で行っていきまして、国のほうも期限を定めてやっていますけれども、ちゃんとそのとおりスタートするかどうかという不安は正直言っております。実際できますよとスタートとしても、どの程度本当にオンライン、できているのかとか、そういったまだ見えない部分はありますけれども、実際に走らせていきながら、いろいろな微調整は出てくると思っています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 例えばこれは主な事業で、1、2、3とあるのだけれども、マイナポータルの活用とかあるのだけれども、こういったことを委託する際に選択肢は、このJ-L I Sしかないの、それとも幾つかあるのですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 証明書交付の部分に関しては、J-L I Sさんだけです。その下の作業の見直しとシステムの連携見直しの部分がありますけれども、これは今、実際基幹系システム、ベンダーさんでないとできません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 減額の理由というのが、国がこうにしたいというか、スピーディーに対応できていないという実態だと思うのですけれども、これは皆さんだけの問題ではなくて、相対的な問題かなと思います。分かりました。また、新年度予算でもいろいろよろしくお願いします。

あと、49ページの世界のウチナーンチュ大会。本会議でも聞いたのですけれども、これは11月でしたっけ、ラグナガーデンホテルで世界中のウチナーンチュを歓迎したととてもいい大会だったと思うのですけれども、本会議でも質疑したのですが、あのときの料理というのは、言い方が悪いけど貧相で、5年に1回来るのに、こんなおもてなしなのとびっくりしたのだけれども、これが予算をきっちり消化できて、執行できているのだったら言わないけれども、こうやって減額しているのだったら、なぜもっといい料理は出せなかったのかなと。いいおもてなしがされたよというのが、できなかったのかなと思うのですけれども、答弁は、例えば人数に際して相当減って申込みがあったから、そういうことをやったと。であれば、これはどのぐらいの時期で注文を確定するというのは分からないけれども、そこはラグナガーデンホテルさんとの信頼関係で、人数が少ないから、料理のグレードをアップしようとかという調整はできなかったのかなと思うのですけれども、その辺確認してもいいですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 補正の理由としては、主に食糧費の減が大きな金額となっておりますけれども、やはりぎりぎりまで、当初予定していた450名から279名という、ぎりぎりまで参加人数をしっかり把握しております。

して、料理についても、このコロナ禍の中で、あまりみんなで取り合うのではなくて、一つ一つにピンチョスしたりとか、取りやすい、感染防止も含めた料理の内容、また外国人の方ですので、なじみのある、そういったフライドポテトであったり、揚げ物であったりというのも、ホテル側としっかり調整した上で、こういったものが好まれるかとか、そういった感染予防のために、こういった料理がいいかなということは、ずっと調整しながら決定したものであります。今回は、アルコール等、そういったものも提供せずに感染予防を行ったということもあって、金額のほうも少し抑えられたのかなというふうに感じております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 90万7,000円の減額ですけれども、当初予算は総額幾らでしたか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 総額476万8,000円、補正額は90万7,000円なのですけれども、このうち44万3,000円が食糧費、半分は食糧費の減となっております。

○桃原功 委員 幾らが食糧費。

○市民経済部次長 食糧費が当初243万9,000円予定しておりましたけれども、マイナス44万3,000円、199万6,000円支出しております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 確かにコロナ禍だったら、ビュッフェ方式は厳しいかもしれないけれども、それでもビニールの手袋をつけてまで……。もっといい料理だったらなと感じて、すみません。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 確かにちょっと食事の面では少し課題も今回伺って感じておりますが、ただアンケート調査等、皆さんから受け取った中では、やはりほとんどの方が肯定的な、いいおもてなしだったということで、肯定的な意見がございまして、あと一番よかったのは、市内のバスツアーとか、食事以外のイベント、ステージなど、とても好評で、喜ばれて帰っていかれたということで、ご理解をお願いします。

(「資料請求だけ1点いいですか」という者あり)

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 1点だけすみません。お願いします。補正予算書51ページの2—1—10の沖縄観光防災力強化支援事業、これは数年前に一括交付金に、それも踏まえて資料をいただきたいのですが、数年前に一括交付金の中で追加された事項でしたが、議会のほうからも相当多くの議員のほうから、これに対する要望等がある中で、皆さんが決定して実行した事業だったと覚えています。多分僕の勘違いでなければ、これが今年度最初なのかな、新年度予算の中で、ちょっと項目は見えないのですけれども、この事業の総括も踏まえて、今回の減額の理由と、この事業スタートからの実績、内容を含めた資料を頂きたいのですけれども、いかがですか。

○石川慶 委員長 防災機器管理室長。

○防災危機管理室長 宮城克委員の御質疑にお答えします。資料を提供したいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 私も1点だけ。ページが56ページと57ページで、2款4項1目から11目の選挙についてです。今回トリプル選挙で、かなりすごい忙しく、選管の皆さんは大変だったと思います。その中で台風が2度訪れるということもあって、市議選のポスターが多く張れなかったということがあって、その

ときの予算なのですけれども、全体的に減額となっている理由は何でしょうか。

○石川慶 委員長 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 資料を提出します。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ぜひよろしく申し上げます。また、4年後も同じように選挙があるので、予算の確保が必要かなと感じました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○石川慶 委員長 皆さん、1時間以上経過していますので、ここで休憩したいと思います。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時10分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時20分）

○石川慶 委員長 続いて、3款民生費について審査を行ってまいります。また、10款4項1目の幼稚園費の一部もこの時間帯で質疑をお願いいたします。

それでは、質疑がありましたら、挙手にてお願いいたします。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしく申し上げます。歳出のほうで少し確認させていただきたいのですけれども、3款1項の社会福祉費が減額になっているのですけれども、この理由について、3款1項の社会福祉費が全体で減額されているのですけれども、その理由をお願いします。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上里委員の御質疑にお答えをいたします。歳出の3款1項の社会福祉費が大幅に減額となっている理由ということでございますが、予算書でいいますと、4ページを開きいただきたいと存じます。4ページでございます。4ページのほうは、こちらは第1表歳入歳出予算補正となっております。4ページからは歳出における増減を記したものとなっております。今、上里委員から御質疑がございました、3款1項社会福祉費につきましては、今回の補正予算で1億776万6,000円の補正減となっております。こちらの補正減の主な大きな要因といたしまして、代表的なもの、ちょっと例を挙げさせていただきますが、62ページをお願いいたします。予算書の62ページでございますが、3款1項1目社会福祉総務費の説明欄11番、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、こちらが9,000万円の減となっております。こちらは国庫補助、10分の10でございますので、国庫補助金も同額の9,000万円の補正減となっております。また、そのほか、3款1項の中の主に扶助費、また補助費等の執行残、こういったものの補正減が出た結果、1億円余りの補正減になったものと理解しております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。臨時特別給付金事業の9,000万円、とても大きな要因かなと思っているのですけれども、個別に確認させていただきたいのですけれども、63ページ、3款1項3目の老人福祉費が310万円減額となっております。今回コロナ禍の中で、なかなか利用ができない、思ったような利用ができないと、そういった状況が続いてきている中で、感染対策を十分にしながら老人福祉センターの運営費に充ていくと理解しているのですけれども、この中でも最終的な補正の中で310万円減額になっているのは、こういった理由で減額されているのか、その辺ちょっとお願いしたいと思います。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 上里委員の御質疑ですが、補正減につきましては、赤道老人福祉センターで次年度空調改修工事がございます。それに向けて、今年度は設計業務の委託をしてございまして、そちらの執行残になってございます。

○**石川慶 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** 次年度、空調の改修というのは把握しているのですけれども、この設計業務の執行残310万円というのが、理解、納得できなくて、その辺ちょっと。

○**石川慶 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** こちらは入札残になってございます。

○**石川慶 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** 入札残ということは分かったのですけれども、当初の予算というのは、額は310万円減額になるのですか、入札において。多分入札制度ですので、ある程度の加減というか、決められている中で、皆さん入札していくと思うのですけれども、その辺ちょっと確認したいのですけれども、当初の予算と入札額というのですか、その辺ちょっと教えていただきたいのです。

○**石川慶 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 当初予算996万8,000円になってございます。

○**石川慶 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** 今、質疑させていただいたのですけれども、こういった設計になっているのか。当初予算、入札含めて、詳細が分かる資料のほうをお願いしたいのですけれども、当初予算を組んではいるのですけれども、この設計の内容がどう変わったのか。今、赤道の老人福祉センターの利用の状況とか、高齢者が使うところで、換気を直したり、空調のシステムが変わったりしたのか、そういったところをちょっと確認させていただきたい。これは資料でお願いしたいです。

○**石川慶 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 設計業務自体は、建築課のほうに執行依頼をしていますので、確認して提供させていただきます。

○**石川慶 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** よろしく申し上げます。以上です。

○**石川慶 委員長** ほかに質疑のある方。宮城克委員。

○**宮城克 委員** 資料を頂いているので、まず71ページです。歳入の説明14からいきましょう。資料の番号が15、16、17、19、21というふうになっている資料です。よろしいですか。資料の裏面のナンバー15です。事業名が14、保育士試験対策事業ということで、ここに説明に書かれていますが、事業内容として、保育士の試験、筆記、または実技試験の科目に係る講座を開くとありますが、これはどこが、どのような講座を開いているのか、説明いただけますか。

○**石川慶 委員長** こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** 保育士試験対策事業ですけれども、今回もコロナ対策のためにズームで開催しております。保育士試験の科目が9科目ございまして、その9科目をズームのほうで開催しております。1日2時間の60日、これを前期と後期の2回開催しております。

○**石川慶 委員長** 宮城克委員。

○宮城克 委員 これは、ここで令和4年度の実績ということで、ここに実績が書かれているのですけれども、前期、後期で、前期32名、後期21名、合わせて53名、合格者が10名ということなのではけれども、ここで気になるのが、前期の合格者4名のうち2名は市内保育施設に勤務予定、あと2名どうなのかなと。あと、後期の6名についても就活中とあるのですけれども、これは幅広いのですか、宜野湾市内という限定で募集をかけられなかったり、県の補助10分の9ですから、幅広いのかな。うちの市からも補助を10分の1出しているわけですから、全員市内の保育所に就職してほしいと思うのですけれども、従事してほしいと思うのですけれども、その辺皆さんはどのように考えているのですか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 募集の際に、将来的に宜野湾市のほうに就職を希望する者ということであってございまして、結果、宜野湾市内に就職したい方を排除するものではないものと考えております。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 ちなみに僕らの感覚で言えば、みんな宜野湾市に従事してほしいと思うのですけれども、宜野湾市内の保育所ってあまり人気ないのですか。厳しい言い方をすると。できればみんな宜野湾市に働きたいと思わせるのが、皆さんの役割だと思うのですけれども、市内に住んでいるから宜野湾市役所に申込みして、全部市外に出ていくというのはもったいないのかなと思うのです。その辺というのは、皆さん、広報というか、保育士が充足するような案内というのは、広報活動というのはされているのですか。違う何かあるのですか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 我々も宜野湾市内の保育所のほうに就職をしてほしいということで、令和4年度からでしたけれども、市内保育所のバスツアー開催をさせていただいて、いろいろやってはいるのですけれども、結果として、ほかの市町村に就職する方もいらっしゃいます。この辺、後追いの調査のほうも委託業者のほうを通じて今後も追加で後追いの調査は継続していきたいと考えております。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 分かりました。補正のものなので、質疑はこの辺にとどめて、また新年度のときに同様にやっていきますので、よろしくお願いします。

続いて、ナンバー17、事業名16の保育士宿舍借上支援事業、文字というか、タイトルというのは、事業名を見ると、宿舍借上と書かれているので、イメージとしては、宜野湾市のほうで、例えばアパート1棟借りとか、何かそういったものを市のほうでまとめて借り上げて、そこを提供しているようなイメージがあるのですけれども、事業内容の説明をお願いします。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 保育士宿舍借上支援事業でございますけれども、事業の内容としましては、保育所等の事業者が保育士用の宿舍を借り上げた際、その費用の一部を補助する内容となっております。基準額の上限が月5万3,000円となっております。今回ちょっと1,000万円余り補正減となっておりますけれども、当初事前の要望調査を行った際、12園、35名の予算規模で手が挙がったのですけれども、実績で9園、26名となったための補正減となっております。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 説明ありがとうございました。今の説明から意図的には、何か優遇措置というか、また保

育士も宜野湾市での、いわゆる働き方改革なのかな。ここでのメリッ的なもので多分やっているものだと思うのですが、今の説明で大まかなものは分かりました。これも内容、そういったものではなくて、僕は1棟借りして、そこを社宅ではないのですけれども、そんな感じのイメージなのかなと思ったのですけれども、これは人数が減になった理由は分かったのですけれども、それを踏まえて皆さん、新年度にも反映させる方法を検討していると思います。次の新年度の予算の時にここはしていきたいと思いますので、要するに保育士の確保だと思いますので、今の踏まえた上で、次、新年度で質疑したいと思います。

すみません。もう一点、ナンバー21、事業名22の県外保育士誘致支援事業、数年前に、たしか衝撃的だったのが、浦添市の松本市長がこれをマスメディアに表明して、県外から保育所に誘致していくというのが、多分最初だったのかなと思うのですけれども、いいものは見習って、保育士を確保していくものだと思うのですけれども、僕がびっくりしているのは、令和4年の実績なしとあるのです。まず、事業の概要から、実績なしというところの理由を皆さんはどう考えているのか、伺えますか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 沖縄県が行う保育士・保育所総合支援センターにおける就労支援事業と連携をして県外から沖縄県内に居住し、かつ宜野湾市内の保育所等に保育士として就労した者を雇用する者に対し、就労した場合にかかる渡航費等の移住に要した費用の一部を補填する内容でございます。令和3年度から始めた事業でございまして、令和3年度は1名おりましたけれども、令和4年度は実績がないような状況でございます。沖縄県が行う保育士・保育所総合支援センターにおける就労支援事業と連携してございますけれども、県のほうが独自に本土からの保育士の方を採用した際にも活用できる補助事業はございますけれども、令和4年度は残念ながら実績がなかったということでございます。以上です。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 今、説明していただきましたが、実績なし、令和3年は1名と。やはり保育士の確保というのは、それは沖縄県だけではなくて全国的だと思うのですけれども、せつかくの10分の9の補助があって、見込みとしても6名の予算計上もして、ちなみに応募というか、問合せ自体もゼロだったのですか。それとも数件問合せがあったけれども、その方が就労に至らなかったという話なのか、実績問合せとかなかったのですか、ゼロなのか、その辺で全く話が変わってくると思うのですよ。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 市のほうへ直接問合せがあったかについては、ちょっと確認が取れていませんので、確認したいと思います。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 これ以上深く追及しませんけれども、新年度予算で間違いなく出てくるのです。計上されています。皆さんが、例えば問合せがなかったとなったときに、例えば新年度に向けて、またどのような皆さんが広報活動というのをやっているか、やっていないかによって、ゼロか、マイナスじゃないですか。なぜ前回問合せがなかったのかな、例えばホームページや、SNSを活用した上でのヒットするような、例えば沖縄県に宜野湾市というところがあって、そこは結構興味深かったから、見る価値があるよ的な、そう思わせるようなものというのはあるのかなと。それが新年度に反映されているかというのは、また新年度予算のときに確認させてもらいますので、その辺は調べておいてください。補正では、深くは追及しませんけれども、でも一緒だったら、また意味ないですから、その辺皆さんがどのように総括して、例えば反省すると

ころは反省、だけれども、こう考えるべきところは、こう考えていくという見直しは行っていると思いますので、今日はこの辺でとどめたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 予算書の68ページ、69ページの3款2項2目児童措置費の、68ページの一番下段の児童手当交付金4,300万円の減額とありますね。その次の児童手当支給事業6,100万円の減額、この2点の減額理由を説明をお願いします。

○石川慶 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 御回答申し上げます。予算書68ページ、一番下の国庫負担金、児童手当交付金4,347万7,000円の減額と68ページの一番上、県負担金、児童県負担金896万5,000円まで同じ児童手当支給事業、この68ページの04番、児童手当支給事業の減に、ごめんなさい。69ページ、申し訳ないです。69ページの04番、児童手当支給事業6,141万円の減に伴う国庫負担金と県負担金の歳入の減でございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 68ページの03番の児童手当交付金の4,300万円と69ページの児童手当支給事業6,100万円は別物ですか、一緒ですか。それぞれの説明を少しをお願いします。

○石川慶 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答え申し上げます。予算書68ページの03番、児童福祉事務運営費は、こちらは単独事業でございます、そこから分かれて、この児童手当交付金の次の69ページの04番の歳入ということになっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 まだよく分かっていないけれども、03番の児童福祉事務運営費、これは児童手当の交付金ではないわけですか。それで、69ページの、これは支給事業だから、児童手当の支給ですよ、減額理由をお尋ねします。なぜ減額なのか。

○石川慶 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答え申し上げます。予算書69ページ、04番、児童手当支給事業の6,141万円の補正の減でございますが、こちらは大きく理由が2つございます。まず1点目が、少なくとも過去5年にわたって児童手当の延べ児童数、支給対象である延べ児童数が徐々に減少している状況でございます。その児童手当の支給事業、延べ児童数が令和4年度で、年間で3,651人分、少なく見込んでおります。2点目が、令和4年6月1日施行で、児童手当法の一部改正がございました。そちらによって児童手当が、受給が、すみません。資料番号25番でお願いいたします。失礼いたしました。資料番号25番の真ん中です。線で囲ってある部分でございます。児童手当法の一部改正が令和4年6月1日に施行されまして、それまで所得が高い世帯への児童1人当たり月額5,000円の特例給付を支給しておりましたが、法改正によりまして、所得の上限限度額が創設されまして、10月10日の支払い日からは上限限度額を超える世帯への児童手当の特例給付の支給がなくなりました。それによりまして、年間2,618の延べ児童数の分が減となりました。あわせまして、延べ児童数で、令和4年度で6,269人分の延べ児童数の減を見込みまして、今回6,141万円の補正減としてございます。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、整理すると、理由は2つあって、減額理由は、5年間にわたって実態調査が減って

きているという点と、2点目が、年度内、令和4年度内に法改正等があつて、対象者が少なくなったということで理解していいですか。

○石川慶 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。次に生活保護に移ります。生活保護総務費、77ページ、補正前が2億7,600万円に対して減額が約1,400万円、減額理由をお尋ねいたします。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 桃原委員の御質疑にお答えいたします。77ページの3款3項1目生活保護総務費、全体的に補正減額ということで、1,479万円の補正減となっております。その中におきましては、職員給与としての部分が493万2,000円の減というふうになってございます。これについては、職員の異動等により生じるものだと思いますので、事業としては、その下の02と03の生活保護事務運営費及び生活保護適正化等事業のほうに事業費というふうになっております。生活保護事務運営費に関しましては、令和4年度内の会計年度任用職員、ケースワーカーの未配置分及びケースワーカーの募集においては、資格を求めて募集をしておりますけれども、社会福祉士、あと社会福祉主事等の資格を求めておりますが、その採用された者の資格による差、それとあとは1名が年度途中で退職したことによる報酬の減ということで、生活保護事務運営に関しては、時間外勤務手当も合わせまして297万2,000円の減額となっております。あと、03番の生活保護適正化等事業に関しましては、生活保護を受給されている方が就労であったりとか、あとは健康の保持であったりとか、そういったところを自立に向けて適正に支援を行うための人件費等が計上されておりますけれども、主には3名分の会計年度任用職員の報酬が減となっております。未配置なのですけれども、配置できなかったのは、介護補助事務員1名、あと年金調査員2名が年度途中で配置ができなかったことがありまして、この分の補正減となっております。年金調査員については、年度途中で未配置期間がございましたが、現在は配置されているところでございます。以上でございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、まだ定数に達していないということでもいいのか。その辺はいかがですか。大変きつい事業だと認識していますけれども、会計年度任用職員は採らなかったということですか、その3名分減額になっているということは。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 ただいまの質疑にお答えいたします。77ページ、02生活保護事務運営費につきましては、先ほど福祉担当次長から答弁がございましたとおりですが、ケースワーカー5人分の予算がありますが、うち1名が8月末に退職したところなのですが、その後募集をかけておりますが、現在まで未配置の状況となっております。03の生活保護適正化等事業につきましては、会計年度任用職員は配置できている状況でございます。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 8月1日に退職された方の穴埋めというのは、では現在は会計年度任用職員で充当できているということでよろしいですか。

○石川慶 委員長 保護課長。

○**保護課長** ただいまの御質疑ですが、そもそも会計年度任用職員の報酬の減ですので、正職員が退職したわけではなくて、会計年度で4月に任用した人が8月末に退職されて、その後後任の会計年度任用職員のケースワーカーが配置できていないといった状況でございます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 宜野湾市のケースワーカー1人当たりの件数の持ち数というのは、現在どのぐらいなのか。

○**石川慶 委員長** 保護課長。

○**保護課長** すみません。ちょっと正確な数字は、今持ち合わせていないのですが、年度当初は80件余りだったのが、今現在会計年度の減、あと年度途中で正職員自体が育休に入ったところもありまして、その影響もありまして、今100件近くケースを持っている状況でございます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** とても心配ですよね。80件だったのが、当初、今は1人当たり100件持っていると。大変心配しています。仕事量自体が大変厳しい状況だと思うので、対策が急務かなと思うのですが、これは法律的に1人当たりの件数というのは何件ですか、法律では。

○**石川慶 委員長** 保護課長。

○**保護課長** 法令上、大方の目安として標準数的なものが示されてはいるのですが、それからすると、おおよそ1人当たり80件程度が適当な件数ということになっております。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 法律では80件じゃないのではないですか。もっと少ない認識をしているのです。これは後で調べて報告ください。

○**石川慶 委員長** 保護課長。

○**保護課長** すみません。後ほど確認して報告させていただきます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。大変厳しい状況だなと思っているので、人員の配置を進めるというのは、しっかりされていると思うのですが、財政も、ぜひその辺、今一人倒れたら大変ですよね。そういった状況の中で、やはり職員の健康を守っていくという観点からもぜひお願いします。

最後に1点、宮城克委員が資料要求した資料からお尋ねしますが、15から21までと書いてある、番号19番の事業名が保育士正規雇用化促進事業、減額理由で、当初17園、22名対象者を計画していたけれども、当事業補助申請というのが6園8名にとどまったためとあるのですけれども、それで1,000万円余りの減額なのでしょうか。もう少し詳しく説明いただけますか。対象事業というのは22名対象なのだけれども、予算化したけれども、8名しか手が挙がらなかったということなのか。そうであれば、その理由は何なのか、お尋ねしたい。

○**石川慶 委員長** こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** ただいまの質疑ですが、保育士正規雇用化促進事業ですが、これは正規雇用の保育士が前年と比べて増加しているというのが一つの条件となります。その際、事前の調査に基づいては17園から22名を採用予定ですということで、声が上がりましたので、それを予算化しました。実績としましては、それだけの保育士の採用ができなかった点が出てきたものですから、それに伴う補正減となっております。

大きな理由は、やはり保育士不足で、なかなか保育士の採用が難しい状況があるのかなという認識をしております。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 宜野湾市に限ったことではないと思うのですが、保育士の賃金等を上げたと思うのですが、宜野湾市も。それでもなかなか集まらないという現状なのか。それで、この上げた額というのは、近隣自治体と比べて同額ぐらいなのか、それとも低いのか、高いのか、説明をお願いしますか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 保育士に対する処遇改善で、約9,000円だったと思うのですが、これは近隣の市町村並みに上げてございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは次年度も続いていくことですが、どうやって確保していくかという対策、計画というのは協議されていますか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 これまで本市のほうでも保育士確保について、様々な事業を展開させていただいてるところではございますけれども、なかなか保育士不足は全国的にも今大きな問題になっていますけれども、まだ対象園児のほうが多いことから、保育士不足は非常に大きな課題となっております。今後どのような形で、これを解消していくのかという御質疑だと思いますが、令和5年度については、新たに過去1年間に就職していない、潜在保育士や新規の保育士の方々が宜野湾市内の保育園のほうに就労した際には就労支援金という形で、1人10万円の予算を令和5年度は計上させていただいておりますので、そういったもので保育士の確保につながればと考えております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 引き続き頑張ってください。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 資料要求をお願いします。75ページ、3款2項3目、08、放課後児童対策補助金事業、これが大きく減になってます。その理由ですね、実績もあると思いますので、分かりやすい資料を提供してください。

それと、76ページ、これも同じ放課後児童クラブ支援強化事業があって賃借料支援というのがあります。これもまた減になっています。今よく放課後児童クラブというのが、待機児童が多いというお話が来ます。多くの議員にも来ています。保育所もそうなのですが、逆に言えば小学校から家に帰っても一人なので、その現状、参考までに資料として、宜野湾市内の公立ではない児童クラブの一覧表も参考資料として添付してください。お願いします。以上です。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 資料のほうを提出したいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 一般会計補正予算の62ページの3款1項1目の11番、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業なのですが、説明は分かりました。申請件数は減になったということで、その分かる資料を提出していただきたいと思います。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 提出いたします。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 今、質疑に挙げた放課後児童対策補助金事業のほうですけれども、75ページです。この放課後児童対策というのは、児童デイサービスとか、学童クラブになりますか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 放課後学童クラブの運営費となっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 先ほど宮城克委員の資料にあった保育事業のところですが、保育士の対策、71ページの3款2項2目保育士確保対策事業補助金なのですが、保育士確保は大変なのですが、減になっている理由を知りたいのと、保育士の待遇がよくないから資格は持っているけど就職しないということを知人が言っているのも、これが減になっている理由です。お願いいたします。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 71ページの説明番号13番、待機児童対策特別事業、285万6,000円の減の理由でございますが、この事業概要ですけれども、これは認可外保育施設の認可化促進や保育所入所待機児童の適切な保護及び認可外保育施設児童の処遇の向上を図ることを目的として、保育材料、主におもちゃとか、施設の修繕とかになっている補助となっております。これが当初認可外の保育施設が23施設ございますので、この上限30万円で予算を計上してございましたが、実績として上がってきたのが16施設だったので補正減となっております。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 それと、71ページの説明17なのですが、特別支援保育事業、これも大幅減なのですが、この理由をお願いいたします。

○石川慶 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 3款2項2目、説明番号17番の特別支援保育事業なのですが、資料番号の18、20、丸がついた、先ほど差し替えた資料ですけれども、御参照いただきたいと思います。こちらのほうに事業の概要を読み上げて説明します。心身の発達において障害を有する等特別な配慮を要する児童に対し、集団保育等を実施することで、当該児童と他の児童相互の健全な発達を支援することを目的としております。こちらのほうで主に特別支援保育、障害児保育事業を実施している市内の法人認可保育園、認定こども園に対する補助金等を計上しております。補正理由のほうなのですが、認可保育園等において特別支援対象児童の保育を実施するための保育士及び保育補助者の配置を80名と見込んでおりましたが、61名にとどまったことによる特別支援保育事業補助金の減が主なものです。そのほか、医療的ケア児対応の訪問看護委託を実施しなかったことによる委託料の減、あと保育所に配置しております看護師の時給差額による期末手当の減や社会保険料負担金の減となっております。以上でございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 この説明の中で、保育士及び保育補助者の配置を80名と見込んだと、80名欲しかったけれども、足りなかったということですか。

○石川慶 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 では、20名近く不足したということですか。

○石川慶 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 大変だと思いました。あと、まだあります。64ページです。3款1項社会福祉費です。7目01地域自殺対策緊急強化事業に関するものなのですが、自殺が増加傾向にあるというふうに聞いているのですが、どのような状況でしょうか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。64ページの3款1項7目、説明欄の01、地域自殺対策緊急強化事業の減額補正34万3,000円でございますが、委託料を減額してございます。これは何かといいますと、今年度宜野湾市の自殺対策計画を策定するに当たり、その策定業務の支援を支援業務として委託をしております。その契約執行残ということでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 すみません。後半をもう一回お願いできますか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 失礼いたしました。今年度、宜野湾市の自殺対策計画を策定するというので、その計画の策定の支援のためにコンサルに委託しておりますけれども、それを委託した、委託契約した執行残ということでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 あと、最後です。112ページ、10款4項1目、大丈夫でしょうか。

○石川慶 委員長 どうぞ。

○プリティ宮城ちえ 委員 10款4項1目の幼稚園費なのですが、その112、113ページにまたありますが、幼稚園も保育園も小中と一緒に、すごく厳しい状況みたいなのですが、全体的に減となっています。その理由をお願いできますか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 ただいま御質疑がございました、112ページから113ページにかけての説明番号03、04については、教育委員会のほうの所管になりますので、10款のほうでの答弁をお願いしたいと思います。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

○プリティ宮城ちえ 委員 はい。

○石川慶 委員長 今の件に対しては10款のときにお願いします。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 65ページをお願いします。障害者福祉費の中の07、障害者日中一時支援事業が大きく減額になっています。不要だったのかなと思ってはいるのですが、利用者が少なかったのか、その令和4年度の資料を提出できますか。日中一時支援費が減になった、まず御説明をお願いします。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。3款1項8目障害者福祉費、07、障害者日中一時支援事業380万6,000円の減についてなのですが、こちら11月までの各月の実績を基に今年度末までの見込み額を計算しております。その結果、不用額の発生というところからの減になっていますが、この障害者日中一時支援事業の令和元年から令和2年、令和3年と年々決算額でいうと大分減少傾向にあります。その理由までは、細かな分析というものは、できていない部分はあるのですけれども、ちょっと分析は、まだ十分にはできていない状況です。

(「資料」という者あり)

○障がい福祉課長 資料については、これは利用実績等の資料でよろしいということでしょうか。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 先ほどもありましたけれども、令和元年、令和2年、令和3年でいいのですけれども、この福祉の概要に出ていますということで、多分答弁されると思うのですが、ペーパー1枚でまとめてもらって、障害者日中一時支援事業の内容を書いていただいて、多分利用者が少ないのかなと、なっているのかなという部分もあるのですが、コロナ禍があって、多分利用できていないというふうに見てはいるのです。資料として、また令和5年度の新年度予算の中で質疑をさせてもらいたい。以上です。よろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 今、伊波委員からありました、資料について作成して提出していきたいと思います。

○伊波一男 委員 以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 これで最後です。先ほど私が質疑した、64ページの3款1項7目の地域自殺対策緊急強化事業の件ですけれども、例えば若年層の自殺が増えていると、とても気になっているのですけれども、宜野湾市の状況、調査とかは行われているのか。もし分かっていたら資料を頂けますでしょうか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 今回の計画策定業務は、今は進行中でございます。コンサルに委託して調査は終わっているところなのですが、これは市内の2,000名の方にアンケート調査、自殺に対する意識調査というものを行ってまして、その意識調査の回答を基に計画を今策定しているところなのですが、私たちのほうで、例えば児童生徒の自殺の数がどの程度かというところの調査は、私たちのほうではやっていないです。これはまた別の国の機関のほうでやっているのかなというふうに思っております。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 69ページの、先ほどの児童手当の支給事業なのですけれども、分かりやすい資料をありがとうございました。実は推移を見たいものですから、令和元年度から令和3年度までの当初の予算、そして決算、見込数、最終的な児童数、児童支給の数をいただけますか。資料のほうをお願いします。

○石川慶 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答え申し上げます。令和元年度から令和3年度までの経過等につきまして、資料を作成して提供してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 では、皆さん、質疑はよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 よろしいですね。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。
(午後0時20分)

◆午後の会議◆

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

まず初めに、保護課長より午前中の保留中の答弁がありますので、答弁をお願いします。保護課長。

○保護課長 午前中の桃原功委員の質疑にお答えいたします。ケースワーカーの標準数について、根拠についての質問がありましたが……

(何事かいう者あり)

○保護課長 失礼いたしました。午前中、桃原功委員からありました、保護課のケースワーカーの標準数についての法的根拠でございますが、社会福祉法の第16条において所員の定数というものが定められておりまして、その第2項において、市の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が240以下であるときは、3とし、被保護世帯数が80を増すごとに、これに1を加えた数と規定されております。以上のことから、市のケースワーカーの被保護世帯数の標準としては80件ということになっております。また、補足ですが、この1項において、都道府県の設置する事務所という規定がございます、沖縄県でいうと中部、北部、南部の福祉事務所が該当しますが、こちらについては、この標準数が65ということで定められているところでございます。以上になります。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

○桃原功 委員 はい。

○石川慶 委員長 では、続きまして、4款衛生費について一括して審査を行ってまいります。

質疑がございましたら、挙手にてお願いいたします。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 4款の、資料は11、23です。そして、予算書のほうは4款1項2目です。予防費になります。ここで資料のほうも御覧になってください。子宮頸がんワクチンのほうなのですが、当初予算額、見込額というので、かなり下回っているのですが、市民の要望に大きなずれがあるように感じていますが、どのようにこの数字を見ているのでしょうか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。皆さんに提出をしました、資料11、23のほうに少し、補正理由のほうにも書かれていますが、12節の予防接種事業の委託料、子宮頸がんワクチン予防接種委託料の補正理由のところを御覧いただきたいと思います。子宮頸がん予防、HPVワクチン接種は、平成25年度に定期接種化となったが、接種後に運動障害等多様な症状報告が相次いだことにより、同年に積極的な勧奨が差し控えられていたという状況がございました。その後、国の専門家会議においてワク

チンの安全性についての特段の懸念が認められないことが確認されました。そういった経緯がありまして、令和4年度より国のほうで積極的勧奨再開を実施するよう通知等ありまして、それで本市としまして、全国の各市町村と同様に通知等発送を実施しております。しかしながら、当初予算のほうでは、接種勧奨しても初年度ということもございまして、他の予防接種の接種率も参考にしながら、接種率は50%として設定して予算を計上しておりましたが、実績においては、接種件数がかなり見込みを下回るため、今回の補正となっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。しかし、今、沖縄県内でも副作用で苦しんでいる患者さんたちがいることと、それから日本、ドイツ、イギリス、やっている国々で、やはり副作用で苦しんでいる人たちがいるということなど、そして市民の考え方、それからそういう動向を見て、市の考えはどうですか。市として、国が積極的勧奨を再開したから推進していくという立場ですか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 プリティ宮城ちえ議員の御質疑にお答えいたします。健康被害の状況ということでございましたが、積極的勧奨は差し控えていた期間等、国のほうでは件数的に副反応等の症状については、多くはないという状況、少し資料は手元にはございませんが、そういったこともあるということと、あと副反応があった症例の状況と、その因果関係等についても、いろいろ精査を国のほうで、この間にできておりますので、そういったことも国の審議会等において検討された結果、今回ワクチンを控えることによる子宮頸がんを発症するリスクと子宮頸がんワクチンを打つことによって子宮頸がんを予防できるところを勘案しながら、予防することによって発症を抑えるリスクも大切だということでの判断になっておりますので、ただその際は、国のほうにおいても、厚労省のほうから子宮頸がんワクチンが対象となる小学校6年から高校1年生の女性の方々の保護者の方々へのお知らせとして、今私がお話ししたような経緯等を、子宮頸がんの発症の危険性もあるというような、それが心配であれば、不安であれば、また医師に相談しながら接種を検討してくださいというふうな内容になってございますので、国としては、接種を勧奨しながら、またリスクについても説明をして、保護者と小学校6年生から高校1年生の女性の方々がきちんと判断できるような支援をしながら行っているというふうに理解をしております。そういったこともありまして、宜野湾市のみならず、各市町村、全国的に子宮頸がんワクチンの接種をきちんと通知をして説明しながら接種勧奨しているというような状況になってございます。それが令和4年4月からということで、御理解をしていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。しかし、今、県内でも患者がいて苦しんでいる現状があり、専門医が沖縄県にいないと聞いていますし、ぜひ慎重に、国とWHOが推進したからといって、本当にこれが安全なのかというエビデンスも取れていないというのもありますし、慎重に市としても考えてほしいと思います。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。桃原功委員。

○桃原功 委員 同じ質疑なのですが、頂いた資料の記述に、補正理由のところに、平成25年度に定期接種化となったら、接種後に運動障害等多様な症状報告が相次いだことにより、同年、積極的な接種が差し控えられた。その後、専門家会議において、ワクチンの安全性について、特段の懸念が認められないこと

が確認されたとあるのですけれども、平成25年度以降、約10年の間に、このワクチンが改善されたということなのですか。その後、ワクチンの質が変わったのか。何を根拠に、この専門家会議の中身というのが、もし分かるのであれば、特段の懸念が認められないというふうに判断をして、それが再開したという理由をもう少し説明をお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。ワクチンの質が変わったのか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。平成25年に積極的勧奨をしなかった期間に、国はどういった審議をしてきたかということですが、このワクチンの内容、ワクチンが安全なものに改良されたとか、そういったことについては、特に国のほうの説明はございません。ただ、この間の国が副反応等の症例があった件について、詳しい内容については、ここで確認はしておりませんが、重篤な症状とか、そういった因果関係等について、明らかになっていないところがあります。その間、子宮頸がんの発症する症例も増えてきているような状況もございましたので、そういった安全性と発症する危険性、リスクも勘案しながら、今回積極的勧奨を進めたというふうな、国の主な説明内容となっているところということで、理解をしております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ありがとうございます。平成25年度以降に、これが定期接種化になっているときの対象者、市民の症状が重篤化したという事例というのは、件数でいいのですけれども、掌握されていますか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 御質疑にお答えいたします。この件につきましては、担当者に確認をしたことがあるのですが、本市のワクチン副反応に関する相談については、この接種勧奨が控えられた年の平成25年に2件、副反応に関する相談はあったそうですが、特にそういった重篤な症状とか、健康被害を訴えるような症状等ではなくて、その後確認していきながら、数日以内に症状は回復したということでの事例はあったそうです。子宮頸がんワクチンの症状については、この2件のみということで、今、把握しているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。ありがとうございます。最後にお尋ねしますが、この記述に米印で、実績に基づき接種率9.5%と書いてあるのですけれども、予定は、計画では50%なのかな、どこかに50%と書いてありましたね。実態は9.5%というのは、1割にも満たない数字なのですけれども、皆さんの所見はどうなのですか。これは令和5年度以降も、そのまま継続してやるのですか。この低い接種率を見て、皆さんの見解をまずお尋ねしたいのです。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 積極的勧奨、国のほうで安全性については確認されたということで、積極的勧奨が今年度から実質的に始まっているところでございますので、今年度の見込みについては、今までほぼゼロの状態から、参考になるワクチンを、少し低めのワクチンの接種率も、子供の接種の率を、予防接種の率を取って50%としていたところでございます。ただ、もちろん全対象者へのリーフレットも含めた予診票、接種券ですね、そういったものを発送しながら、市報のほうにも掲載をこれまで2回しております。それと含めてSNSやホームページ等でも周知のほうを、勧奨について周知もしているところでございますが、それでも接種率については、今かなり低い状況であります。ただ、定期接種化されているということと、今後も子宮頸がんの発症予防につながるものとして進めていかないといけないものだと考えております。もちろん、子供の健康、

そういった発症予防の効果が、やはり高いということがありますので、ですから次年度以降も接種については、また同様に対象者の方々には勧奨して、通知等で進めていく予定でございます。ただ、次年度の予算につきましては、今年度の接種率も見ながら、また設定をしているところでございますので、今後も勧奨については進めながら、実績等も勘案しながら、また予防接種事業を進めていくというふうに今予定をしています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 国の判断というのは、時々誤ったりもするという歴史もあったので、特に接種率が1割にも満たないということを見ると、やはり今、説明があったように慎重に進めていってほしいなと。国が推奨するから、そのまま推奨していくということではなくて、接種率も踏まえて、慎重に進めてほしいなというふうに思っています。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 よろしくお聞きします。少しお聞きして、資料を頂きたいと思うのですが、80ページ、4款1項3目の環境衛生費が減になっているのですけれども、説明欄の02、宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進事業に関してなののですけれども、委員会の報酬が減額されたということなのですけれども、委員会が開かれなかったということで理解していいのですか。それとも開かれたけれども、残になったのか説明をお願いします。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 我如古盛英委員の御質疑にお答えします。地球温暖化対策審議会というのは市の諮問機関でございまして、これにつきましては学識経験者とか、市商工会、それから県の環境再生課、市関係団体の代表者等で組織する附属機関でございまして、これにつきましては、予算として組みましたが、国の地球温暖化対策の変更とか、県の計画の変更、そういったものがある場合には開催しようということで組んでおりまして、今回、国、県の計画に変更がなかったということで、それを参考に作成している宜野湾市の地球温暖化の実行計画についても変更の予定がないことから、今回減額補正をさせていただいております。開催実績はございません。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。では、後で宜野湾市独自の地球温暖化対策の計画書があったと思いますので、そういう種類の資料があれば、後で出していただきたいと思います。地球温暖化対策の審議会は開かれていないということは理解しました。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 この実行計画は、市のホームページに掲載してございますので、そちらのほうから閲覧していただければと思います。よろしくお願いします。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 82ページの4款2項1目清掃総務費のほうです。今、ごみの内容も多様化してきて、働く環境も大変だと聞いているのですか、予算が減になっていることの説明をお願いいたします。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 プリティ宮城ちえ議員の御質疑にお答えします。ごみのリサイクル処理委託事業176万2,000円の減につきましては、市内全域の全戸門前収集の完全実施を4月から予定しておりましたが、委託業

者との調整によって5月からの実施となったため、1か月分の執行残、これを補正減しているものでございます。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 お願いします。78ページ、説明欄03、今回こども医療費が3,000万円減とあります。大変大きな金額が減になっているというのがあるのですが、これのまず説明をお願いします。

○石川慶 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 御回答申し上げます。予算書78ページ、03番、こども医療費助成事業は、こども医療費として3,000万円の減額となっております。これにつきましては、ちょうど令和4年度から現物給付の対象年齢が拡大されまして、小学生と中学生の医療費が増になるということもありましたので、当初予算を組んでございましたが、実績といたしましては、そこまでかかる見込みがありませんで、3,000万円程度は不用額であろうという見込みが出ましたので、今回補正といたしております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 実績が、今回はそういうことでなりますよということで、見込みでやっているということで理解をしたいと思います。もう一度、3,000万円大きく減った理由は、もう一回説明してもらっていいですか。見込みは分かりましたけれども、子供たちが病気にかからなくなったということなのですか。もう一度教えてください。

○石川慶 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答え申し上げます。令和4年度の当初予算で4億3,000万円余り計上してございましたが、こちらは拡充分も含め、小学生と中学生の医療費も含めて4億3,000万円程度計上してございました。子供たちに受診控えがあったか、詳細については、ちょっとこれから年度を締めた後に実績として把握したいなとは思っているのですけれども、こちらは2月末の時点としましては、医療費が3億7,000万円程度の支出の見込みとなっております。ですので、これからまた3月中にお支払いする見込みの分も残しておかないといけませんので、3,000万円は確実に不用の見込みといたしまして補正減としております。

○石川慶 委員長 課長、3,000万円減った理由というのは説明できないですか。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 実績なので、小中学生の考え方なので、親御さんの考え方でいいと思います。どのような分析をしているのかなと思って、参考までに実績、これは補正予算なので、数字のことが基本になると思うのですが、これ以上聞かないようにします。分かりました。実績としては、3,000万円見込みで減る予定だということで、理解はしておきましょう。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 すみません。先ほどのところで、またもう一度ですけれども、82ページです。82ページの4款2項1目清掃総務費のところ。ここが職員給与のところが大きく減になっていますが、その説明をお願いできますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○**総務部次長** これについては、午前中に職員給与に関しては全体の話として人事課長が説明をしたと思いますが、人事異動とか、療養とか、産休、育休とか、様々な要因で、このように出てきますので、ここについて細かく何がというのは、さらに詳しく確認しないと、ちょっと今答え切れないのですが、各款項のところで職員給与が減になっているのは、最後の3月定例会ですので、最後の収支を合わせて出しているということになりますので、すみませんが、もし具体的に知りたいということであれば、人事課のほうで確認をしていかないと、この減の理由が全部細かく扶養、通勤、期末勤勉、児童手当とか、負担金もありますので、そこがどのようになって減になったかというのは、今すぐには、ちょっとお答えは難しいところで、申し訳ありませんが、大きい理由は異動があったり、休みが出たり、そういったものに絡むものということになります。

○**石川慶 委員長** プリティ宮城ちえ委員。

○**プリティ宮城ちえ 委員** その清掃総務費の652万円の減は異動によるものであるということですね。人事異動関係の。

○**石川慶 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** すみません。清掃総務費のものについては、説明欄で01、02、03を包含したものが652万2,000円減ということですので、職員給与のみで見れば152万2,000円になりますので、そこは御理解いただきたいと思います。

○**石川慶 委員長** ほかに質疑のある方。よろしいですか。

(「進行」「休憩して」という者あり)

○**石川慶 委員長** 休憩いたします。(午後2時32分)

○**石川慶 委員長** 再開いたします。(午後2時34分)

○**石川慶 委員長** 続きまして、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費について一括して審査を行ってまいります。また、10款6項1目保健体育総務費の一部についても、この時間帯に質疑をお願いいたします。

質疑がありましたら、挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○**桃原功 委員** よろしくお願ひいたします。補正予算書86ページのはごろも祭り・カチャーシー大会運営事業の減額についてお尋ねします。覚えているのですが、多分このとき台風が近づいていたけれども、空振り台風だったと思うのです。予報としては近づいてきているけれども、結局直撃しなかったというか、実際雨でもなかったような記憶があるのですが、この減額理由というのは、やはりそういった台風等の影響を懸念しての中止による減額なのですか。

○**石川慶 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 補正の理由ですが、まず、はごろも祭りについては、新型コロナの感染拡大の影響で中止となっております。その後、記念花火大会を催す予定だったのですが、そちらのほうは台風、強風により中止になったという結果となっております。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 祭り自体はコロナで中止になったので、記念花火を上げようとした。しかし台風でしたの

で、花火も強風で中止、総額1,700万円の減額ですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この1週間後ぐらいに、てだこまつりもあったのですけれども、浦添市の。てだこまつりはやっているのです。てだこまつりができて、なぜはごろも祭りがコロナで中止になったのか。そのときのコロナの感染状況というのは、よく覚えていないのですけれども、何か急に増えたのだっけ。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 てだこまつりのときは、宜野湾市が記念花火を行う日と同じ時期にてだこまつりが開催されまして、宜野湾市の場合は、西海岸という風がかなり強くて花火の打ち上げが難しいという事業者の判断もありましたので、花火は中止となっております。てだこまつりについては、9月の頃ですけれども、花火のほうは、特に浦添市のほうは強風の影響が少ないということで、打ち上げが実施されております。すみません。宜野湾市のはごろも祭りの時期、開催を中止した、その時期については、かなりコロナの感染の人数が増えた状況でしたので、中止という判断をさせていただきました。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 花火は置いておいて、祭りが中止になった理由が、コロナということで、浦添市は実施したのですよね、てだこまつりは実施したのですよ、同じ時期であっても。なぜ宜野湾市が中止にした判断というのは、浦添市ができて宜野湾市ができなかった理由は何かと思うのですけれども、宜野湾市の判断が厳しいのか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 宜野湾市のはごろも祭りの時期とてだこまつりの時期は1か月ぐらい時期がずれていきますので……

○桃原功 委員 1週間でしょう。

○市民経済部次長 10月末と……

○桃原功 委員 僕覚えているよ。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 一番最初に、はごろも祭りを予定していた時期に関しましては、医療逼迫の、感染拡大をしておりましたので、はごろも祭りにつきましては中止とさせていただきました。その後、記念花火大会を10月の末に行おうとした際、こちらのてだこまつりと同じ時期なのですけれども、てだこまつりのほうが開催したという形になります。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 私の記憶では、はごろも祭り開催の日と、てだこまつり開催の差というのは1週間しか違わなかった記憶なのです。今の説明は、はごろも祭りの花火大会を10月にやろうとして、その周辺にてだこまつりもあったということですよ。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○**桃原功 委員** まあいいや。理由はコロナということで理解しておきます。

では、次に行きます。前のページの85ページ、宜野湾市ががんばる商店街活動支援事業についてお尋ねします。本会議でもちょっと確認したか分かりませんが、50万円の減額理由をお尋ねします。

○**石川慶 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** まず、事業の目的なのですが、この事業については、商店街の新規結成、そしてまた活動を今休止しているところの再結成とか、休眠中の商店街の活動を促すといった内容の事業となっております。補正の理由ですが、今、商店街が4組織、立ち上がっております。これについては、C O C Oふていーま商店街、いすのき通り会、R o u t e 58通り会……

(何事かいう者あり)

○**市民経済部次長** 大山です。そして、ぎのわんヒルズ通り会も立ち上がって、全部で4通り会ございます。あと、1組織立ち上げを検討しておりましたが、この通り会をまとめるキーパーソンさんとか、そういった調整に少し時間を要しまして、指定の期日、6月なのですが、そこまでに立ち上げが難しかったということで、今回50万円の減額補正しているところでございます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そうすると、この50万円の減額は、5番目の商店街立ち上げのための予算、これはどちらの地域の商店街ですか、通り会ですか、5番目というのは。

○**石川慶 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** まだこの組織等確実に、具体的に検討しているものではなかったのですが、ただ商店街がありそうな真栄原とか、そういったところをターゲットに当てて、少し調整をしたところなのですが、調整が難航した状況でございます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 真栄原辺りを予定していたということですが、これからは皆さんのほうでしっかり支援をされて立ち上がるようにお願いしたいなと思うのですが、前にコンベンションシティ会というのがありましたよね。それとR o u t e 58通り会というのは一緒ですか。R o u t e 58通り会ということは、コンベンションシティ会と違うのか。コンベンションシティ会は、支援はもうしてないの。

○**石川慶 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** 私のほうからお答えいたします。コンベンションシティ会は、N P O 法人という扱いになっておりまして、今回のがんばる商店街の対象となる商店街の通り会の位置づけとは別に育成団体補助金として補助を続けております。R o u t e 58通り会とは、別の組織となっております。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 大店法改正以来、どんどん地域の商店街とか、通り会が衰退して、こういう支援というのは、どうしても行政の支援は不可欠だと思いますので、しっかり対応してほしいなと思うのですが、コンベンションシティ会はN P O 法人化されて、行政の支援は、またこのがんばる商店街活動支援事業とは別に支援されているのですか。参考までに、それもお答えできますか。されているのであれば、どれだけの金額を支援されているのか。

○**石川慶 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** コンベンションシティ会につきましては、活性化事業補助金ということで、今年度におき

ましては80万7,000円の補助金を計上しております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 NPO法人に対して80万円ということで、毎年同額ぐらい支援されているのですか、NPO法人に。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 ちょっと令和3年度の当初予算は持ち合わせていないのですが、大体同額で支出してきたものと考えております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ヒルズ通り商店街も非常に頑張って、イルミネーション事業とかやっているように聞きますけれども、NPO法人化したほうが、こういった決算をしっかりとしないといけないところがあると思うのですけれども、NPO法人化をしたほうが支援を受けやすいのか、それともそれは支援とは別に、そんなのはあまり関係ないのか、その辺の情報も分かりますか。なぜコンベンションシティ会がNPO法人化されたのか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 すみません。お答えできる範囲でお答えさせていただきます。今、沖縄コンベンションシティ会につきましては、宜野湾市商工観光振興事業補助金ということで、商工会などと同様な交付要綱で実施しておりまして、先ほどのがんばる通り会は次長が説明しましたように、これから活動していくところの立ち上げの側面で支援をしているものと考えております。

○桃原功 委員 分かりました。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のあるかた。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 87ページの7款1項4目、消費行政推進費というところです。今、消費者の相談窓口もたくさん件数が寄せられて、少ない人数でやっているということで、人数的にも予算的にも必要だと思いますし、やはり消費者教育が必要とされることだと思うのですけれども、この減額になっている理由というのを教えていただけますでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 この消費者行政強化事業につきましては、消費者教育推進員とか、あとは相談員のスキルアップに関する、これを目的とした勉強会、そしてまた市民に対する講演会、講座、そういったものの予算を計上している事業となっております。今回の補正減の理由といたしましては、相談員のスキルアップ研修にかかる費用、これは東京での研修の費用にはなるのですけれども、当初、予算を計上する際は、コロナの影響もあったことから、変更が利く航空券購入の費用を計上させていただきましたけれども、その事業を実施する前は、コロナも落ち着きましたので、格安のパックや早割などを利用したことで、費用を抑えられたということになっております。それで、不用になった分を減額補正させていただいております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。ぜひ消費者教育に力を注いでほしいなと思います。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 農林水産業の関係なのですけれども、金額は少ないのですけれども、84ページの6款1項3目農業振興費、説明番号01の予算の動きはないのですけれども、財源組替えということで、ちょっと

聞きたいのは、肥料飼料価格高騰対策緊急支援事業というのが9月か12月の補正にあった気がするのですが、その額が財源組替えになってしまうということなののでしょうか。説明をお願いしたいと思います。

○**石川慶 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 我如古盛英委員の御質疑にお答えいたします。先ほどの財源組替えに関しては、当初は84ページの財源組替えの上に国庫補助金ということで、二重丸、その下の丸で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるということにしていましたけれども、コロナ交付金ではなくて基金、下のほう、今度基金繰入金、宜野湾市ふるさと応援基金繰入金というところで、財源を組替えして、そこに充当したということでございます。ふるさと応援基金に関しては、皆さん御存じのとおり市長お任せですとか、あと教育、文化、健康福祉とか、環境保全、交流、産業、そういったものに充てられるということで、その基金の部分から充てたほうがいいのではないかとということで、財源組替えをしたところでございます。以上です。

○**石川慶 委員長** 我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** その緊急支援の事業は、しっかりと3月いっぱいまでできるということで、しっかり事業は進んでいるのか。

○**石川慶 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** お答えいたします。今回繰越明許費補正のほうも提出させていただいております、その当初のほうには132万円出しておりますが、今回年度内に肥料と飼料の補助なのですが、飼料のほうについては、今年度内に執行を見込んでおりまして、54万8,000円は年度内に執行する予定でございます。ですので、132万円から54万8,000円を差し引きしました77万2,000円が繰越しの額となります。

○**石川慶 委員長** ほかに質疑のある方。上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** よろしく申し上げます。今、我如古委員からも質疑があったのですけれども、予算書84ページ、繰越し理由の4ページなのですけれども、財源組替えを行っていることは理解しており、分かるのですけれども、この要綱を制定した日が1月30日、今現在3月ですが、初めに予算を組んだときには国の交付金を活用して、この事業を行っている。財源組替えをして、市の基金を運用して、この事業に充てるというふうにあるのですけれども、その前の段階から見込みは分らなかったのですか。国の補助金を充ててやろうとしたものが、1か月たたないうちに基金を使って運用している、この状況について説明していただきたいのですけれども、見込みはなかったのか。

○**石川慶 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** 繰越しになる理由のほうから説明させていただきます。この理由書の4ページにもあるとおり、当初は年度内に執行予定でありましたけれども、高騰分にかかる必要な価格上昇ですね、国が補助するというので、肥料の補助になるのですけれども、こちらが確定することがちょっとできなくなりまして、補助単価みたいなものが確定できないことから、年度内の執行が難しいということになりました。それで、繰り越す必要が出てきたということが、まず状況としてございます。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** すみません。ちょっと補足で答弁させていただきます。今、産業政策課長からありましたとおり、繰越し理由については、さきの説明のとおりでございます。予算化した際には、地方創生臨時交付金を充当して、年度内に終わるという見込みで事業化をしたところでございますが、先ほどの事情によって繰越しとならざるを得ないということで、この地方創生臨時交付金については、できるだけ繰越しは避けたいと

いうことで、精算が難しくなるものですから、できるだけ年度内にしっかりと精算ができるようにしていきたいということもありまして、こちらのほうは財源組替えを行って、ふるさと応援基金のほうで、財源としては活用させていただきたい。減額をした地方創生臨時交付金につきましては、また他事業のほうに充当の組替えをしておりますので、しっかり使い切れるというところでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今回の説明で分かったのですが、今現在でも価格高騰分の算定ができるような価格上昇率というのですか、そういったものの示しはありますか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 最近も確認をしたのですが、まだ示されておられません。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。この制度を利用して助かっているという声もありますので、先ほども今現在の執行率を確認しているので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 10款の教育費なのですが、119ページ、この説明の中で04番、フッ化物洗口推進事業の66万9,000円の減額とあるのですが、この減額理由は何ですか。

○石川慶 委員長 これは10款の時間でお願いします。

○プリティ宮城ちえ 委員 すみません。119ページ、10款6項1目保健体育総務費についてお尋ねします。説明02です。

(「03のみ」という者あり)

○石川慶 委員長 すみません。また、教育委員会のほうでお願いしましょうね。

○プリティ宮城ちえ 委員 はい。

○石川慶 委員長 また、確認してからしましょうね。よろしいですか、皆さん。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 時間も押していますけれども、これから休憩したいと思います。説明員の入替えがありますので、10分間休憩しますので、よろしくお願いします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後3時00分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後3時10分)

○石川慶 委員長 続きまして、8款土木費、9款消防費について一括して審査を行ってまいります。

質疑がありましたら、挙手にてお願いいたします。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 よろしくお願いいいたします。資料の要求のみです。沖縄振興公共投資交付金を利用して行っている事業について、資料の提供をお願いします。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 資料を提供いたします。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 総合グラウンドは、当初の予定では、移転してどこかに新しく造るというふうな話も

聞いたことがあるのですが、やはり現在地にそのまま改修して、それを利用していくというふうな考え方の下で今回予算が計上されているのでしょうか。お願いします。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 まず、宜野湾市立グラウンド施設改修等整備事業の我如古委員の御質疑にお答えする前に、繰越しの理由としましては、繰越明許費の３ページに入っておりますので、これは本会議でも建設部長が答弁していますので、その内容を確認していただいて、資料については、担当の施設管理課長から資料の説明をさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○我如古盛英 委員 はい。

○建設部次長 では、お願いします。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 本日提出した資料番号13のほうに、まずは平成31年３月に宜野湾市海浜公園施設等再編整備の基本構想、基本計画を策定しました。その中で市立グラウンドのほうの計画をしております。その資料の裏面のほう、５－５、市立グラウンド、施設配置の基本的考え方、現在の場所での要望が多くて、現在の場所でまた改修のほうをすることになっております。下のほうで、施設配置の検討、グラウンドについては、タータンのほう、こちらのほうが老朽化をしており、また投てきのほうも対応ができるように整備をいたします。２番目のほうで、クラブハウスのほうも老朽化をしており、再度の整備をすることで、基本計画を作成しております。本年度に行う整備事業のほうで、基本設計を行い、その後に実施設計を行うことになっております。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。ほとんど全面的な改修工事をするように思えるのですがけれども、実施設計の前に測量等が必要ということで、延びているということなのですかけれども、ここにあるような繰り越した部分をしっかり終えて、基本設計、あるいはそういった実施設計が、これから出てくるということで、理解していいということですね。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 市立グラウンド施設改修等整備事業の令和５年度の予算で基本設計のほうと実施設計を行ってまいります。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 まだ出てきていないのですけれども、皆さんの改修が終わるまでの期間、どれぐらい予想していますか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 次年度解体予定でありましたが、予算上の問題で先送りになっております。実施されれば、２年から３年の間には整備がされるものと考えております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 本来でしたら、計画どおりいけば、そういった期間もう少し分かりやすいになると思うのですが、２年から３年ということですから、そういった期間はグラウンドが使用できないと思うのです。代替の使用、あるいはその間の使用というのも、皆さんは、そのお考えの中に入っているのでしょうか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 今の計画としては、さきに管理棟のほうを解体して、翌年にグラウンドのほうを解体する予定になっております。代替の場所については、検討してはおりません。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 検討していないということは、その工事期間中使えないときには、いつも利用している方も利用を控えるということになるのですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 やはりこのグラウンドの代わりとなると、なかなかその施設はございませんので、ただ当然学校開放、夜間の開放であるとか、休みの開放であるとか、学校のグラウンドであるとか、その他広場とか、そういったところを活用してもらうような形になるのかなというふうに考えているのですが、まだ実際の建て替え計画、設計も終わっていませんので、まだ詳細には出していないのですけれども、なかなかグラウンドの代わりをすぐに同じような内容で代替地をあてがうようなことは少し厳しいのかなと思っていますので、そちらについては、また利用者も含めていろいろと事前にお知らせをしたり、必要があれば、少し意見交換等もしながら、ちょっと確認はしたいなというふうに思っております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 繰越明許費に出ている予算がしっかり実施されて、基本計画、実施設計が出てからの本当は話になると思うのですけれども、そういったものもありますので、新型コロナの流行も収まってきているし、市の体育大会、あるいは運動関係、スポーツ関係の皆さんが、これから活発に利用することもあると思いますので、やはりそういったことも少し皆さんには考えていただいて、不便がないような形をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 資料番号22、補正予算書の8ページです。8款土木費3項都市計画費の宜野湾市西海岸地域音楽活性化等推進事業のほうです。この資料22の中で、どのようにプロポーザルをして決まったかは書いてあるのですけれども、3億円を超える大きなお金なので、なるべく県内の業者を利用するような方向ではできなかったのか、その経過をちょっと説明していただけたらと思います。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 資料番号22のほうですね、下のほうに書いてある応募資格、こちらのほうには、単独の場合は市内業者、共同企業体の場合は、1者以上は市内業者とし、3者以内の構成を下さいよということで募集のほうはしております。また、過去に事例がない規模の施設なので市内業者に限定せず、県内で公募しております。以上です。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 少し補足ですけれども、今の資料の22の真ん中辺りに今回の選定された業者、株式会社隈研吾建築都市設計事務所、あとオリジナル建築設計室が宜野湾市内の設計事務所なのです。有限会社アカリ設計も市内の設備の会社です。ですので、オリジナル建築設計室は市内の業者ではあるのですけれども、先ほど言った、屋外劇場というのが、毎年あるような、そういう設計の事業ではないので、いろいろとそういった経験を含めて、幅広く公募かけている。ただ、市内の業者も、やはりそこを経験してもらわないといけないので、単独であれば、当然市内になるのですけれども、JVであれば、必ず市内業者を1社以上入れてと

ということで、今回2社入れてやっていますので、その中で隈研吾さんたちの設計の状況なんかも見ながら、いろいろと勉強もしながらグループを組んでいますので、そういった形で、我々としては、いい形で設計が進んでいるのかなというふうには考えています。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 希望としては、こういう大きい事業だからこそ、やはり沖縄県の業者を設計の中心に置いて経験させたいというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 同じく資料22の書類審査というところで、4行目に書かれているのですけれども、JVで6社の応募があったということです。この6社からいろいろ提案を受けていますので、その中には当然市内、県内の業者もおったと思うのですけれども、そんな中で、やはり提案が出てきたところを、この審査委員会の中で審査をして、いろいろプレゼンをしたり、質疑をしながら決めていますので、我々としては、そういった審査の中で、今回の落札、今設計は終わっているわけですが、その業者が適正に選ばれたということで考えているところです。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 審査をしたのは市役所の職員ですか、それとも専門家のメンバーですか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 審査は、市役所のメンバーでしております。構成については7名で、4名が建設部関係、あと1名が総務部、1名が市民経済部、1名が企画部のメンバー、計7名の構成で審査をしております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 よろしくお願ひします。土木費の全体を眺めてみますと、かなり補正減等が目につくのです。その補正予算を見ますと、国の補助金と県の補助金に分かれています。恐らく県の補助金というのは、一括交付金だと思うのですね。国の補助金というのは防衛予算、そういうことになっていると思うのです。国の補助金にしても事業費の補正減、当然県の事業も補正減、そしてまた繰越明許されているような中身なのです。その中で、まずは県の一括交付金が充てられている事業について少し確認をさせてください。当初予算に計上して、補助金の交付申請というのをやりますよね。それは何月にやっていますか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 一定程度年度を空けて、少しばらつきもあるのですけれども、基本的には大体4月ないし5月には交付申請をするようにしております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 県からの内示の通知はいつ頃ありますか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 大体前年度のほうに新年度の事業計画を夏場ぐらいに立てますので、一定程度内示は12月から年明けて1月、2月の間には内示が来ます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 補助金の交付申請をしますよね。そして、申請に基づいて内示、内示に基づいて事業着

手していくと思いますが、その内示がいつなのかということを知りたい。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 すみません。今、土地委員が言う内示というのは、我々が言う、予算前の内示だと勘違いしましたので、交付申請してから交付決定になりますので、交付決定につきましては、早ければ1か月後、もしくはその間では交付決定はいただけるものと考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 となりますと、その段階で、もう予算がついていないということがはっきりわかるわけよ。そして、予算の処理については、最終補正という流れになっているわけ。余りにタイミング遅すぎるよね。補助金の交付申請を出して、事業にならないというのが分かりながら、その予算の処理というのが3月末日、最終補正、その間の動きというのはどのような動きをされていますか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 当然ここ何年間かは、やはり我々の要望に対して、なかなか交付決定、内示が思うようにしていないと。例えば今回の令和4年度の都市公園の事業で言えば、約70%の減だというような中身になっていますので、我々としては、当然内示、交付決定を受けた後も、なぜ補正をしないかということ、当然これは事業間の組替えがあったりとかもしますので、それもなかなかこの年度内の、これだけ予算が減らされた場合、こういった形で、この予算が組めるのか、どこを削れるのかという調整もしながらやっていきますので、一定に各事業に割り振りすることが、まず厳しいというのが1点ございます。もう一点は、やはりこれだけ厳しい予算ですので、我々としては、県のほうに対しても、できれば何か、例えば今回いい例というか、ソフト交付金で、土地の先行取得のソフト交付金については、各市町村の少し余ったとかというお金をいただいて、今回も補正に出していると思うのですが、我々もこのハードの事業の中でも、そういったことができないか、起きないか。過去にはいろいろあったのです。そういった形で追加の交付をいただけるということもございましたが、ここ最近はずがに厳しいところがあって、なかなか追加の交付金はない状況なのですが、でも我々としては、それをまた県のほうに要望しながら、そういったことはできないのか、事業が大分遅れていくよということも話をしていますので、なるべく補正を、予算のシステムとして補正減をして、仮にまた追加で出てきて、補正増するというのも、余り好ましくないということもございますので、中のほうでは、そういった作業をしながら、やはり最終的には3月の補正で計上させていただいている、そのような形になっているというのを御理解いただきたいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 その予算が70%減、当初見込みから交付決定で70%減をされているような通知内容だと思うのです。これ原因は何ですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 我々からすると、やはり一番は、ハード交付金、県の取りまとめ一括交付金のハードのほうですね、やはりその全体枠というものが、各市町村の要望額に対して県が取りまとめをするわけですが、その額に達していないと、いわゆる国のほうからは、減額査定というか、そういった形で国のほうから県のほうに下りていますので、なかなかこれは宜野湾市だけではなくて、他の市町村も含めて、そのような状況になっているのかなということで分析はしているのですが、そうはいつても、やはり事業が、そういった予算であれば、なかなか事業が毎年の予定どおりに執行できていない状況ではございますので、でき

る限りは、多くの予算を確保できるようにということは、我々だけではなくて、市長をはじめずっと声かけはしているところではございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これは上位団体との関わりがあって、非常に厳しいところがあって、この辺も苦勞されて、事業を前に進めることができない状態に陥って苦勞されていると思うのですが、それはどの事業ということではなくて、全体的に予算化されないというところに大きな問題があって、原因があるということは明らかですから、ぜひともいい対策をしてもらいたいと思います。先ほどの基金に積立てをした、一括交付金を積立てしているのではないですか。これは款をまたがる、これは流用できないはずですよ。款をまたがるようなものについての、その予算の流用は禁止されているはずですよ。ですから、それ以外のことも含めて、ぜひとも知恵を絞ってもらって、市長にも相談してもらって、対策をお願いしたいと思います。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 少し説明不足ですみません。先ほどの土地の購入の基金に充てたものからいただくということで、あれは一つの例として、やはり最初の交付決定以上に、やはりいろいろと、こういった各市町村の残額であるとか、そういったものも集めることができたということで、今回宜野湾市のほうでソフト交付金として基金に積むということが可能になったということがあります。ただ、ハードでは、なかなかこれができるわけではないわけですが、一応そういったことが仮にあるようでしたら、宜野湾市としては、手を挙げて、その追加の交付をいただくよということは、お話をしているということの例題として取り上げさせてもらって、土地の購入費から回すということではございません。申し訳ございませんでした。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 そうすると、参考のために申し上げますけれども、款をまたぐというのは流用禁止です。基金の積立てについては、8款をまたぐものについては、これは流用禁止になっておりますから、それは気をつけていただきたいと思います。

90ページの伊佐1号道路改良事業、委託料の46万7,000円の減額分について説明いただけますか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 お答えします。埋立願書の申請業務の減でございます。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 もう少しその事業の中身の説明をしてもらえますか。埋立願書ですか、それはコンサルに委託した業務が県のほうに申請を出して、その委託費の減額というのは、具体的に言うと。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 埋立て申請、宜野湾市としてやるのですけれども、この埋立て申請の中に漁業補償が終わったという契約書をつけて申請するのですけれども、御承知のとおり、まだ漁業補償のほうが終わっていないので、その分を添付して申請することができなかったのも、減となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 12月の委員会でも申し上げましたけれども、漁業者間との協議、これは1回実施されていますよね。ところが、漁業補償の金額、それが400万円ぐらいだったと思うのです。ところが、かなりの乖離があった。うまく協議が調うことができなかったのです。それが1回目の交渉をやっているのですよ。その後の交渉というのは進んでいますか。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 この補償については、3漁協の共同権がありまして、3漁協と基本的にはやりますけれども、一応窓口として浦添宜野湾漁協の組合長さんとやっております、その方と今メールとか、いろいろ報告事項で進めていて、まだ3漁協まとめた交渉に入れる段階ではないということになっております。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 従来漁業補償というのは、3団体と共同の補償というのはなかったわけですよ。3団体との補償交渉というのは、今までなかったはずですよ。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 3漁港の総会がありまして、その中に出かけて、補償内容の説明をした経緯はあります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 1回目の交渉では、かなり乖離がありましたけれども、先方も一定理解はしていますので、理解していますから、どうぞ2回、3回と交渉してもらって、進めてもらえるように、そしてまた7年間止まっている伊佐1号も、止まっておりますので、交通渋滞も、交通量も増加している中で、漁業補償の停滞が事業にかなり影響しておりますから、その辺ぜひとも粘り強く対応してください。そのように3漁業組合も、その受入れをするというような前提にありますので、お願いします。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 丁寧に粘り強く説明してまいりたいと思います。

○上地安之 委員 以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 資料を頂きまして、資料番号2番、ていーちがー公園、予算書では95ページから96ページにかけてなのですが、95ページの国庫補助金、ていーちがー公園整備事業2,000万円計上されていて、次の96ページにていーちがー公園整備事業債510万円とあるのですが、この辺のやりくりを少し説明いただけますか。繰越明許費補正、8ページのていーちがー公園整備事業で6,600万円明繰するのに、例えばここで96ページにあるように事業債に510万円計上する必要性というのが、よく理解できていないのですが、それも含めて説明できますか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 桃原功委員の御質疑にお答えします。まず、歳入歳出予算と繰越しの額は違いますので、今回歳入を増にしているのは、やはり先ほど少し出しましたが、資材の高騰等がありましたので、工事費としては増になっておりますので、その増について補助先から補助金を上乗せでいただいたというところで。そちらは通常の歳入歳出の予算です。今回工事、それと委託に関しては、その発注した工事委託の中で、前払いとか、そういった支払いが終わった残りに関しては、今回事業が一応繰越し、ほぼ繰越ししなくてもいけそうではあるのですが、今、繰越しを取っておりますので、その額としては、最後の完了検査、完成をしないことには支払いできませんので、その額を繰越しさせていただいているということになります。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。次、資料番号2番から少しお尋ねしますが、ていーちがー公園の平面図があるのですが、左端に計画施設、水質改善管理室と書いてあります。これはいわゆるPFAS、PFOSの除去装置が中に入っていて稼働しているのですか。これは計画という書き方をしているというこ

とは、まだこれは運用していない。公園は、供用しているけれども、あのポンプは使えないということですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 まず、資料2のほうの説明をいたします。てい一ちが一公園の全体の絵が三角の形で出ているのですが、公園自体は令和3年度完了しましたので、令和4年度から供用開始されています、公園自体は。今、桃原委員がおっしゃった、この左端にある計画施設と呼ばれているところが、そちらのほうの工事は令和4年度でやっていると。これがPFAS、PFOSを含めて、そういった水質、地下水ですので、それも含む地下水の水質を改善するという施設を今回令和4年度の工事で完了させる予定でした。ただ、先ほど出た、少し繰越しも、今は建物を終わって、機械も入れて、試運転までしています。ですので、ほぼ3月末までに完了しそうということだったのですが、やはりこちらに現場事務所とか、仮設の柵とかやっております。こちらはやはり公園として最後まできれいに整地をし直さないといけないので、そういったところまですると、少し本当に4月の中旬ぐらいまでは延びる可能性があるということで、今回繰越しの措置を取らせていただいているのですけれども、そういった形で令和4年度の工事として水質改善施設の工事を行うと。令和5年度から施設の供用開始をしていくということを検討しているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 次長が今、先ほどの御説明で、PFASとPFOSと言っていたのですけれども、PFASを除去できるのですか。それともPFOSですか。あと、PFOAとか、PFH_xSもあるのだけれども、特定されていますか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今、機械のメーカー元からすると、PFOS、PFOA、あと有機フッ素化合物は、全般的に一応数値が落とせるということは聞いていますので、ただ先ほど言った、試運転を今始めているところですので、そこから取水をして検査をしますので、どういった数字で数値が変わってくるかというのは、これからちょっと確認をするのですけれども、一定程度のPFOS、PFOA、またそれに関係する有機フッ素化合物というものは除去できるということは聞いております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ここで水の流れを確認したいのですけれども、湧水から出てきたものを一旦この施設の中の除去装置を通して除去されたものが、外にあるポンプで子供が遊ぶと除去された水が出てくると。この水は、地下の側溝を通して、今度また、かにくぼる公園の下を通っていくのですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 おおむね流れは、今の委員の説明どおりなのですが、その湧き水を、その装置を通します。ろ過装置を通った水は、おっしゃるとおりポンプの下にタンクがありますので、そちらに一旦入ります。ですので、ポンプでも使えますし、それをまた流れる水は、しちやばる公園までの遊歩道のせせらぎのほうを流れて……

○桃原功 委員 しちやばる。

○建設部次長 しちやばるのほうの、しちやばる公園の中は流れないのですけれども……

(何事かいう者あり)

○建設部次長 しちやばるまでは流れて、その遊歩道を流れて、最後のかにくぼるの下でボックスに落ちて

海に放流されるというような流れになります。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この明繰の6,600万円の内訳というのは、どういったものですか。要は、この除去装置のメンテナンス、維持費も含まれているという理解でよいですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今回は、この建設費ですので、建設費の、先ほど言った前払いとか、中間前払いとかというものを除いた、最後の完了払いの部分が当然完了して検査を受けないと支払いできませんので、その部分が残っているということです。どこの部分というよりも、いわゆる契約額の、まだお支払いできていない部分ということになりますので、どちらの部分とかということではないので、その契約額の残りの完了払いの分という形になります。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 このてい一ちが一の次に……

○建設部次長 かにくばる。

○桃原功 委員 かにくばるの補正額4,600万円、かにくばる公園整備事業、96ページですが、市債が1,300万円、この説明をお願いできますか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 かにくばる公園とその他の公園と補助金と一緒になっていますので、こちらも補助の、いわゆる交付の内示に合わせて組替えをしています。その中でかにくばる公園につきましては、当初令和4年、令和5年、2年の工事を予定したのですが、令和4年、令和5年、令和6年の3年工事にスケジュールを変更していますので、令和4年度分については、少し額が下がりましたので、その分の補助金の減の組替えをしているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今の説明では、令和4年、令和5年の完成予定だったけれども、令和6年までかかるということですか。図面を見ると、そんなに大きな公園とは感じないのですけれども、令和5年内で執行できない理由というのは何ですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 こちらもどちらかというと、先ほどのいわゆる交付額ですね、予定の令和5年度の額を考えると、令和5年度で全部終わらせることは厳しいので、令和6年度までの、令和5年、令和6年の事業という形で今計画を変更したということでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 もう一度、てい一ちが一で言いますけれども、今の状況では、子供たちがポンプで遊んでも水は出てこないのですよね。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 現在のところは、水も出ないですし、現場はまだ完了していませんので、囲いをしていますので、子供たちが入ることも今はできない状況になっています。

○桃原功 委員 公園では遊べるのでしょうか。

○石川慶 委員長 都市計画担当技幹。

○都市計画担当技幹 少し補足説明します。今、ポンプがある施設は、今、工事現場の仮囲いで囲っている状況で、その中で今子供たちとか、関係者以外の立入りができない形での、仮囲いで覆われている形になっています。今後完了しますと、使用ができますので、それから4月以降の、また供用開始に向けた形での工事スケジュールをやっているところでございます。以上です。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後3時52分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後3時52分）

○石川慶 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

それでは、質疑のある方、お願いいたします。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 繰越明許費補正からお願いいたします。繰越明許費補正に係る理由等の5ページ、真栄原54号道路整備事業の1億5,000万円繰越しされていて、地権者との合意に不測の日数を要したためとありますが、まず御説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 真栄原54号につきましては、幾つかケースがありまして、まず1つは相続の絡みで、その辺の整理に時間がかかったということです。もう一つは、境界立会いで、それに時間を要したということがあります。ほかにまた金額の説明に時間を要したということがありまして、今、合意形成に日数がかかったということです。以上です。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 これは当初予算でも1億5,000万円ですよ。ですから、結局ほとんど進んでいないという見方ができるのですけれども、私は、ですからこの真栄原54号道路整備事業をやるには、しっかりと説明会を設けて、前もって対象となる区の人たちに説明会を持ってくれと何回も言いましたよね。それはやらなくて、今こういったふうな事態になっているのではないかという思いもあるのです。要するに令和4年度の当初予算で1億5,000万円組んでいて、繰越しでまた1億5,000万円、ほとんど進んでいないということなのです。そうではないですか。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 今現在は、この繰越しについては、1月段階、12月段階のものであり、今現在は、7割近くは契約済みではあります。どうしても契約して取壊して支払いになると完了になりますけれども、契約ベースでいくと、もう7割近くの契約は済んでいるということになります。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。今の説明で理解しました。要するに全部の地権者との合意が取れていないわけではなくて、7割は合意が取れていると。ただ、取壊し等が、まだ進んでいないということで理解しますが、よろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 用地課長。

○**用地課長** 合意については7割取れています。また、残りの1件、3月末、今月中にはおおむね合意が取れるという段階までは来ています。ほぼ100%は契約できる見通しが立っています。

○**石川慶 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** ありがとうございました。安心しました。全部取れていないのかなと思ったので。あと、もう一か所、今回物件補償の前倒しということで、8款2項2目、90ページに3,800万円の増額がされていますけれども、これは予定件数を越えたという理解でいいですか。これは要するに当初予算では組み込まれていなかったのだけれども、今、手挙げ方式で交渉しているのかどうなのかは分かりませんが、手を挙げる人が多かったため、前倒しで予算をもらえて補正増にしているのですか、その説明をいただけますか。

○**石川慶 委員長** 用地課長。

○**用地課長** この補正増につきましては、真栄原54号につきましては、防衛補助でやっております。道路事業について防衛補助が3か所ありまして、3・4・71号普天間線、あと真栄原55号がありまして、3か所ありまして、その辺で真栄原54号については、再度1件残っているもので、それについて、ちょっとやはり予算が足りないということで、3路線内で流用しながら補正ということになります。以上です。

○**石川慶 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。他の予算、同じ予算を使っているものから流用して増やしたということですね。分かりました。ぜひ進めてください。令和7年度までなので、次年度も多分1億5,000万円余りの予算が組まれていたと思いますので、しっかりと交渉しながら進めていただければなと思っております。あと1点、消防費でちょっと聞きたいのですけれども、9款1項2目の消防団事務運営費で、団員年額報酬が23万円程度減になっておりますけれども、去年でしたっけ、団員等の条例を改正して団員を増やすというふうに行ったと思うのですが、予定の団員を獲得できなかったという認識でよろしいのでしょうか。

○**石川慶 委員長** 消防次長。

○**消防次長** 平安座武志委員の御質疑にお答えいたします。予算書の100ページ、説明欄の01、消防団事務運営費、団員年額報酬の23万4,000円の減額なのですが、委員おっしゃるとおり、昨年度条例改正して、定数を30人から改正して、定数を30人から40人に増やしております。それで、現在34人というところで、6人が定数に至っていないというところでの補正減となっております。我々といたしましても、一気に定数条例を上げた分を採用するということではなくて、2年、あるいは3年かけて定数に満たしていくというような計画を立てておりますので、次年度、また令和6年度までには定数を満たすようなものに持っていきたいと考えております。以上です。

○**石川慶 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。条例も改正して、いろいろなところから人を集めるような形を取っていたと思うので、消防団員も、これから大事な役目を担うわけですから、しっかりと確保できるように、またこれからも取り組んでいただきたいなと思っております。

最後ですけれども、さっきの土地委員から指摘がありました、一括交付金、補正減をするとか、何か好ましくないような話をしていましたが、補正減が好ましくないのであれば、どうやって我々は、その事業に、どれだけの予算を組んでいるかというのをチェックすることができるのか、教えてもらえますか。その方法があるのかどうか。

○**石川慶 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** 平安座委員の御質疑にお答えします。我々もできれば補正減をして、また補正増をするような、そういった仕組みは、財務のほうからも、なかなかそういったことはというのはございますので、ただ方法としては、やはり先ほども言った、我々も内示を受けまして、交付申請をして交付決定をいただきますので、交付決定を受ければ一定程度は、その事業で配分をまず組替えて、それで各担当と調整をしながら事務を執行しますので、やはりそういった、今回も今からお出しをする資料のような形を、やはりその都度お出しをしていくという形を取るしかないのかなというふうには考えているのですが、その方法がいいのか、そこはこの間の決算のときも私ちょっと説明、もう少し研究をさせてほしいということで、話合いしたのですが、やはり今のところは、そういった形かなというふうには考えているのですが、それ以外にも、もっと何か分かりやすく、議会、もしくは委員会に出せるような形があれば、少し検討はしていきたいなと思っています。

○**石川慶 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 決算のときも聞きましたけれども、交付決定がされて、要するに今4割ぐらいですか、交付されるのが、予算要望しているものに対して。皆さんは、その中で道路整備事業であれば道路整備事業に、どの事業にはどれぐらいの予算を、ある程度予算の割り振りをやるわけですね。だから、私は前から言っているのは、3月の最終補正でしか、この事業にこれだけしか使われなかったというのを、分からない我々はどうやってチェックしていけばいいのですかというのは前も言わせていただきましたけれども、今の大体の振り分けというのは、この予算が出されて、いつ頃振り分けというのは決まるのですか。

○**石川慶 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** 先ほど言った4月、例えば今の時期に令和5年度の一定程度の内示はもう出ています。これから年度が明けて交付決定していく中で、最終の予算の確認を県とやりながら交付決定を上げていきますので、交付決定を上げるということは一定程度、この内示に合わせた額で上げてはいきますので、4月、5月の交付決定、もしくは交付申請、交付決定時期には、最初のこの予算に対する配分は出てきますので、その時点であるとか、あと中のほうでは、やはりそうはいつてもどちらにつけたのだけれども、その事業のほうもう少し補償費が必要だよ、用地が必要だよとなったら、またその中で組み替えたりということが最後は出てきますけれども、一定程度頭でお出しすることも可能かと思っておりますので、そういったものも含めて、そういった時期も含めて建設部内でもちょっと整理をしたいと思っております。

○**石川慶 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 今、内部でやっていると言っていますけれども、この振り分けがどうなったのか、この入ってくる予算に対して、この事業には、今年度はどれだけ使うよというのが見えるようにしていただきたい。ぜひお願いします。見えない事業の話将我々しても意味がないのですよ、それだけの予算がついていない事業の話をしていても。今度予算審議がありますけれども、これも要するに今の見込みの額であって、ただ要求した元の額で我々は審議しないといけないわけですね。ですから、その後早めに交付決定額に対する市の考え方、この事業にはどれだけつける、この事業にはどれだけつけるというのを、どういう形か分からないですけれども、資料を出せるのかどうなのか、今検討中だと言っていますが、そのように出せるような形をぜひ取っていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○**石川慶 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** これについては、前向きに出せるような形で整理をしていきたいと思っておりますので、御理解を

お願いします。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 2点ぐらいお願いします。繰越明許費補正に係る理由等の5ページの中原33号道路整備事業についてなのですが、この説明をお願いします。これまでの入札の件に関しては議会に資料が出ていますけれども、この件に関して何業者が指名を受けたのか。そして辞退の理由、昨今物価高騰でなかなか計算が合わないのですよね。そういう点もあるのですけれども、その説明をよろしくお願いします。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 工事請負費のほうの市内業者辞退について説明いたします。工事ランクからいくとCランクで、11社くらいだったと思うのですけれども、指名いたしまして、全社辞退という形で、理由が技術者の配置ができない、あと作業班の確保ができないという、半分、半分、この2つが大きな理由で、皆さん辞退届を出されておりました。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 すみません。専門ではないものですから、技術者の確保ができないのと、もう一つは何ですか。

○道路整備課長 作業班ですね。現場で直接工事をする作業班の確保ができないということです。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ということは、はっきり言って人員不足ということなのですか、企業側の。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 発注した時期が10月で、宜野湾市の発注業務もいっぱいあって、各工事を受注していく中で、その中で中原33号の工事のほうも入札を行ったのですけれども、それで作業班がどうしても採せないとか、現場監督が配置できないという、主な2点が理由となっております。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 何業者指名いたしましたか。指名入札ですから、複数業者の指名だったのか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 市内のCクラス全社指名したのですけれども、すみません。今何社だったか、ちょっと覚えていないのですけれども、多分11社くらいだったかなと思うのですけれども。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それでは、初めて聞くようなあれなのですけれども、今後の対応ですね、どうするかというのを説明していただきたい。中原地区の学習等共用施設は完成に近いわけですので、早めに工事を進めていかないと、宜野湾11号への開通とかもいろいろ遅れてくるのではないのかな。不便が生じるのではないかと思うのですけれども、どういう状態ですか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今回3月議会で中間結審をいただいて執行伺いを回そうかなと思っております。そのときの業者の選定の方法なのですけれども、公募式という形で、市内、あと隣接市町村まで幅を広げて公募していきたいなというふうに考えております。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 内容がしっくりこない、分からない状況でありますけれども、ぜひとも早めにそうい

った対応を取っていただいて、地元の皆さんも本当に開通するのを期待していると思いますので、頑張ってくださいと思います。

それから、繰越明許費補正に係る理由等の10ページです。事業名がまつぼっくり公園法対策事業（補助）の件なのですが、理由で工法検討に不測の日数を要するためとありますが、これについても少し説明をお願いしたいと思います。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 以前に沿道そばの崩落がございました、斜面地の。それを復旧するための業務委託になっております。当初内部のほうで検討していた工法がございましたが、発注後に現場調査を委託業者のほうで行い、工法の見直しが必要ということで、繰越しのほうが必要になっております。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 これは市当局、担当部署が見た崩れ方というのですか、そういった専門家が見たのか、工法が違ったということになるのですか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 委員がおっしゃるとおり、専門のほうに見せて、工法の変更が必要ということになっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その工法の検討とか、そういった部分に関する予算というのは、これまでどおりの予算で対応していけるのですか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 予算の範囲内で行います。若干の増はあるのかなということで、見込んでおります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 明繰をしてあるわけですから、5月末までには完了ということですが、そのとおり進めていらっしゃるのか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 委託のほうを5月末までに完了し、工事のほうを令和5年度に発注で予定しております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 工事発注がいつ頃になるか、それから完成予定というのでしょうか、工事が完了する予定の、皆さん、一応実施計画の中に入っていますか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 予算審議を終えて、次年度単価入替え等を行って、早々に発注を行います。計画では、年度内で、令和5年度内で完成したいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 令和5年度内には完成、工事を完了するという予定ですね。分かりました。私のほうからは以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 資料提供をお願いしたいのですが、95ページ、8款3項5目公園費のほうです。説明部分で04、比屋良川公園整備事業ですが、大幅減額になっている理由を教えてください。

それともう一つ、先ほど桃原委員もていーちが一公園の質疑をしましたが、P F A S の除去について、持続可能なP F A S の除去の方法を知りたいので、その会社が出している化学式というか、説明の資料をいただけますか。以上です。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えします。まず、95ページ、8款3項5目の04、比屋良川公園事業の減額については、先ほど平安座委員が補助金の資料を要求していますけれども、ほぼ交付決定額の減に伴って比屋良川公園を落としてありますので、理由はその内容で、何か事業をしないとか、そういったことではなくて、予算配分の中で、どちらかというと、比屋良川を中心に削減しましたので、こちらが大きな減額になっているところですので、その資料を見ていただければ大体わかるかなと思いますので、そこをお願いしたいと思います。

あと、96ページの説明欄05のていーちが一公園整備事業の資料になりますけれども、一応うちの資材承認をするに当たって出てきた機器の資料がありますので、そちらを提出したいと思います。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 よろしくをお願いします。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 皆さん、よろしいですか。時間のほうも押していますので、それではこれより休憩いたします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後4時15分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後4時25分）

○石川慶 委員長 続きまして、10款教育費について審査を行います。2款1項8目の市民会館費についても、この時間帯での質疑をお願いいたします。

それでは、質疑がありましたら、挙手にてお願いいたします。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 資料を頂きましたので、質疑させていただきます。資料番号8、9、あと予算書の117ページ、10款5項7目、説明欄04、スクールソーシャルワーカー活用事業について確認させていただきます。資料によりますと、私、現在の配置状況と今後の配置についてとあります。資料を下さいと言ったのですが、同じ18人の配置人数になっていまして、これは市内全域が全てに配置していく人数になっておりますが、その認識は、次年度も全校配置で、各中学校のようにアドバイザーが1人配置でやっていくということによろしいのですか。

○石川慶 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 資料のほうで出させていただきましたが、すみません。分かりにくくて申し訳ありません。令和4年度、令和5年度とも同じ配置形態で考えております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 予算書に戻りますけれども、今回も420万6,000円の補正減、本会議場で確認いたしますと、スクールソーシャルワーカーに空きが出たと。長田小学校で4か月、嘉数中学校で7か月、宜野湾中学校で6か月という空きが出たということでございますが、現在はどうのような状況になっておりますか。

○石川慶 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 指導部長のほうで答弁いたしましたとおり、そういった配置状況がございまして、1月末時点での未配置期間の答弁をいたしました。今3月現在、同じように未配置となっております。すみません。長田小学校につきましては、最初の4月から7月の未配置だったので、8月以降は配置があります。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 では、確認します。であれば、市内全域、市内小中学校全部に配置で13人だが、今3月の時点で11名しかいないという認識でいいのですか。

○石川慶 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 学校配置のS Wは、今2人、未配置であります。ですから、現在11人の配置になっています。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 この未配置が続いている学校に関して、何か不都合というか、何か変わったような、例えばスクールソーシャルワーカーというのは、福祉の観点から、子供たちを不登校から脱したり、あと家庭の環境に入って、いろいろ調整する仕事だと認識していますけれども、この未配置の学校に関しては、何か特段変わったようなことはありませんか。

○石川慶 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 やはり学校配置、1人ずつということで配置形態を持っておりますので、どうしても未配置の学校には、S Wの福祉的な視点での支援というのができておらず、学校のほうからもうつも要望をいただいているのですけれども、そちらに関しては、今センターのほうでもS Wコーディネーター、こちらが中学校区ごとにS Wが1人ずつの4人、全体を統括するアドバイザーが1人おりまして、こちらのほうが学校のほうに行きまして、支援を行っているところです。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 今、学校のほうからいろいろ大変な状況があるという、福祉的な観点からサポートができないということがありましたけれども、今、スクールソーシャルワーカー、学校配置型にしている問題点として、学校の一部の教職員の中に取り入れられて、本来の動きができないのではないかと、私は去年でしたか、一般質問等でもさせていただきました。全校配置のデメリットとしては、そういうところがあるのですよ。本来であれば、福祉の観点から学校教育現場の先生方にも福祉のアドバイスをしていく、例えば不登校児童がいますね。不登校児童を家庭の中まで入っていくというのが、本来のS Wの仕事なのです。例えば家庭の事情で言えば、親御さんが貧困であるのであれば、それを適切どころ、生活保護でも何でも適切な部署につなげていくとか、子供たちのために動くのが、このスクールソーシャルワーカー。ですから、デメリットとして、学校の中に配置されてしまうと、学校の教職員の中の一部になるのではないかという思いで、前も質問させていただきましたが、今、学校のほうから、福祉の観点からS Wがいないところは大変になっているという今お話がありましたけれども、本来であれば、学校の中でやることというのは、学校教職員の中でやるべきであって、その中でできない、不登校とか、外に出られないとか、そういった子供たちにアドバイスしていくのがS Wなのです。学校の教職員ではないというのが、まず一番のあれだ思うのですけれども、ですから私は、全校配置型というのをちょっと見直す時期ではないかと、精査したほうがいいのではないかと。平成20年から、これは県内全部の学校に配置するのは宜野湾市だけですよね。ただ、

それでも全校に配置しているのだけれども、平成20年から。なかなか実績というのが目に見える形で見えないのが今の実情だと思っているので、精査したほうがいいと思っているのですけれども、まずその原因の一つとして私が考えているのは、本来であれば、SSWというのは、社会福祉士と、あと精神保健福祉士等の免許を保持した方がSSWとして配置されると。福祉の観点から、福祉の専門家の人たちが配置されるのが本来の姿だと思うのですけれども、現在13校に配置されている、このSSWの人たちは、こういった社会福祉士とかの免許保有者というのは何名いらっしゃるのですか。福祉の観点から言わせれば、そういったものを持っている方々がやるのが、このSSWの仕事だと思うのです。簡単なものではないですよ、これは、福祉の観点から学校の子供たちと付き合うというのは。だから、免許保持者というのが、国のほうで、こういうふうに出されて、そういう方々をSSWとしてやってくださいというのが、多分国の方針だと思うのですが、現在の全校配置されている、今11名ですか、この中で免許の保持者というのは何名いらっしゃるのですか。

○石川慶 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 今、学校配置のSSWで免許保持者は1人になります。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 1人ということですね。ですから、私は、しっかりとした免許を持っている方を配置してやっていくべきだと。これはいろいろなところの政務活動、この間も行ってきましたけれども、免許を持っている方をしっかり雇っていく。実績を出して、次年度は予算をつないでいって、予算を多くしていたりしているという先進地、一般質問でもやりまして、見てきましたけれども、やはりしっかりとした免許保持者を入れていくべきだと私は思っております。そこで、下の資料にあります、SSWの時給について確認させていただきたいのですけれども、県内市町村で一番低い時給になっています。県から派遣されるSSWさんの3分の1ぐらいの時給しかもらっていない、学校へ配置されている方々は。そういう時給では、当たり前前に募集をかけても免許保持者なんか来ないわけではないのですか。私ざっと計算させてもらいましたが、1,189円の時給で週24時間やったら、月8万円から9万円しか手取りがないのですよ、これはしっかり出ても。そんなものでどうやって免許保持者が入ってきますか。ただ、学校に配置しているからやっていますよではなくて、スクールソーシャルワーカーのしっかりとした実態を見るのであれば、やはり見直すべきではないですか。全校配置型をやめれば、今の予算内でも、この時給というのは上げていくことができますよね。どうですか。

○石川慶 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 平安座委員おっしゃるように、今、県内11市の実態、比較をしますと、学校配置SSW、宜野湾市が一番安いというのは実態として見えました。私たちもやはり報酬というのは上げる必要があるというのは認識しております。ですけれども、今やはり全校配置のメリットとしましては、ほとんどの市が派遣型とかいうところ、中学校区ごとのということがあるようなのですけれども、派遣型をしている自治体のほうにお話を聞くと、支援に介入するまでにとっても時間がかかるというお話がありました。学校にいつもいる、そういった、悩みを聞けるというのは、やはり関係性を構築して初めてなると考えております。やはり配置をすることで、早期発見、早期着手、そういったことで宜野湾市としては、大変大きな事業だと思っておりますので、すみません。時給を上げることもそうなのですが、やはり学校配置で1人ずついるというのは、死守していきたいというのは、私の一番大きいところです。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 別に学校配置型にして全部やっていくことが、私、そこを批判しているわけではなくて、しっかりとした免許保持者を入れて、しっかりとしたサポートをしていくというのが大事だと思っていて、ですからこれは県内では、宜野湾市はスクールソーシャルワーカーに単費で1,000万円、ソフト交付金で2,600万円使っておりまして、お金をかけている分は県内でもトップクラスなのです。ただ、その中で全校配置型にしてスクールソーシャルワーカーをほかの市よりたくさん持っているから、やはりお金がかかる問題、時給も上げきれない。そうしていることが免許保持者の入ってこない原因になっていないかと私は思っているのですが、予算を上げられるのであれば、時給を上げて全校配置で問題ないです。全校配置で別に構わないのですが、限られた予算の中であれば、全校配置型を見直して、しっかりとした専門員を、要するに人数を減らすとか、全校配置型でなくてもできますよね。今でも空いているところは、ほかでカバーしてやっているわけですよね。できるのであれば、これも考えて、しっかりとした免許保持者が入ってこれるような勤務形態にしていくべきだと私は思っておりますので、ぜひこの辺は検討なさっていただければなと思っております。こっちの方が大事ですよ。大事な仕事を担っているのですよ。今、欠員が出ているといいますけれども、今、募集をかけていると思いますが、来ていますか、どうですか、この時給で。

○石川慶 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 3月時点、まだ来ておりません。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 しっかりこれは精査してください。さっき聞いたように配置されている方々が免許保持者ではない。その人たちを批判するわけではないのですが、本来はやはり免許保持者をしっかりとした配置で福祉の観点からやっていくのがソーシャルワーカーだと思っていますので、しっかり検討なさっていただければと。また、これはまた新年度予算や一般質問、そこでやっていきますので、よろしく願いいたします。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 関連しますので、引き続きSSWに対する質疑をさせていただきたいと思います。学校に配置をする配置型で運用をされております。それぞれの学校に1名、これに欠員が出ている。その欠員分が最終の3月補正減額で予算計上されているという流れですよ。まず、配置のない学校が2校ありますでしょう。その2校の子供たちへの対応、あるいはまた父兄への対応については、どのようになっていますか。

○石川慶 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 先ほども少し御説明いたしましたが、学校配置とは別にはごろも学習センター内に中学校区ごとのSSWコーディネーター、全体を統括しているSSWアドバイザーがおります。そちらのほうで学校のほうに赴きまして、支援をしている状況があります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 スーパーバイザーといいますよね。SSWというのが配置をされる中で、そのSSWとスーパーバイザーは連携を深めていると思います。また、スーパーバイザーについても、学校との連携もやられているとの説明があるのだけれども、そのスーパーバイザーというのは有資格者なのですか。

○石川慶 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 そうです。精神保健福祉士を持っております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 まず結論は、特にコロナ禍、小中学校の不登校、いじめ、虐待、不登校、かなり多くなっているのです。さらに、S S Wの役割というのが、やはり過重、そしてまた重要な位置づけなのです。例えばS S Wの業務というものは、それは児童と向き合いますよね。しかし、相談の窓口として、接触するのがS S Wなのです。あとは、どう解決していくかというのは、学校現場でケア会議の構築もしなければならぬ。それとまた関連団体、関連機関との連携も図らなくてはならない、あるいはまた有資格者との連携も図らなくてはならない。となりますと、これ非常に厳しいですよ。だからといって、増員をしないというわけでもないのだけれども、その辺やはり直視をすべきだと思う。要するにそのS S Wが過重な負担をしていて、未配置も、その中の要因ですよ。ですから、これも検討すべきだと思いますよ。年々不登校、いじめ、増加の傾向にあるではないですか、数字が物語っていますよ。過重ですよ。これは1人のS S Wが何人の児童を受け持っておりますか。

○石川慶 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 スクールソーシャルワーカーの、すみません。支援状況、1人当たりということで、ちょっと人数、今、計算ができていないのですが、令和3年度で支援児童数は489名を見ておりました。それを13で割ると、1人当たり約40人ほどです。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それだけでもやはり大変ですよ。訪問するだけでも大変。そして、訪問するのが、この仕事ではないわけ。どうつないでいくか、学校現場との連携もS S Wですよ。民間団体との連携もS S Wですよ。行政との橋渡しも、つなぎ役もS S Wなのです。ですから、それは社会、不登校を、あるいは子供たちをどう育成していくか、どう健全に育てていくかというのが最終目的ですから、そのためには過重な負担であるということはしっかり理解をしてもらって、先ほどの処遇の改善についても考えなければならぬ。それだけでもない。そして、教育委員会においては、皆さん方は、S S Wを配置するに当たって活動方針等に関する指針、それを策定しなくてはならないというふうになっていると思うのだけれども、その策定はされておりますか。そして、その指針に基づいてS S Wと、その支援に対する行動計画はできているのかについて、ちょっと確認させてください。

○石川慶 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 今、企画のほうから呼びかけがある行財政改革方針の中で、この一括交付金に関わる業務についての、いろいろ見直しをさせていただいているのですが、その中で要綱を今回新たに作るようにということで、今つくっている段階であります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 教育委員会というのは、S S Wに関する指針というのを策定するのが望ましいと国のほうから言われているのです。恐らくこれは準備されているのかなと。それさえもなかったら、S S Wなんかどうしていいかとなりますよ。これは資料として出せませんか。

(「休憩、ちょっともらっていいですか」という者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後4時46分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後4時48分)

○石川慶 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 今、私が説明申し上げました、要綱のほう、こちらのほう、すみません。まだ起案準備中なので、案の状態ではありますが、こちらのほうを出すことは可能です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 すみません。これは何の要綱ですか。

○石川慶 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 スクールソーシャルワーカー活用事業実施要綱です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ですから、そういう要綱ではなくて、方針を明らかにしないといけないわけよ。苦労するのはS S Wも特別な資格者が配置されているわけではないわけですよ。非常に過重な、これは業務がここに存在しますよ。ですから、これは教育委員会が背後にいて、そういう活動指針というのを構築して、その後の課題についてはどのように連携していくかというのが、それは方針をつくってあげないと、大変なことになりますよ。それは重要な任務でありますから、ぜひとも制定いただければと思います。そうすることによって未配置についても、当然いい結果が出てくると思いますし、対応していただきたいと思います。財政課長、これこそそこに注力すべきではないですか。これは予算の制限だけではなくて、その要因というのは、やはり把握した上で、一向に不登校、いじめ、増加ですよ、ずっと。そして、不登校というのは、定義としては3か月でしょう。永遠続くわけ。ひきこもりに入っているわけ。入っていくわけ。ですから、非常に重要なことですから、国もこども家庭庁というのが令和5年4月から新たにスタートしていくし、子供を真ん中に置く政策を進めようとする中で、そしてまたこれは多岐にわたる中で福祉推進部のほうでも重層的支援体制、それも新たな政策が出ているから、あるいはまたひきこもりに特化した施策も出ているから、そこと連携をさせることによって、その問題に解決につながるから、S S Wの役割というのは大きいのですよ。また、重要。そして過重な負担をさせているということが、単なる補正減だけではなくて、1つの大きなくくりの中で、今回の予算に出るといえるのは見てもらいたいなと思っています。あるいは今、一括交付金を充てていますでしょう。これまで充てているのだけれども、このS S Wの補助金については、新たな補助メニューを国は示していますよ。それも含めて検討してください。そしてまた、処遇の内容等も含めて、御検討いただければと思います。私と平安座武志委員からのお願いです。以上です。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上地委員の御質疑にお答えをいたします。このスクールソーシャルワーカー活用事業は、御指摘のとおり県の一括交付金を活用した事業でございます。ただ、近年、一括交付金、ソフト交付金につきましては、減額傾向が続いておりまして、今年度8億7,300万円の配分予定額が次年度は8億6,100万円ということで、1,000万円の減額という内容となっております。そしてまた、この一括交付金を活用した事業につきましては、ハード事業、ソフト事業、各種多々ございまして、今後の事業計画を鑑みますと、令和5年度から一括交付金が足りなくなるというような状況も見え始めております。

ただ、この事業は、今御提言ありましたとおり、大変重要な事業であるというふうに認識しております。そのため、また今後令和5年度教育委員会のほうとしっかり協議をして、先ほど平安座委員から御提言があったような内容、体制をどう構築するのか。単価の引上げ、その財源をどのように工面するのか、こういっ

たところをまたしっかり教育委員会のほうと協議をしていきたいと考えております。そしてまた、一括交付金については、こういった重要な事業に充当されて活用されておりますので、国、また県に対しては、このスクールソーシャルワーカー活用事業等について、しっかりと事業の目的、趣旨を明確化したような要綱、そういったものをしっかり示して、またこの事業の成果を示すような指標をしっかりお示しして、事業の重要性をしっかりと国と県にも訴えて予算確保ができるようにしていきたいということで、これは既にそういった取組を今教育委員会のほうと協議して行っているところでございますので、次年度以降もしっかり継続してやっていきたいと考えております。以上です。

○**石川慶 委員長** ほかに質疑のある方。我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** すみません。資料をお願いしたいのですけれども、108ページです。10款2項3目の03の長田小学校校舎増築事業なののですけれども、今回の補正は恐らく事業の総額から残った事業、その資料が出来上がっているかどうかは、予算調書とか、実施計画等が出来上がっているか。もし出来上がっていれば資料として提出していただきたいのですけれども。

○**石川慶 委員長** 施設課長。

○**施設課長** お答えいたします。令和4年度に長田小学校においては基本・実施設計を行っています。工期のほうが3月中旬まででしたので、今、成果品の確認、チェックしているところなので、出来次第という形でよろしいでしょうか。

○**我如古盛英 委員** よろしく申し上げます。以上です。

○**石川慶 委員長** ほかに質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○**プリティ宮城ちえ 委員** 2点です。1つは、113ページ、10款4項1目幼稚園費です。幼稚園もかなり厳しい状況が続いているということなののですけれども、説明の05なののですけれども、会計年度任用職員報酬が減額になっているのですが、幼稚園教諭が不足しているということが、ここに現れているのでしょうか。

○**石川慶 委員長** 指導課長。

○**指導課長** プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えします。この幼稚園職員等事務運営費は、市内9幼稚園、午前中に幼稚園の保育をやっているのですけれども、その午前中の部の会計年度任用職員を配置するための事業でございます。今回の幼稚園職員等事務運営費2,715万円の減額補正でございますが、会計年度任用職員の未配置による報酬及び期末手当、労働保険料負担金、社会保険料負担金、通勤費用等の残に伴う補正となっております。

○**石川慶 委員長** プリティ宮城ちえ委員。

○**プリティ宮城ちえ 委員** 未配置はどのぐらいあるのですか。

○**石川慶 委員長** 指導課長。

○**指導課長** 学級担任が10名だったのに対し、10名全員配置しております。特別支援の担任が18名の予定配置に対し、月によってではございますけれども、5名から10名欠員、未配置がございました。

○**石川慶 委員長** プリティ宮城ちえ委員。

○**プリティ宮城ちえ 委員** 分かりました。やはり厳しい状況ですね。

では、もう一つです。119ページです。10款6項1目の説明04です。フッ化物洗口推進事業のほうですけれども、減額になっているのは、現場で養護の先生たちが反対署名とかもやっているという、そういう影響もあるのでしょうか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 プリティ宮城ちえ議員の御質疑にお答えいたします。当初虫歯予防としてフッ化物洗口事業を予定していたのですが、皆さんも御承知のとおり新型コロナウイルス感染症の影響により、口をうがいして吐き出す作業等もありましたので、感染等の懸念もありまして、今回は未実施ということで、今回補正減で計上してございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 では、やっていないということですね。では、この養護教諭の先生たちの反対とは関係ないということですね。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 プリティ宮城ちえ議員の御質疑にお答えいたします。新型コロナウイルス感染症が2020年から感染のほうが拡大されてございますので、2020年度に実施をしていたのですが、途中から感染症の拡大に伴いまして中止をしてございまして、予算措置はしてございますが、休止が続いているところでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。桃原功委員。

○桃原功 委員 予算書の103ページをお願いします。103ページ、一番下段のほうに、06番中学校部活動指導員配置事業ですけれども、内容は、会計年度任用職員報酬の減額とあるのですけれども、当初予算で、これは費用弁償の45万5,000円計上されていたと思うのですけれども、この分はしっかり執行できて、会計年度任用職員のための賃金の減額の理由というのを説明していただけますか。

○石川慶 委員長 指導課長。

○指導課長 当初は、各4中学校にお一人ずつ部活動指導員をつけるということだったのですけれども、宜野湾中学校だけが11月まで配置ができなくて、12月から女子バスケット部の指導員が見つかりまして、つけております。そういうことで、4月から11月までつけることができなくて減額となっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ということは、この費用弁償とは別に、会計年度任用職員の減額という部分からも部活指導員の方々への賃金が出ているの、ちょっとよく分からない。この部活動指導員の配置事業というのは、会計年度任用職員を、その4つの学校の部活指導員の方々をしっかりと見るための会計年度任用職員の賃金なのですか。それとも会計年度任用職員が部活の指導員ということで動いている、どちらでしょうか。

○石川慶 委員長 指導課長。

○指導課長 会計年度任用職員が部活動指導員として運用しております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ということは、この部活指導員は、私は当初予算を見たら、費用弁償45万5,000円とあったのです。この費用弁償から指導員の方々への賃金というのは出ているという認識だったわけ。では、費用弁償からも流れていて、この会計年度任用職員も部活の指導をしているということなのですか、今の答弁では。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。まず、会計年度任用職員の部分に関しましては、報酬、我々でいう給料的な形のものの執行が、先ほど指導課長から答弁あったような形で、任用の不在期間

があったので、減となっております。

桃原功委員が御質疑の費用弁償においては、顧問と一緒に部活動指導員も連携して部活の指導をしてございますので、九州大会であったりとか、全国大会への派遣があった場合に、この会計年度任用職員に関しては特別旅費、旅費ではなくて費用弁償として支払いするものですから、今回の減に関しては、この会計年度任用職員の給与の減ということで、費用弁償においては、九州大会とか、あるいは全国大会で部活動指導員が同行する場合に支出する費用のことを計上してございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 要は、これを設定することによって部活の面倒を見る指導員の方々からも歓迎されているのか、要は、こういうふうに賃金と費用弁償を出すことによって、おおむね受入れられているのかということを知りたいのです。よく実態が見えないので、その辺の中身は分かりますか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。先ほども申し上げたとおり、県大会等で勝ち抜いた後に、九州大会、全国大会へ部活指導員の旅費的な形での支出で計上してございますので、当然喜ばれている事業だというふうに理解してございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 それで、今回の減額というのは、先ほど課長がおっしゃったように宜野湾中学校だけ11月まで配置できなくて、その後配置できたから減額になっているということで理解していいですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。4人分の、通年分の会計年度任用職員の報酬を準備してございましたが、不在期間がありましたので、その不在期間に応じた形の補正減額となってございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 4人分ということは、4中学校あって、4中学校で4人分ということは、この1人の指導員が1つのこまというか、例えばさっきバスケット女子とおっしゃっていましたが、卓球にしる、バレーボールにしる、女子はありますよね。この1人が全てを教えるのですか、ではない。実態を確認できればなと思うのですけれども。

○石川慶 委員長 指導課長。

○指導課長 桃原功委員の御質疑にお答えします。今、1つの中学校に1人の、特に指導してほしい部活動に部活動指導員を置いて、その実証もしながら、その効果性も見ながらやっている最中です。真志喜中学校はテニス、嘉数中学校は野球、普天間中学校は空手、宜野湾中学校はバスケットというふうに各学校、指導員になってくれる方も、かなり見つけることも難しく、その調整も見つけて、実績を積み上げて、効果性があるかどうかも含めてやっていただいております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 おおむね受入れられていて、喜ばれているということで、説明ありましたけれども、やはり今の話を聞くと難しいですね、とても。要は、4人の指導員が真志喜中学校ではテニスで、そういう報酬を受ける。テニス以外の指導員はもらえないわけでしょう、結局は、実態として。嘉数中学校は野球だけです、いろいろな部活はあるけれども。野球だけの指導員がもらっているというのを見ると、言うのは簡

単だけれども、もっと予算を計上してというふうにはしか言えないのだけれども、その辺の指導員からの声とか、あるいは学校の先生方からの部活動指導員についての評価というの、声も聞けていますか、声はありますか。要は公平ではないではないですか、言う。僕だけいただいて、ほかはもらえていない。やはり公平にいただけないかというのが出てくると思うのだけれども。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。基本、部活動というのが、教員のほうで顧問をして部活動を教えていたというところがあったかと思います。今回令和4年度から、この部活動指導員の派遣事業に関しましては、各中学校1名の配置になってございますので、先ほど指導課長からも答弁あったような形で、各種競技の、どの種目に該当させるかというのは、学校とも調整しながらやってございますので、桃原功委員がおっしゃるような形で、公平感というところが、そういったところではなくて、各中学校に一人しか配置はされてございませんので、その部分を含めまして、今、教員の働き方改革等も含めて、部活動指導員の配置は、これから始まっていくところでございますので、この部分に関しまして、他の部活動指導員の不公平感があるところではないかと思っております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今、次長がおっしゃったように教員の働き方改革の一環もあるわけですね。だから、早朝から授業を見て、また夜まで部活を見るというのは大変だから、そうやって外部の方を、優秀な方を呼んで、招聘して、やはり呼ぶだけでは大変だから、報酬もセットにしてということだと思っております。

今は1学校1人とおっしゃっていましたが、やはりどうしてもこれ不公平感が出てきますよ。見ている側、あるいはやる側というのは、真志喜中学校はテニスだけ、嘉数中学校は野球だけということになると、もちろんこれは事業を始めてスタートしたばかりだから、予算化というのも厳しいと思うので、どうにかうまく、うまくというか、公平感ということも、やはり観点に置いて取り組んでいただけたらと思うのです。これは新年度予算にも計上されていると思うので、そのまま継続して頑張ってください。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後5時10分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後5時11分)

○石川慶 委員長 審査中の議案第1号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後5時12分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後5時13分)

○石川慶 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は明日の午前10時から会議を開きます。本日

はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後5時13分)

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和5年3月7日（火） 2日目

午前10時00分 開議

午後 3時37分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	上地 安之
委員	桃原 功
委員	プリティ宮城ちえ

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	我如古 盛英
委員	上里 広幸

○欠席委員（0名）

○説明員（11名）

総務部次長	多和田 眞満
管財係長	福本 司
企画部次長	泉川 幹夫
行政経営室長	金城 美千代
産業政策課長	宮城 恵美
建築課長	普天間 朝信

総務係長	野嶋 博司
契約検査課長	伊禮 理子
デジタル推進課長	金城 広郁
行政経営担当主査	中村 誠
企業誘致担当主幹	饒平名 文治

○議会事務局職員出席者 棚原 裕貴

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第19号 宜野湾市個人情報保護法施行条例の制定について

議案第20号 宜野湾市庁舎建設基金条例の制定について

議案第21号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

陳情第12号 公契約条例の制定を求める陳情

陳情第11号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

請願第2号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願

第449回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和5年3月7日（火）第2日目

○石川慶 委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから総務常任委員会第2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第19号 宜野湾市個人情報保護法施行条例の制定について

○石川慶 委員長 議案第19号 宜野湾市個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。
お諮りいたします。議案第19号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、議案第19号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたら、お願いいたします。総務部次長。

○総務部次長 おはようございます。議案第19号 宜野湾市個人情報保護法施行条例の制定について補足の説明はございませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。

○石川慶 委員長 では、質疑がありましたら、挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 おはようございます。資料番号29番についてお願いします。この施行条例の制定される理由をまずお尋ねします。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 議案書の中に提案理由は付しておりますので、改めまして読み上げたいと思います。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例を制定する必要があるということで提案しております。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 前からデジタル社会ということだと思うのですが、これが本当の理由かどうか、よく理解できていないのですが、私が懸念しているのは、2015年の事例です。この資料番号29番にあるように、これが個人情報の保護に関する法律、第69条、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないと記されているのです。個人情報保護法は前からある法律で、2015年当時も、これを見習えば、市長は本人の同意を得ずに勝手に個人情報を流すことができないという理解なのです。だから41市町村のうち、当時幾つあったか覚えていませんけれども、宜野湾市、沖縄市以外は自衛隊の要求に対して自衛隊に個人情報を提供しなかったのです。提供してしまった自治体は、宜野湾市と沖縄市。沖縄市も後々あれは軽率だったということで、謝罪しているのですけれども、そういうことがないようにということで、個人情報保護法は制定されているにもかかわらず、自治体自らが本人の同意を得ずに提供してしまったときの対処というのが、私は宜野湾市は大丈夫なのかなというのがあって、この第69条の第2項の1は分かるのです。本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。要は本

人が求めたとき、本人に提供するのは、もちろん個人情報として提供できますよだけれども、第69条第2項の2、3、4というのが、ちょっとよく理解できていないのですけれども、まず2から解説していただけますか。

○石川慶 委員長 総務係長。

○総務係長 今、桃原委員から御質疑がありました、法第69条の考え方について御説明させていただきたいと思います。

まず、法第69条第1項のほうですね、こちらは法令に基づく場合を除き、保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないという原則制限をかけている項になります。

一方で、法令に基づく場合は、自ら利用し、提供が許容される条項となつてございます。

第2項各号に関しましては、法令に基づく場合ではないのですが、本人同意があるときですとか、もしくは行政機関等が法令の定める所掌事務、その遂行に必要な限度で内部で利用する場合であつて、相当の理由があるときは目的外利用ができますよという号になります。

そして、第3号に関しましては、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務の遂行に必要な限度で相当な理由があるときは外部提供、役所のほうから他の役所に対して外部提供ができますよという号になつてございます。

第4号に関しては、専ら統計の作成ですとか、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときで、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるときは、目的外利用ができるというふうな条文になつてございます。

第3項に関しましては、第2項で法令に基づく場合ではないのですけれども、本人同意があつたりとか、各号に適用する場合は、必ずしも目的外利用、外部提供というのはしなければならないものではなくて、他の法令で、その制限をする旨が書かれているとなれば、その他の法令を適用して、今回の法第69条第2項の適用を妨げるものではありませんよということが書かれてございます。

第4項に関しましては、法第69条第2項第2号の利用者範囲を、さらに制限をかけるといった趣旨のものが書かれているものでございます。

法第69条の考え方については以上でございます。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 補足です。先ほど桃原委員から自衛隊の件がございましたけれども、恐らく自衛隊の候補生募集の件だろうと。これは先ほど桃原委員から法令に基づかないでというような説明がございましたけれども、これは誤りで、自衛隊は自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づいて行っておりますので、その辺……

○桃原功 委員 自衛隊の立場ね。

○総務部次長 自衛隊の立場というか、法律に基づいてという意味です。ですので、先ほど言った、第69条で法令に基づく場合を除きというのは合致しませんよというところは、はっきりさせておいたほうがよろしいのかなと思ひまして、今の説明です。法に基づいて自衛隊のほうからは住民記録台帳の名簿の閲覧等を要求しているということでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今の次長の説明からしたら、このように個人情報保護法があつても自衛隊から求められたときには本人同意を得なくても個人情報の提供ができるということを言っているのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 しなければならないという法ではないと、自衛隊法が。求めることができるということです。求めることはできる。あとは、受ける自治体の判断ということになりますので、この辺は勘違いなさらないようにしていただきたいなと思っています。

○石川慶 委員長 総務係長。

○総務係長 補足でございます。法第69条第1項と第2項では、それぞれ考え方が若干異なっておりまして、第1項はあくまでも法令に基づく場合は利用提供することが許容されるという条文です。

桃原委員がおっしゃっている、この本人同意が必要だということに関しては、第2項にかかってくるところでございまして、あくまでも第2項は法令に基づかない場合ということを想定してございます。なので、法令のほうで提供できるだとか、提供しなければならないとか、そういったものがない場合に初めて生まれる項であるというところに違いがあるところを御理解いただければと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そのように自衛隊法があるということは、私も認識はしています。自衛隊の立場で、例えば要求することはできると、求めることができるということも理解はしていますけれども、だからこそ当局の判断が大切になってくる。2015年のときには、沖縄市と宜野湾市以外は自治体の判断で提供しなかったのです。個人情報保護法を尊重して、本人の同意を得ていないから。宜野湾市に確認したら、担当の市民課にも相談はなく、トップダウンで、あれは提供されているということを確認したのですよ。

要は、こんなふうに来ているけれども、どうしようかという協議もなく、トップダウンで市長が出しなさいということだったと聞いているのです。だから、自治体はどう判断しているか。個人情報をちゃんと守るのか、あるいはそういう行政機関から求められたら、そのまま提供してしまうのかということが非常に大事なみそになってくると思うのですけれども、しっかりそれは市民を守る立場からも個人情報保護法を尊重してほしいなというふうに思っています。

これは全国一律で、この施行条例は制定されているのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 こちらのほうは一律で、4月1日施行ということを目標に立てられておりますので、各自治体におきましては、その準備をされていると思っております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、この3月議会が各自治体とも審査が行われて、それ以外にも、例えば12月とかに可決した自治体も県内であるのでしょうか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 県内におきましては、浦添市が去年の12月定例会で提案して可決をいただいているという情報は入っております。すみません。補足です。沖縄県と豊見城市も提案して可決をいただいているということです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは町村も同じ流れですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 町村も同じでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、県と豊見城市と浦添市以外は、この3月定例議会で審査をしていると。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 全市町村、確認をしているわけではございませんけれども、恐らく今定例会、3月では提案しているものと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 個人情報を守る立場である自治体の長などが、個人情報を提供した場合の対処というのが、改めて確認したいのですけれども、その場合には2015年のときもトップダウンで出したということを考えると、職員の立場ということでは、なかなか出すことはないのでしょうか。要は、このように自衛隊法もあります。市民の情報を守る個人情報保護法もあります。皆さんも法令に従って仕事をするわけですね。個人情報を守る立場、そして市長がどういう判断をするか。あの2015年のときには、市長が出しなさいということで出されたと思うのですけれども、そうなってくると、なかなかすすべもない。そういうものも長の判断になってしまうということでの理解でいいでしょうか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 2015年の対応がどのように行われたかというのは、今詳細には把握はしておりませんが、基本的には自衛隊から依頼がありましたから、例えば閲覧か、提供、いわゆる紙での提供とか、データとかあると思いますけれども、その対応になるかとは思っております。

例えば令和4年には、宜野湾市においては、閲覧、ほとんどの市町村が閲覧対応はされているというふうには確認はしておりますけれども、桃原委員がおっしゃる2015年の話は、今、私たちのほうでは、はっきり把握はできていませんので、どのような流れがあったのかというのは、今ここで答弁というのは、ちょっといたしかねます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。この29番の資料、例えば第69条第2項第3号に他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体とありますけれども、自衛隊以外にこういった団体が想定されるのですか。あるいはこれまでに自衛隊以外にも個人情報の提供を求めた団体もあったのか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 先ほど総務係長のほうから説明がありましたけれども、第69条第2項は、法令に基づかない場合の条項と見ていただきたいと思います。先ほどから自衛隊の話が出ますが、自衛隊は自衛隊法に基づいて依頼をかけておりますので、それは第69条第1項に基づくものです。

ですので、ここで桃原委員がおっしゃっているのは、第2項は、法令に基づかない場合を想定した項なので、これは切り分けて話をさせていただけないかなとは思っております。要するに自衛隊のものは、法令に基づいて行っていますよと。今、桃原委員がおっしゃっているのは、基づかない場合の話を、では自衛隊以外はどこがやっているのですかという、これは全然話が合わなくなってくるので、そこら辺はしっかりと整理されないと、こちらの答弁も非常に難しいなと思っておりますので、すみませんが、その辺は御理解いただきたいと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 私は、資料として、この第69条第2項第2号に、あるいは第3号に他の行政機関、独立行政

法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるときと書いてあったので、このときにはどういった団体が想定されるのでしょうかということ尋ねたまでなのです。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 申し訳ありませんでした。こちらに該当する、これまでの事例でいけば沖縄県とかがよくあります。内容については、総務係長のほうから。

○石川慶 委員長 総務係長。

○総務係長 補足をさせていただきます。今、次長のほうからお話がありましており、沖縄県に対して提供したことはございます。ただ、それ以外にどのような機関が想定されるかということに関しては、正直この条文に書かれている機関に該当する機関が出てくるだろうということしか今のところ申し上げることはできません。

沖縄県に提供した例でいいますと、沖縄県がある計画をつくりたいというときに、その計画をつくるに当たって、地域の方の、県民の方の意見を聞きたい、例えばアンケート調査をしたいとか、そういったときに、市町村にも、そういった情報はございますので、その情報を提供願えませんかという依頼があったりします。

そのような場合には、現行条例の場合なのですけれども、個人情報に関する審議会というのがございまして、その審議会で、その情報を提供してよいのか、もしくは県から、この範囲の情報が欲しいのだけれども、その範囲全てを出していいのか、もしくは一定程度制限をかけるべきなのか、そういった意見を賜って答申を得た後に県に対して提供したりなどしております。なので、一定程度の制限、審査が加わった上で沖縄県に提供してきたという事例はございます。以上でございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 私が想像するのは、例えば今、県の話がありましたけれども、例えば国だったり、要は防衛省、自衛隊が管理する、防衛省以外の国、総務省であったり、あるいは国交省であったり、事業のための情報提供を求めるとか、あるいは警察が警察調査のために市に対して個人情報の要望を出したりしているのかなと思ったのです。

今、県のお話で、そのときには審査会に諮ると言っていましたけれども、こういう第三者が個人情報を求めたときには、その都度審査会に諮っているのですか。

○石川慶 委員長 総務係長。

○総務係長 まず、現行条例の枠組みでお話をさせていただきます。法ともほぼ同じ枠組みなのですけれども、先ほど多和田総務部次長のほうからありましており、まず法令に基づく場合とそうでない場合というケース分けする必要がございまして、桃原委員からございました、警察に関するものは、恐らく刑事訴訟法の話かと思うのですけれども、刑事訴訟法には提供を求めることができるという根拠法令がございます。なので、保護法でいいますと、第69条第1項になりますし、現行条例でも法令に基づく場合は審議会に諮ることなく提供の判断ができるというふうになってございます。

なので、一律全て本人同意がないから審議会に諮るかということ、そうではなくて、まずは法令に根拠があるのかどうかというところがスタート地点になります。仮に法令に根拠がない。だけれども、他の公共機関において事務を遂行する上で個人情報を提供する必要があるのだというときには、審議会に諮るケースとい

うのは当然あるかとは思いますが、今お話のありました警察とか、そういったものに関しては根拠法令がございますので、審議会に諮るということはないです。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この条例に、もしそういった、例えば個人情報が出たというのかな、あるいは漏れでなくとも故意に何らかで漏れた場合に、あるいは提供した場合に対する罰則規定等ありますか。

○石川慶 委員長 総務係長。

○総務係長 罰則に関しましては、本会議要求資料、桃原功委員が要求した資料番号29番の裏面から3ページにかけて罰則規定を、これは個人情報保護法に関するものです。記載しております。この内容に関しましては、あくまでも行政機関の職員が正当な理由がないのに個人情報ファイルを提供したときの罰則規定になります。ですので、外部提供するに当たって、あくまでも外部提供は職員がするのではなくて、行政機関としてするものでございますので、少なくとも罰則の対象にはならないのではないかなという認識ではございます。

仮に根拠法令を誤って提供してしまった場合は、そこは何かしら当然批判を受けるところもあるかと思いますが、もしくは今後個人情報保護法を監督する個人情報保護委員会のほうから何かしら指導はあると思うのですが、すぐさま何かしら今御提示している罰則が適用されるかといいますと、そのようなことはならないのではないかなという認識では今おります。ただ、最終的にここを判断するのは委員会でしたり、恐らくそれを使って動く警察だったりしますので、最終的な判断は、その機関のほうで適切になされると思うのですが、一義的には、そういうふうにはならないのではないかなという認識ではございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 その委員会の名簿の提供、資料としてお願いできるのでしょうか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 確認させてください。委員会というのは何の委員会でしょうか。

○桃原功 委員 今おっしゃった審議会。

○総務部次長 宜野湾市の審議会ですか。提供したいと思います。

○桃原功 委員 以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 今の同じところですが、2015年の自衛隊の名簿が提供されたことで把握していないということですが、把握してなくて、この条例を制定したとしたら、同じことを繰り返すおそれが私はあると思うので、そのとき、ちょうど覚えているのですが、その該当のお子様を持つお母さんたちの怒りはすさまじくて、本当に泣きながら市役所まで訴えていたのを覚えているのですが、それに対して宜野湾市、謝罪もしていないということから、つまり悪かったというあれはないのですよね。沖縄市は謝罪して宜野湾市は出していないということは、法令に基づいていたから当然であるという形の法律側からということになるのでしょうか。だから、その辺の、どういう経過で、担当のほうまでいかなくて、トップで決めたかという、そのことをチェックして……

(「質疑だよ」という者あり)

○石川慶 委員長 質疑をお願いします。

○プリティ宮城ちえ 委員 だから、2015年の経過を出していただきたいのですが、資料として。決定

の経過ですね。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 先ほども説明したように自衛隊のほうは法令に基づいて出していますので、経過という、依頼文の写しとかになろうかなと思ってはいますけれども、委員がおっしゃるところの話は、例えば文書のやり取りがあれば、当然資料が残ってはいと思います。ただ、今言うみたいに市長のほうが閲覧をオーケーしたのか、紙ベースでの、データ提供をしたのかというところでは記録は残るとは思いますけれども、それでよろしいですか。そのことですか。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 担当のほうには下りてなくて、そこでやり取りの中で決定したという話でしたが、それでもいいです。残っている資料が見たい。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 担当に下りていないというのはあり得ないです。要するに、自衛隊のほうから依頼文が来ます。それを法令に基づいているので、例えば市民課の所管になりますので、市民経済部というところが窓口になって日程の調整とか、閲覧であれば閲覧の場所とか、何名いらっしゃるとか、そういった調整は図られるのかなとは思いますが、総務のほうに、この個人情報の所管は総務ではありますけれども、恐らく住基なので、住民基本台帳なので、所管は市民課、ですから市民経済部のほうに依頼が行くのかなとは思っていますので、その辺はちょっと確認をさせていただきたいと思います。

問題は、2015年でありますので、文書の保存年限が何年でやっているのかというのもありますので、この辺は確認をした上での提供にしたいのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 残っている範囲でいいので、ぜひ出してもらってほしいと思います。よろしくお願いします。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 確認をして、担当部との調整もありますけれども、その辺を確認して対応したいと思います。委員長、補足をお願いします。

○石川慶 委員長 総務係長。

○総務係長 プリティ宮城ちえ委員から御指摘のございました、2015年の問題を把握している、もしくはしていないということと、今回提案させていただいている条例提案ができるのかというお話の御指摘に関しましては、すみません。説明足らずのところがあるのですけれども、従前の宜野湾市個人情報保護条例というのは、条例そのもので個人情報保護制度が運用できるものでございました。

ただ、令和5年4月1日以降は、個人情報保護法の適用を受けることになります。今回提案させていただいている宜野湾市個人情報保護法施行条例というのは、あくまでも個人情報保護法の運用を補完するというのが目的でございます。なので、この法第69条に関しては、正直なところ、我々が条例を制定しなくても適用の内容は変わりございません。あくまでも今回の法施行条例というものは、法に書かれている内容を住民にとって今の現行条例と同じような運用になるように補完するためのものだということでございますので、そのような御認識を持っていただけたらと思います。以上です。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 すみません。質疑する前に、説明していただいたのですが、要はこの件に対して、この話が欲しかったのです。2015年の問題とかではなくて、なぜこの条例を制定しないといけないのか、国民保護法が国のほうで変わって、それを補完するためにやるわけですね。その説明が欲しかったのです。

先ほどから自衛隊への名簿提供ということがありますけれども、これは緊急事態とか、災害対策基本法とかの中でも、この名簿の情報提供というのは当たり前前にできるわけで、その話ではないでしょう、この条例の話は。だから、今の説明が欲しかったのですよ。説明いただきましたので、いいです。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 この条例案の中の運用状況の公表というのが第14条にありますね。毎年1回、実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめて公表するということですが、これは従来から、そういう形で公表されているのですか。

それから、公表するということは、他市町村なり、あるいは他機関から、その情報の要求とか、あるいは提供とかある場合、そういう細々、取りまとめて公表するということですから、運用の状況の公表の仕方というのは、ちょっと説明していただけますか。

○石川慶 委員長 総務係長。

○総務係長 今、我如古盛英委員から御質疑ございました、今回提案させていただいている第14条の運用状況の公表でございますが、こちらに関しては現行条例も同様の規定がございまして、公表の方法に関しましては、市報等で公表しております。

どのような事柄を公表しているかといいますと、開示請求件数であったり、その開示請求に対して、どのような決定を下したのか。例えば開示決定なのか、一部開示決定なのか、もしくは非開示決定なのか。そういった類いのものを機関別に公表してございます。

取りまとめに関しましては、開示請求がありましたら、総務課を通して担当課のほうにお渡ししてございますので、請求件数は総務課のほうで管理、把握してございますし、開示決定、一部開示決定、不開示決定をする場合には総務課経由で、この決定通知を請求者に対してお渡ししてございますので、その決定件数についても把握をしているところでございます。そのような情報をかき集めて公表しているものでございまして、今回の法施行条例のほうでも現行条例と同様に公表していくというものを書いているところでございます。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 市報で公表するということですが、これは市報の何月号に公表する、あるいは年度末にする、そういったものもきちっとあるのかな、決まりが。それとも開示請求とか、そういった動きがあったときに公表するのか、どうなのですか、公表の仕方は。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 何月号とか、そういった決まりは内規で持ってはいませんので、まとめ次第、市報の紙面もありますので、早くて5月号には載せているのかなとは思っておりますけれども、以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 市役所庁舎前に広報の掲示板がありますけれども、それにも載るのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 恐らく今、我如古委員がおっしゃっているのは、公示する場合のものだと思いますけれども、

これは公示しなければならないということはないので、貼り出しはしていないと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 次、皆さんの資料から見てあるのですけれども、行政機関が、こういった形の情報に関するものを取り扱くと、やはり民間の事業者、金融関係の業者とか、それ以外の業者も個人情報、皆さんは持っているわけですので、相当影響してくると思うのですけれども、民間事業者に関係するようなものは、従来と同じになるのか。それも変わっていくのですか、見取り図で分かりにくい点があるのですけれども。

○石川慶 委員長 総務係長。

○総務係長 今、我如古盛英委員から御質疑ございました、民間事業者に対する影響、これに関しましては、本会議に提出させていただいた資料でございます。横刷りのものでございます。その1枚目、改正個人情報保護法の概要というところの図のほうで示しております。これは個人情報保護委員会のホームページから抜粋したものでございまして、現行と書かれているものが、現時点での法の適用をまとめているものでございます。

その対象の欄で、民間事業者という項目がございまして、その上に法令が書かれてございます。法令としては個人情報保護法でございます。そして、見直し後は、ちょっと見づらいのですけれども、対象者の一番右の欄に民間事業者というのがございまして、その上には新個人情報保護法というふうになってございます。なので、個人情報保護法の適用を受けるという状況には、現行と見直し後、比較しても変わりはありません。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ということは、民間事業者等、黒い太枠で囲われている独立行政法人とか、そういったところが従来どおりの個人情報保護条例の下でやっていくということではないのでしょうか、この図面から見ても新個人情報保護条例が適用されないというか、その枠内に入ってこないということで理解していいのですか。

○石川慶 委員長 総務係長。

○総務係長 民間事業者は、個人情報保護法の適用を受けるという点には変わりはありません。今回提案させていただいた、宜野湾市個人情報保護法施行条例、新条例に関しましては、あくまでも個人情報保護法を補完する目的でございまして、それは先ほど申し上げたとおりなのですけれども、この補完をする対象というのは、あくまでも行政機関に対してです。なので、民間事業者は個人情報保護法の適用を受けるという点には、従来から変わりはありません。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 1点だけ確認なのですけれども、資料のほうでも施行後のイメージ等、共通ルール化後について理解できたのですけれども、1つ教えていただきたいのが、説明資料の現行と見直し後の図があるのですけれども、所管とか、法令の対象は理解できるのですけれども、学術研究という部分があるのですけれども、そこについてどういった理由なのか、少し説明していただきたいのですけれども。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 学術研究というところでいきますと、こちらのほうは、例えば大学とか、独立行政法人のところは、調査研究という部門もありますので、そういった趣旨で情報を開示していただきたいというときに適用できると。あくまでも民間には、それは適用されませんよという、民間が要求しても、学術とか、そう

いう研究のために情報を開示してほしいといっても、それは違いますというのが、この図で示しているものに当たりますが、見直し後は……。

○石川慶 委員長 総務係長。

○総務係長 この学術研究に関しては、今、多和田総務部次長のほうからあったとおり、恐らく大学等での学術研究のことを指しているのだろうなというふうには認識してございます。現行で個人情報保護法の適用除外としてはいるのですけれども、見直し後、先ほどの桃原功委員から要求のありました29番の資料でいうところの、法第69条第2項第4号のほうで、学術研究の目的のため云々かんぬんというふうに書かれているところがございます。なので、そういったところからも対象を拡大化しているというふうには認識してございます。

詳細なところに関しましては、今ここで全て御答弁することは、なかなか難しくて、学術研究というのが、直接宜野湾市に降りかかっているような状況ではないという認識でございますので、今お答えできるのは、この程度になってしまいます。以上です。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 この学術研究、そのままなのですよ、大学とか、そういった機関が学術研究するときの提供というのですか、そういったものの取決めというか、という理解でいいですね。この学術研究というところが書かれているものですから、これがどういうものかなと確認したかったので、あくまで今の説明のとおり、大学とか、そういった機関が調査するためにということの理解でいいのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 大きくは、やはり大学とかが調査研究のために行政の情報をということで、依頼をするときには、そういった対応可能ということで、ところの学術研究という項目が定められている、法律で定められているところではあります。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 理解しました。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 今の学術研究において、今いろいろと防衛省と大学が連携、研究に関して、そういう学術、大学ですね、そこに提供する、そういう場合も公表するという。

○石川慶 委員長 総務係長。

○総務係長 今、プリティ宮城ちえ委員から確認のありました、この学術研究のための、恐らく保有個人情報の提供のお話かなと思うのですけれども、これに関しましては先ほども申し上げたとおり、桃原功委員が本会議で要求された29番の資料でいうところの法第69条第2項第4号に沿って適切に対応することになるのだろうなと認識してございます。以上です。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 ちょっと補足、すみません。こちらにつきましては、法律の話でございまして、今回提案させていただいている施行条例の中身というところではないので、より詳細な説明が難しくて、この辺詳細な答弁ができないところは大変申し訳ないなというところはありますので、なぜこの学術研究が設けられているかというのは、申し訳ないのですけれども、それを受けての運用は、私たちはやりますけれども、こういう設けられている理由とかとなってくると、非常に答弁しづらいところはございますので、これは法の中で

の話なので、国の審議というところになるのかなとは、ちょっと思いますので、この辺御理解いただきたいなと思います。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 よく分からないですけども、ありがとうございます。

○石川慶 委員長 では、皆さん、進めてもよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 では、審査中の議案第19号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前10時45分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前10時49分)

【議題】

議案第20号 宜野湾市庁舎建設基金条例の制定について

○石川慶 委員長 議案第20号 宜野湾市庁舎建設基金条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第20号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、議案第21号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたら、お願いいたします。総務部次長。

○総務部次長 議案第20号 宜野湾市庁舎建設基金条例の制定について補足はございませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。

○石川慶 委員長 では、質疑がありましたら、挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 よろしくお願ひいたします。基金条例自体の文言等は分かりやすくなっていると思うのですが、お尋ねしたいのは、相当昔のことだから、答弁できるかどうか分からないけれども、普天間にあった市役所、当時ここは軍用地だったわけですよ。そのときに基金というのは制定したのですか。分からないのであれば分かりでいいです。相当昔のことだから。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 桃原委員の御質疑にお答えします。こちら庁舎建設する際の基金が制定されていたかというところですけども、恐らくこの条例を設置する際に、ちょっと内部協議のときに、こういう条例、基金をつくったことが過去にあったのかというところで話をしたときに、恐らくなかったのかなと思っております。もしかしたら名称がちょっと違うのかもしれませんが、この辺は再度確認したいと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 相当昔のことなのでね。あとは、他の自治体の市庁舎、あるいは村役場庁舎とか、例えば北

中城村とか、あるいは豊見城市役所庁舎とか、最近できていますよね。ほかの自治体も市庁舎建築というのは相当な大ごとなので、大きな事業なので、やはりこのように大体基金は設定されるのですか、もし分かれば。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 全部というか、庁舎が新しくできたところの自治体に確認は、ちょっとできてはおりませんが、豊見城市においては、基金はつくってあったということは聞いております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今回の条例制定において、例えば市庁舎建設による基金の計画書みたいなものはあるのでしょうか。それは、この後の話か。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 議案第20号の資料で提出させていただいております、そこの中の3番の積立ての目標時期の設定というところで、おおむね15年後には建て替えが必要になるだろうということを計算しまして、これからの10年から15年の間に20億円程度積立てていきたいと。それについては、毎年1億円から2億円を積み立てるということを目標にということでの記載はしておりますので、そちらを参考にさせていただきたいと思っています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 当然なのかわかりませんが、皆さんが想定している市庁舎建設予定地というのは、基地の中ということでしょうか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 候補の一つとして普天間飛行場というのがあると。ただ、普天間飛行場の返還、また土地の利用については、不明確なところもございますので、そこは省くとか、載せるとかではなくて、取りあえずこの庁舎が、今現在、この状態が、あと長く使えないだろうというところを踏まえての基金でありますので、庁舎建設の場所につきましては、これから積立てながら、実際にこの庁舎建て替えというのが見えてきたときには候補地も検討していかなければならないだろうと、現在地も含めてですね、こちらの。どのような庁舎にするかも含めて検討していかなければいけないと思っております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 僅か数年前に本庁舎の南側というのが、要は私たちの会派の部屋があるところ、大きな鉄骨の骨が入って、補強したばかりなのですが、ここは法律的には何年ぐらいもつのでしょうか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 こちらのほうは、去年3月に宜野湾市の公共施設等総合管理計画という報告書を策定いたしまして、行政経営室のほうで策定はしておりますけれども、そこでは、この建物について、あと15年、いわゆる目安ですね。長寿命化ではなくて、直し、直しではなくて、こちらについては、もう建て替えがという報告が上がってきましたので、今回こういった基金条例も含めての考え方を示しているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 あと15年ぐらいは、ここを使わないといけないということではないのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今の状態を維持しながらということであれば、この建物については、それぐらいが目安とい

うふうに報告は受けております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今の場所というのは、宜野湾市の一番北側にあるのですけれども、どうしても基地があるがゆえに市民サービスが滞ってしまう。だから、消防を3つつくらないといけないとか、やはり基地が返還されたら、できるだけ真ん中に近いところに置いたほうが市民サービスの提供という観点からはいいのかなと思っていますけれども、基地の中、あるいは基地の外という庁舎の選択肢もある。ということは、北側だったり、あるいは南側だったり、西海岸になるのか分からないけれども、これは全くまっさらということではないのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 現時点におきましては、候補地、建設予定地という言い方になるのでしょうか、これについては、立ち上げ、そういったものはまだでして、ある程度の年数、金額も積立てをしまして、大体の目安が恐らく10年ぐらいには、そういう動き出しをして、実際さらに5年、10年には新しく庁舎ができると。なので、先ほど言ったのは、10年ぐらい目安に積立てをしますけれども、いわゆる資金のめどが、お金のめどをある程度立てないと、さらに庁舎建設の話に入ってこれないので、そのときには候補地も含めて、その間いろいろとできるのかなと。ただ、しっかりとした、例えば建設の検討会とかというの、今後は立ち上げないといけないとは思っておりますけれども、このタイミングというのは、恐らくあと数年は後かなとは思っております。いろいろ建設候補地も含めてということで、以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 取りあえず基金条例を制定していくと。

あと、今の宜野湾市の立ち位置で、例えば庁舎建設をするということになった場合、補助メニューというのは、どういったものを皆さんとしては計画しているのか。相当な要求をしていくとは思うのですけれども、そういう計画になるのかな、想定、もし分かれば。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今、補助の話でしたけれども、こちらもいろいろと財政とも確認しながら、企画サイドとも協議しながら、やはり庁舎の建設につきましては、この補助メニューがないというところでございまして、提出している資料の中で、積立金の所要額というところでの見せ方をしていますけれども、ここでは起債を起こして、それで対応したいというところの案を見せてはおりますけれども、補助メニューが今のところは、該当するのが見当たらないというところではございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 メニューはなくても、ど真ん中に基地がある自治体というのは、宜野湾市だけなのです。だから、南の住民たちが、どれだけ負担をこれまで負ってきたかと考えると、これは北側の人たちというのは、役所の近くだから、例えばタクシー代もかからないとか、バス代もかからないとか、ところが南側の方々というのは、保健相談センターぐらいしかないわけですよ。行政サービスが違いますよね。

南側の方々の金銭的な負担とか、あるいは時間的な負担というのは、これは計算を誰も出したことがないかもしれないけれども、相当な御負担だったと思うのです。そういったものを考えると、やはりメニューがないでは、やはり市民としては納得できないと思うので、しっかりこの基金を制定しながら、やはり国に対しての戦略を、庁舎建設のための戦略というのをつくっていただきたいなと思います。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今、委員から御提言がありましたものにつきましては、しっかりと上司等にも報告をしておきたいと思います。ありがとうございます。

○桃原功 委員 以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑はありませんか。上地安之委員。

○上地安之 委員 何点か質疑をさせていただきます。基金を設置する。設置に伴って条例提案という流れですね。そして庁舎建設に伴う財源を確保して、それが理由なのですけれども、ここ10年間、15年間かけて、基金に一般財源を積立てていくという流れですね。その基金の年度の積立額というのは、1～2億円というようなお話ですよね。これは令和5年度の当初予算にも基金積立を予定されていますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 お答えいたします。令和5年度におきましては1億円を計上しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 条例の第2条で一般会計予算の歳入歳出予算を定める、その1億円が今回計上されていくということだと思うのだけれども、1～2億円の今後の積立計画なのだけれども、10年でも10億円にしかないわけよ。総務省の床面積基準等から試算をした場合、宜野湾市は豊見城市を参考とした費用額、これは試算されていると思うのだけれども、72億円かかるわけ。72億円の中の基金積立額は、令和5年度は1億円となると、その一般財源は幾ら確保する予定をしているのですか。その積立計画の中で、それも議論されていると思うのだけれども。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 こちら資料の中でも積立とする額を20億円程度というふうに見込んでおります。なので、1億円では、確かに掛ける10年では足りませんので、この辺はしっかりと財政当局にも積み増しというのでしょうか、そういったところは、しっかりと確保をお願いしていくことはしていきたいと思っております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 一般財源を確保して、残りの財源はどのようになっていますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 こちらまた資料の2で示しているのですけれども、概算ですが、地方債、起債を充てて、これが先ほど上地委員から豊見城市の例を換算すると、市の庁舎建設を72億円と見立てた場合のものが25%の充当でいきますので、そこから計算すると、建設に18億円、持ち出しですね、単費が。その他備品等いろいろな消耗品で豊見城市が5億円かかっていましたので、その5億円を足して23億円が算出された数字です。なので、先ほど話をしたところの20億円程度というのは、それを基にして計画を立てていきたいということです。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 質疑の内容は、積立をしていくわけでしょう。この積立額では建てられないわけですよ。残りの財源は何を充てるの、予定しているのということですよ。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 すみませんでした。一般財源のほかに財政との協議の中では、決算の剰余金とか、あとは例

えば普通財産の売り払いとか、こういったものから捻出して、そこに充てられないかなというところでの協議はありましたので、そこら辺も念頭にしていきたいなとは思っています。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○上地安之 委員 この計画は、どこで担当されますか。基金の条例提案は総務部がやっていますが、その総合計画というのは、どこでやっているのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 提案は、私たちがもちろんしていますけれども、財政シミュレーションのような、こういう捻出につきましては、やはり財政課との協議が必須ですので、財政課との協議を毎年していかなければいけないかなとは思っています。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○上地安之 委員 基金を設置するというのは、これは本当にいいタイミングだと思います。長寿命化計画をして、庁舎をおおむね10年から15年、18億円かけたのですよ。おおむね10年から15年で長寿命化計画を防衛予算でつくった。それでも10年後には55年経過をしていくということになりますから、これはやはり新たな庁舎の計画、当然そこには庁舎建設の補助メニューが、今、国の補助メニューがありませんから、それは間違いなく一般財源の持ち出しがあるというのは留意しなくてはならない。そのための基金というのは、それは時宜を得たものだと思っております。

幾つか確認したいことはありますけれども、それは割愛させていただきますけれども、公共施設等の総合管理計画、その総合管理計画の中でどのような議論をされて庁舎基金の設置に至ったのかについても説明いただければと思います。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 こちらの所管は行政経営室が持っておりまして、そこで議論というのは、あくまでもこの庁舎の長寿命化をするのか、建て替えかというところでの、あちらの内部調整だと思いますけれども、ただこちらの建物につきましては、恐らくコンサルを入れたり、いろいろ計算をして、長寿命化するよりは建て替えのほうがいいという結論を出したいと思います。

それをするに当たっては、やはりあと十何年という期限からすると、基金も考えないと、いわゆる元になるお金を蓄えておかないというところでの文言が入ってきたのかなと。それにつきましては、庁舎に関して庁舎管理をしているので、記載するときにこの文言でいいですかというのはあったと思いますけれども、その文言確認ぐらいはありましたけれども、基金を検討するなど計画的な費用の積立ての検討というような文言は、そのような文言を入れていいですかというところでは。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○上地安之 委員 いずれにしても、今後の大きな課題として、その庁舎も43年、長寿命化計画を施しても、あと10年内外なのです。ですから、それに向けて新たな庁舎建設をする上での基金を積立てていく、そして基金設置をしていくというのは、それは時宜を得たものだというふうに理解しております。

それから、その積立てられた基金、財源の繰替運用というのがありますよね。今回の条例の中にも第5条、繰替運用というのがあるのだけれども、その基金で繰替運用されているような事例なんかもあるのですか。何で第5条に繰替運用というのが示されているのか。

要するに庁舎基金に積立てをするわけで、積立てられた額というのは処分できる。その途中においては、

繰替運用もできる。その財源というのは、例えば何に繰替運用しているのですか。借りたものについては、一定の利息をつけて戻していくような制度なのですよ。あえてここで繰替運用を挿入されているというのは。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 すみません。第5条の繰替運用につきましてですけれども、こちら文言にあるように、ほかの基金からも、この庁舎建設基金に運用することが、現金に繰替えて運用することができるという文言につきましては、財政課との協議もしながら進めてきましたけれども、想定しているものというのは、ちょっとこちらとしては……。

すみませんでした。大変失礼いたしました。こちらの文言におきましては、毎年1億円から2億円入れたという、こちらありますけれども、例えばこの1億円の元になるものとかがなくても、歳入、現金がなくても一応形上は入れるというのができると。ほかの基金においても、この条文があるのかというのは、ちょっと把握はしておりませんので、確認をさせてください。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 繰替運用というのが挿入されて条例化されていますので、要するに途中、その基金を使うということですよ。そしてまた戻していくような仕組みですよ。何に使うのかなと、想定しているのかなと思ってそれを聞きました。基金の設置、そして条例、また一般財源を基金積立てできる、できるならば、その一般財源以外の財源確保を、ここで積み立てることができれば、さらにそれは財政運営上、効率もよくなると思いますので、検討していただければと思います。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 庁舎建設基金、庁舎も令和4年ですか、耐震強化で、長寿命化ということでやったばかりで、どれぐらいあともつののですかと聞いたら、15年ぐらいは大丈夫だというのですけれども、やはり新しい庁舎建設には、それだけの資金が予想されるわけですから、早めに打合せして建設資金を準備するのは賛成です。

ややもすると、状況によっては、普天間飛行場はすぐ返ってくるかもしれないし、あるいはこれから皆さんが10年から15年というふうな計画であるわけですから、そういったところまでには、ぜひとも新庁舎建設が、新しい場所でできるように、これは考え方一緒ですけれども、中身の質疑になっていきますと、この基金というのは、やはり宜野湾市の財産ですから、それから借金、市債、地方債で借金が幾らあるか、あるいは基金が本当に預金といいですか、幾らあるかということですが、これに関連してなのですが、これから積立っていく状況において、ほかの基金にも影響しないのかなと思うのですが、桃原委員が要求した資料の中で、今現在、宜野湾市の基金の総額というのは、あるいはまた、その中で法令で定められた基金を設置しないといけないというのが法令上の基金があると思うのですが、どれとどれが法令上の基金で、この資料からすると、令和3年度末の基金残高が残っている状況で、これの説明をしていただけますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今の話は、恐らく基金の一覧の資料の中身かなとは思いますが。運用に関しては、私たち総務課が担当しているものではないので、明確にお答えすることはできませんので、これの質疑につきましては財政課のほうが一覧の資料の中身かなとは思いますが、今すぐ対応してできるか、ちょっと申し訳ない。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、この議会で宜野湾市庁舎建設基金条例というのが、これから皆さん提案して条例をつくるわけですが、これまでに私が見て、この企画から出たものなのですから、ここ1～2年の間に新しい基金の条例をつくったことはありますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 すみません。ここ数年という数年をどう捉えるかもありますので、基金の制定年月日も私たちのほうで把握はしておりませんので、申し訳ありません。こちらのほうも、財政課に確認ということで、よろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員、今回制定する基金についての質疑をお願いします。

○我如古盛英 委員 基金を制定するには、それ相当の財政の、責任がないとできないわけですから、ほかの基金、どれぐらい宜野湾市の貯金ですね、どれぐらいあるか、それをこれから1億円から2億円を毎年度剰余金、あるいは不動産を処分してためるというわけですから、それをどう見ているのかということで、今質疑しているのですけれども。

○石川慶 委員長 続けて質疑をお願いします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ですから……

(「休憩して呼んだら」という者あり)

○石川慶 委員長 休憩を取りますか。

(何事かという者あり)

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 できなければ、もう一つ。先ほど同じような第5条の繰替運用と同じですが、財政上必要があると認めたときには、繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に振り替えて運用することができるということは、これはもうちょっと細かく分かりやすいように説明していただけないでしょうか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 すみません。提案は私たち総務がやっておりますので、申し訳ないのですけれども、この繰替運用の運用になりますので、財政上必要があると認めるときとなると、全体ではありますけれども、基本には財政課が、その時々判断をできるようになっているものとは思いますが、どういったことを想定、考えられるかということも含めまして、でき得れば財政課、確認のほうがよろしいのかなとは思いますが。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 この資料の中には、番号14番、企業版ふるさと応援基金、あるいはふるさと応援基金というものも最近条例を制定した、そういったものにも、この第5条の繰替運用の用語が入っているかどうか、先ほどと同じ質疑になるのですけれども、入っているかどうか分かりますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 こちらの条文につきましてですが、これは今後ずっと積立てをするに当たっては、いろいろな状況もありますので、その一文かなと。

今、我如古盛英委員からは、現在の基金残高とか、予算の状況、それも踏まえての話になるのかなとは思っておりますので、いわゆる財政、お金の振り分けも含めましては、基本的には、方針は財政部門というこ

とになろうかなとは思っておりますので、でき得れば財政課出席の下がよろしいのかなとは思っておりますので、今こちらで答弁、ちょっと難しいなと思っております。

○石川慶 委員長 どうしますか。財政課を呼んで、今恐らく総務課にこの質疑してもなかなか難しいと思うので、後で財政課を呼ぶのか、スケジュール的なものはありますけれども。

(「今、休憩ですか」という者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時23分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時24分)

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 我如古盛英委員、上地安之委員からも御質疑ありました、第5条につきまして、他の基金にも条文が記載されているのかの確認、どの基金に記載されているか、ちょっと確認はしてみたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 皆様も審議されたように、本当にいいタイミングだし、すばらしい庁舎ができたと思うのですけれども、さっき総合計画は総務がつくっているということでしょうか、確認です。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 恐らく宜野湾市公共施設等総合管理計画のことかなと思いますけれども、こちらは企画部の行政経営室が担当でございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ロードマップみたいなものを、基金を集める計画とか、建設までの全体的なものは企画でしょうか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 ロードマップ、個別計画もちろんありますけれども、先ほどお話ししましたように市庁舎につきましては、建て替えということでの報告で上がってはきておりますので、そのロードマップとかというのはないです。あくまでも耐用年数的には、計算上は、あと15年ぐらいというところが出ていましたので、17年でしたか、報告書が出来上がったとき。ですので、それに基づいて、ではどうしたほうがいいのかという、その意見の中で、この括弧書きにもあるように市庁舎建設基金の設置を検討するなど計画的な費用の積立てを検討という文言が付されていたというところのみですので、庁舎の今後の計画、スケジュールが載っているということではございません。例えば整備とか、建設に向けてとか、そういったものが載っている計画書というわけではないです。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 基金の条例が制定された場合に市民に対しては市広報とかで基金条例で基金を集めていきますよという広報する流れですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 議会の議決を経た議案というのは、基本的には議会側からもホームページで発出していると思いますけれども、こちらとしては、可決をいただきましたら、先ほど告示する場所、いわゆる庁舎の前に

ありますので、あそこのほうに貼ります。それでもって周知という形を取ります。

あとは、考えられるのは議会だよりもありますけれども、市報とかでも、こういう可決されましたとかというのは、紙面上の問題があるとは思いますが、載せたりとかということもあると思いますけども、基金で細かく、1億円入れますとかということではなくて、令和5年度は当初で1億円積立てますと、そういった文言の載せ方というのは、これから検討もあるかなとは思いますが、必ず市報に載せるということでもないかなと。これは今後新規の条例制定でありますので、広報については考えていきたいなと思います。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 最後に、さっき桃原功委員も言っていたように計画があれば市民とか、ふるさと愛にあふれた市民多いので、基金は早く集まるのではないかなと思うのです。ど真ん中に造ろうとかのキャッチフレーズの下でやると、予定より早く基金は集まるのではないかな。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 議案第20号 宜野湾市庁舎建設基金条例の制定について、もう少し確認をしてまいりたい。まず、今回の庁舎建て替えが、基本的にはやるということで、15～16年から17年にかけてやりたいと。それをしっかり基金という、言い方は基金なのだけれども、貯蓄していくことだね。自分の家を20年後に建てたいといったら、まずは自分でも計画を立てて貯蓄をする。確かに走りながら、途中で、ではどういう形にしよう、どういうところに造ろうというのがある。すばらしい基金条例を制定していただいたなと思います。これはしっかり貯金をしていただいて、市民負担が当日になってないように、またお願いしたいなと思います。

それと、もう一つ、この基金条例に関しては、今、ふるさと納税という言葉があったり、いろいろなものがありますが、これに対して協力したいという個人的な方、また企業の方は出てくるとは思いますが、その受入れの仕方とかというのは今考えてはいますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今の意見につきましては、まだ企画サイドとは協議してはおりませんので、今回そういう提言を受けまして、企画サイドとも歳入の仕方、いろいろ多様な方法は検討できないかというところでの調整はしていきたいと思います。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 以上です。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

(「進行」「委員長」という者あり)

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 資料の要求だけよろしいですか。

○石川慶 委員長 はい。上地安之委員。

○上地安之 委員 公共施設等の管理計画改定版、その資料をお願いしますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 こちらにつきましては、行政経営室に確認をいたしまして、どの程度出せるのか、多分ボリュームがあると思いますので、庁舎のところだけで抜粋していいのか、その辺も確認をしながら提供してい

きたいと思います。

○石川慶 委員長 よろしいですね。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 審査中の議案第20号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時32分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時40分)

【議題】

議案第21号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 議案第21号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第21号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、議案第21号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたら、お願いいたします。企画部次長。

○企画部次長 当局からの補足説明はございません。よろしくお願いします。

○石川慶 委員長 では、質疑がありましたら、挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 資料は出たのかな。

○石川慶 委員長 資料はあります。資料1というのがあります、本会議場で。

○桃原功 委員 このスマートシティ推進協議会を立ち上げる理由をお尋ねします。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 桃原委員の質疑にお答えします。スマートシティ推進協議会を立ち上げる理由でございますけれども、今年度地方自治研究機構と共同調査研究事業として、持続可能なまちづくりに向けたDX推進計画に関する調査研究事業を今年度行っております。それを踏まえた上で、次年度DX推進計画を策定していくこととなりますけれども、もう少し具体的に申し上げますと、市役所庁内のDXの推進とか、地域社会におけるDXの推進に向けた課題とか、そういったものを抽出したり、デジタルの技術的課題等を、全国各地で推進事例等もたくさんございますので、そういったものを参考にしてDX推進計画を策定していきたいと考えております。

ただ、附属機関の設置条例でございますけれども、DX推進計画を策定するに当たっての協議機関がないものですから、新たにスマートシティ推進協議会という名称を立ち上げて、そこでDX推進計画の策定に向けた協議をやっていきたいと考えているところです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 審議内容がスマートシティに関すること、DXに関することとあるのですけれども、それは推進協議会を立ち上げたほうが、行政機関としても、それと並行してというか、連携をして、デジタル化に向けては、効果的、効率的に推進できるということで理解していいのでしょうか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 桃原委員の御質疑にお答えいたします。いろいろな協議会がありますけれども、それぞれ目的に応じて設置されていると思っています。資料1のほうにありますので、設置目的が書いてありますけれども、先ほど桃原委員がおっしゃったように、今後の宜野湾市の将来的なスマートシティに関すること、それに向けたDX推進計画に関することという形で、目的をはっきり定めた上で、この協議会を設置していきたいと考えております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 私の認識では、皆さんが様々な業務を推進していく上でDXであったり、IT化であったり、その協議会に代わるものというのは何かしらあったということで認識していたのです。要は皆さんの中で、その協議をしているとか、その推進協議会のほうが非常に効果的、効率的にいくというのであれば、課題は、これはやはり専門的な立場の方々が、それに就くということで理解していますけれども、年4回の開催だけでいいのかなと思うのですけれども、立ち上げにおいては、もっと回数を増やさなくても大丈夫なのか。この程度の計画でいいのか。その辺のめどというのはどうですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 桃原委員の御質疑にお答えいたします。まず、委員構成ですけれども、おっしゃるとおり資料のほうにもありますけれども、学識経験者という形なのですけれども、例えば宜野湾市は沖縄国際大学もありますし、近接して琉大もありますし、そういった専門的な大学の先生方の知見もお借りしたいし、地元にはベイサイド情報センターを中心としたIT関係の地元企業もあります。そういった方々の関連、あとは役所内部職員ですけれども、関連する部署の部長クラスという形で、そういった形で委員を考えています。外部委員も含めてですね。

それで、年4回の予定という形になっていますけれども、多いか少ないかに関しても、何とも申し上げにくい部分もあるのですけれども、毎月委員の皆様を集めるのも大変だと思っていますし、実際あくまで協議するのは4回予定していますが、今はリモートでもいろいろ話し合いする機会も多いですし、また個別にいろいろ協議する機会もあるのかなと思っていますけれども、皆さんが集まって、会として進めていくのが4回ぐらいであれば1年かけて計画は立てられるのかなと考えておりまして、4回という形を取っております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 それは皆さんのほうが専門でしょうから、ぜひ効果的に運営できるようにお願いします。

このスマートシティに関しての冊子みたいな、冊子でなくてもいいのですけれども、宜野湾市の計画書みたいなものはあるのでしょうか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 将来的なスマートシティ、例えば県外でもそうなのですけれども、スマートシティに向けて、沖縄の各自治体もいろいろな取組をやっています。例えば自動的にバスが無人で運転するようなバ

スが走ったりとか、ちょっとした距離はドローンで配達するとか、ファミレスで最近配膳ロボットみたいなものがありますよね。ああいうものの屋外バージョンがあります。ちょっとした公園で、スマホで注文したら、お店のほうから無人で配達するとか、そういった形の実証実験をやっているところが結構全国各地にあるのですけれども、そういったものも利用していきながら、将来的なまちづくりをやっていきたいという形のスマートシティ構想があるので、宜野湾市の、そういった形のスマートシティ構想に向かうに当たってDX推進計画、それを策定していく中で、冒頭申し上げましたけれども、役所、庁内のDX、庁舎外でのDXというものをどういった形で進めていこうかということを計画立てて、将来的なスマートシティの方向に向かっていけばいいのかなと考えております。そのためのDX推進計画です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ですので、そのスマートシティ化に向けたDX推進計画書というものはあるのですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 これから1年かけてつくっていききたいと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 その協議会に委託というか、その協議会と一緒につくっていくということで理解していいのですか、その計画書。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 DX推進計画を作成するに当たって協議する機関です。今考えているのは、次年度予算計上して、新年度予算審議のほうでも御議論いただければと思っているのですけれども、次年度、DX推進計画策定の委託料という形で今計上していますので、そういった専門的なところに計画を策定する委託をお願いする形になっています。そこが事務局になって、一緒になって、外部の委員を含めた形で、15名以内の委員で、そこでいろいろ協議をしていきながら、DX推進計画を策定していくことになっています。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今回の宜野湾市スマートシティ推進協議会とあります。設置目的のほうを少し確認させていただきました。安心安全な都市の創出、持続可能な都市の構築に関する事項を策定するとあるのですが、この推進協議会は、何年間ぐらい考えているのですか。期間とかあるのですか、ちょっと分からないものですから。永遠に20～30年やるのか、分からないものですから。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 委員の任期は2年となっております。当面2年というのは、まず1年かけて計画を立てます。翌年は、その具体的な進捗状況の確認になっていくと思います。ほかの自治体のDX推進計画を見ているのですけれども、大体計画というのは、例えば5年の計画を立てますけれども、その5年かけて、間に事業の変更があると見直し、見直しという形になってくるとは思いますけれども、仮に5年という形でDX推進計画を立てたとしても、今、世の中の動きがかなり早く、デジタルの動きとか、DXの動きが、かなり加速をしておりますものですから、立ち上げたら5年で終わりではなくて、その間に見直しを図っていきながら、何年に1回ローリングをかけていきながら、将来的にスマートシティをつくるためにDX推進計画を立てておりますけれども、そういういろいろな見直しも図っていきながらやっていくものなのかなと思っています。

ただ、委員は2年で区切っていますが、2年後にはまた同じ先生方、同じ委員の方をお願いしていくのか、

新しいメンバーを入れて逝くのかという部分は、ちょっと今の段階では何とも申し上げにくい部分はあるのですが、常に変化をしていながら進めていかないといけないかなという認識はしているところです。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 そのとおりだと思います。常に変化しているので、外国ではいろいろデジタルとか、説明されましたけれども、いろいろ進んでいて、日本に入ってくるのが遅い、大変時間がかかっていることもあるし、本当に目覚ましい発展をしているので、今ちょっと確認したいのは、少し教えてください。

ここに出てくる、構築に関する事項の策定というのは、大体いつをめどに1回目を出すとか、そういうのはあるのですか。それとも、そういうのは別に発表しないということですか。内容を見たら、構築に関する事項を策定する、策定したものは公表するのでしょうか。これは大変重要なことで、どこまで内容が進んでいるのか、何も分からないというのは、ちょっともったいないのかなと。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 伊波委員の質疑にお答えします。DX推進計画策定に当たっては、市民の方にパブリックコメントを求める形になっていくのは間違いないと思っていますし、出来上がったものは、もちろんホームページに広くオープンにしていく。

あとは、DX推進計画ですね、やはり宜野湾市全体のまちづくりに関わってくる課題だと思っていますので、次年度の令和5年度にDX推進計画を立てます。その翌年、令和6年度からは、今度は次期総合計画の策定のときとタイミングが重なってきますので、次の全体的な宜野湾市の総合的なまちづくりの総合計画には、DXとかデジタルという視点がかかり入っていくものだとことを予想してございますので、全体的な宜野湾市のまちづくりを、デジタル施策を絡めていくのかという部分を議論していきながらDX推進計画を立てて進めていきたいと考えております。

○伊波一男 委員 理解しました。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 議案第21号の資料1のほうで、年間開催の予定のところですが、先ほど年4回予定ということで、予定、程度とか入れたほうがいいのではないかなと思います。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えします。年間の予定でございますので、程度というところと3回から4回、5回という形だと思いますけれども、先ほどデジタル推進課長からもありましたけれども、今のところは3か月に1回という形で、やはり年間4回行うということで、当然そのときの事情で、増えたり、減ったりということはあると思いますけれども、当然計画をしていく中で、当然パブリックコメントとか、そういったことも踏まえて、これからスケジュールを立ち上げた後に、スケジュール等もしていく予定ですので、今のところ、年4回という形でさせていただきます。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。もう一つです。設置目的は素晴らしいと思っていて、誰もが幸せを実感できる人間中心ということなのだと思いますけれども、委員の構成のところですが、専門家も、学識経験者も入りますので、市民をぜひ入れてほしいのです。障害者の方とか、高齢者、若年者の方も、パブリックコメントとは別で、つまり誰もがというところの視点で、そういう弱者というか、そういう人たちの視点が入ると、本当に何がこの宜野湾市に必要で、スマートシティで、こんなものをつくるというので、とても

大切だと思うので、市民という形でやっていただけますか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 検討させてください。どなたを入れるかということは、まだこれからの人選なのですが、大学がありますので、大学の先生方、地元企業、IT関連企業、また地域の代表の方とか、そういった形を考えていますので、あとはその他市長が認める者とか、いろいろありますので、そういった部分でカバーして委員に入れることができればと考えていますので、検討させてください。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 前向きな検討をお願いします。スマートシティというものも、ばつと走って行って、取り残されたりするので、特に弱者の方を入れてくださることをお願いします。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 お願いします。2つぐらいです。スマートシティを推進していくということで、今全国的にも物すごいIT関係が発達して、皆さんいろいろな情報を得ながらやっているのですが、学識経験者とか、すごい方々が入るのかなと思うのですが、今の説明の中には、宜野湾市には沖縄国際大学、琉球大学があるということで、そういった方々もということなのかもしれませんが、幅広い学識経験者が必要ではないのかなと思うのです。

それからもう一つは、設置目的のところで、宜野湾市の地域課題の解決を図りというのが、大きな目標があるような気がするのですよ。宜野湾市の場合、ほかの市町村とは大分違って、真ん中に普天間飛行場があって、本当に都市開発とか、都市計画がいびつな形になっていっているのは、これは誰も分かっているところで、そのいびつなところを地域課題ということで解決を図るのだとか、物すごい、いい方法ではないのかなと思うのですが、特に少子化とか、高齢化が進みますので、そういったものにも活用できるような、それとまた先ほどの市民全員が恩恵を受けることができるようにということなのだけれども、特に高齢者とか、少子化、そういった課題にも取り組んでいけるようなものになっていかないといけないと思うのですが、いきますか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 スマートシティに取り組んでいる他自治体、今、我如古盛英委員がおっしゃったように、それぞれ地域の課題があると思います。先ほどプリティ宮城ちえ委員もおっしゃっていましたが、機械化とか、IT化だけ進んで、デジタル化だけ進んで、そこに住んでいる人たちが使いにくいような話になると本末転倒になりますので、そういった意味で、誰もがやさしいという形で定義づけられると思っています。

地域課題、宜野湾市もいろいろな独自の地域課題がありますけれども、例えば差し迫っている西普天間にどのようにデジタル化をしていくか、キャンプ・コリドーをどうしていくのか、行く行くは返ってくるであろう、普天間飛行場の跡地利用をどうしていくのか、既存の市街地と結びつけて、どうしていくのだという部分で、ほかの自治体とは違うような大きな課題をたくさん持っています。

少子高齢化の問題は全国的な課題でもありますし、役所の仕事のやり方も変化を求められている時代でもありますので、そういったものにもデジタル技術を導入していきながらやっていきたいと考えています。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。上地安之委員。

○上地安之 委員 2～3点質疑させていただきます。この附属機関の設置の条例、スマートシティ構想その

ものは、他市町村でも構想が進められておりますけれども、それに対する新年度委託費用の件の話がありましたが、恐らくこの審議委員の方々というのは、素案をつくる際の、そこで審議をしていくのか。委託をされた後の素案に対する、それを審議していくという流れになっているのかというのを確認させてください。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 先ほど申し上げました、今年度地方自治研究機構さんと一緒に持続可能なまちづくりに向けたDX推進に関する調査研究、これ計画書ではなくて報告書なのですが、今つくっていて、印刷して、やがて出来上がります。200ページぐらいあります。宜野湾市のDXの課題とか、そういったものが、実はある程度かかっている、計画ではありません。報告書です。

この報告書を踏まえた上で、次年度の計画を立てていきますので、たたき台としては十分な素材は、実際ありますので、ゼロからやりますというものではないのです。ですので、今報告書をつくるに当たって、大学の先生方も入って、専門家も入っていますけれども、そういったメンバーが中心としていながら、新しく地域の人たちを入れていながら、次年度、DX推進計画に反映させていくという流れとなっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 その報告書というのは、宜野湾市が依頼をしたのですか。それに対して報告書があったということですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 これは東京のほうにあります地方自治研究機構、トータル的には多分1,000万円近い事業だと思いますけれども、宜野湾市は400万円で、残りは機構さんが持つような形で。もう少しで出来上がります。出来上がったら、もちろん委員の皆さんにお配りしますが、それを基礎材料としてのDX推進計画の策定という形で考えています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 わかりました。それで、審議委員は、その報告書を精査した上で、新たにまた宜野湾市バージョンの計画を委託して、それに反映させていく役割を担うということですね。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 はい。そのとおりです。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 この開催は、いつ頃を予定していますか。要するにこの報告書に基づいて附属機関の審議委員が精査をしていくわけね。精査した後に、そして宜野湾市が新年度予算計上している委託に反映させていくわけでしょう、委託に対して。ですから、その委託は予算計上されているのだけれども、その精査をしなくてはならないから、当然委託の時期も若干その審議に応じた、審議委員に応じたタイミングでやと思うのだけれども、そのタイミングというのを教えてください。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 正式に次年度のDX推進計画策定に向けた委員の皆さんへの辞令交付があります、市長のほうから。それもこれからまだ日程調整なのですが、まだ固まったわけではないのですが、4月の早いうちにやらなければ、年4回予定していますけれども、進んでいかないのかなと思っていますし、せっかく報告書が出来上がって、熱いうちにやっていきたいなと考えています。新年度早々、早い時期には

進めていきたいと考えています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 タイミングが大切だと思うし、せっかく附属機関を設置して委員構成、その委員が、やはり市単独の委託費の、委託をかける上で成果品が出る前には、それを審査してもらわないと、上がってきたものについては、これは委員の役割というのが、そのタイミングというのが、やはりしっかり見極めて対応してもらいたいと思います。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 上地委員からただいまありましたとおり、しっかりやっていきたいと思っています。

○上地安之 委員 よろしくをお願いします。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 進行でよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 審査中の議案第21号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後0時05分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後0時06分)

○石川慶 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午後0時06分)

◆午後の会議◆

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

陳情第12号 公契約条例の制定を求める陳情

○石川慶 委員長 陳情第12号 公契約条例の制定を求める陳情についてを議題といたします。

今回の陳情第12号の趣旨は、1、公共工事だけでなく、業務委託、指定管理者を含む全ての公契約を対象とした条例を制定すること。2、労働者は、労働基準法の労働者に限定せず、道具持ち労働者についても条例の対象とすること。3、条例は、規制型(実効型)とし、公共工事における賃金水準は少なくとも公共工事設計労働単価の8割以上に設定すること。4、賃金決定に関しては、労働者代表を含む委員会方式としていただくことと内容となっております。

同陳情の審議に当たっては、当局より現在の状況や対応について補足説明等を行い、その後に質疑を行ってまいります。

それでは、当局より現状や概要について補足説明等があればお願いいたします。契約検査課長。

(執行部説明省略)

○石川慶 委員長 ありがとうございます。それでは、質疑がありましたら、挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 私も前に公契約条例について一般質問させていただきましたけれども、やはり47都道府県の中で沖縄県は収入が低いと、労働者の賃金が低いという現実を見ると、税金で賄う公共事業を取り扱う行政、地方自治体、そしてそれを入札などする事業者、そこで働く労働者が、本当に正しい賃金を頂いていれば、全国との差も少しは向上していくのではないのかなという思いで取り上げていますけれども、頂いた資料を見ると、これは提案者がつけた資料だと思うのですけれども、例えば資料1番と書かれている資料、国交省の資料だと思うのですけれども、裏ページを見てみると、主要12職種の全国平均賃金と沖縄県の賃金が分かりやすいように出ています。

例えば左上の特殊作業員、全国平均値は2万3,103円、沖縄県が2万2,900円、普通作業員が全国で1万9,538円、沖縄県は1万9,600円で全国平均よりちょっと高いんですね。これは国交省が出しているけれども、本当の実態はどうか。このとおりであれば、47都道府県の収入格差というのは、そんなに生じないと。

それで、その陳情書を見てみると、やはり設計労務単価どおり払われていないという状態が、国交省のデータとは乖離して賃金の格差が生まれているのではないかなと思うのですけれども、皆さんが公共事業を出す側として、この国交省のデータ、沖縄県の、例えば特殊作業員の2万2,900円、あるいは普通作業員の1万9,600円、これが適正に支払われているのか。あるいはこのとおりではなくて、これの何割かぐらいしか支払われていないのではないのかというような調査というか、その実態というのをもし掌握していればお尋ねしたいのですけれども、質疑の意図はわかりますか。

○石川慶 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 桃原委員の御質疑なのですが、実際どれだけ賃金が支払われているか、実際受注後、雇用されている方に支払われているかというのは、把握はしてございません。調査も今までしたことはないと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この提案者がつけたデータ、たくさんあるのだけれども、まだ全て精査できていないのだけれども、野田市公契約条例の手引というのが添付されていますけれども、実際私たち会派も去年の11月に野田市に視察に行きました。野田市の公契約条例は、理念型ではなくて実効型になっているのです。つまり、自治体にも、企業側にも、労働者側にも何らかの規制というか、条件をつけて、そのとおり実施できなかったら、ペナルティーが生じますよというような、多少厳しいような、しかしこれを実行さえすれば、ちゃんと契約に従った賃金が支払われるというような話も伺ったので、野田市の職員の方々のやる気、これをちゃんと実行するにはどうすればというような気概を私は感じたのです。

そういった意味では、やはり首長の姿勢、首長のリーダーシップ、ここの野田市の首長も官僚出身だったらしいのですけれども、その実態が分かっているがゆえに自治体の長となって、実際にこのような理念型ではなくて規制型、あるいは実効型と言われる公契約条例を制定して、野田市民の賃金の底上げ、公共事業に携わる方々が賃金に当たると、裾野は広いですから、いろいろな業態にも波及していくというウィン・ウィンの状況もあってほしいのですけれども、皆さんは先ほどの説明で、豊見城市が実行しているのではないの

かなということがありましたけれども、この公契約条例について、何らかの調査研究はされていますでしょうか。

○石川慶 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 お答えします。公契約条例については、現在県内でも、市でいうと那覇市のみが制定している状況もありまして、庁内においては、関係部署との間で近隣市町村の制定状況を情報収集しているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ぜひ情報収集していただいて、ただ那覇市は理念型なので、どこまで実践できているかというのが疑問なのです。仮に実践できたとしても、何らかの規制がないと事業者は、それを守らなくても別に何のペナルティーもないので、果たして理念型の公契約条例で、利益型を制定していても、実用性がなかなか感じられないとなると、制定する意義というものも少しくエスチョンが出てくるのです。

とにかく大事なことは、業者へのヒアリングというのかな、協議というのかな、建設業界との、あるいは建築業界との協議が必要になってくると思うのですけれども、入札をする上で、こういう業者の方々との、こういう公契約条例だけではなくて、入札の在り方とか、あるいはこの事業者は適正な賃金を払っているかなども含めた協議はやられたことはありますか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 では、私のほうからお答えいたします。商工会のほうにも確認はしてみたところですが、商工会自体には、そういった公契約条例を求める話というのは、今のところ、出ていないということでした。また、下請業者からの、そういった最低賃金が守られていないような相談はないかというところまで確認したのですけれども、そういったところは、今のところないということで、例えばそういった相談があった場合には、国の相談機関である、駆け込み寺のようなところがあるのですけれども、そういったところに相談窓口として御案内するというところで、商工会は考えているというところではありました。

ですから、必要性というところでは、ちょっと今のところ、すぐには確認できないのですけれども、この公契約条例、私たちのほうも今勉強の途中で、まだ市としての方針、これに関してどうしていくか、定めるのか、定めないのかも含めて、方針というところまでは、まだお答えはできないのですけれども、いろいろ調べておりますと、やはりメリットやデメリットと言われるところもたくさんあるようでございますので、その辺もう一度確認をしていく必要はあるのかなと思っています。

最低賃金というのが、国とか、県とか、都道府県ごとに定められていますけれども、この公契約条例を定めるとなると、その最低賃金よりも高い賃金が最低下限額といいますか、設定がされるのですが、下限額ではありますが、最低賃金よりも高いものの設定になってしまうので、これは元請業者と下請業者とのやり取りの中に、その必要性というか、最低賃金よりも上回る下限額が設定されることへの影響だとか、そういったところを調べる必要があるのではないかなと今のところ考えております。

また、条例化したところで、業務の煩雑化ということで、調べておりますと、いろいろな商工会、商工会議所を通した反対意見など出てきている部分もありまして、事務的なデメリットというところも考えていけないのかなとも思っています。

○石川慶 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 先ほど最低賃金等が支払われていないとか、そういった賃金等についてはないのですが、

市内の各種団体からは、入札の在り方ですね、もう少し分離、分割した発注をしてほしいとか……

○**桃原功 委員** 分離、分割発注してほしいとは。

○**契約検査課長** もう少し受注機会の拡大をしてほしいとか、重複受注とかの業者というのですか、業種とか、そういった手持ち工事等について、もう少しきっちり定めて、指名についてはやってほしいとかという声はあるのですが、実際入札の受注機会の拡大につながるような、それを要請するような声はあるのですが、こういった労働者の方の賃金をこうしてほしいとかというのは、特にはないです。

あと、市のほうとしまして、工事と、あと建設関係の業務委託については、県と同様に最低制限価格という制度を設けておりますので、品質を確保するためにも最低制限価格以上の額でないと契約しないという制度になっておりますので、それを加味した上で入札制度は行われるということで、ある程度金額と品質の確保というのは維持されているのではないかと感じております。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 産業政策課長がおっしゃったように、デメリットとして業務が煩雑になるのではないかと、これは当然だと思うのです。この仕組みが入ることによって、企業側、事業者側もいろいろな計算であったり業務も増えるだろうし、もしかしたら、当事者、労働者も何らかの書き込みとか出てくるかもしれないので、だけれども、これは給料を上げるためということを考えれば、そのデメリットも野田市の場合は、何かアプリを使って簡単にそれが整理できるようなこともありましたので、いわゆる全国一収入が低い、賃金が低い沖縄県のためにというようなことを考えれば、そういったこともしっかり受け止めて、業務が煩雑という言い方ではなくて、どうにかいい方向に向かっていってほしいなと思っているのですけれども、これは事業者側は、いわゆるあまり好意的ではないということなのです。

要は、国がよく接触している経団連であったり、あるいは商工会議所等のグループであったり、経済連であったり、経営者側というのは、なるべく賃金を安く。もちろん、昨今相当上がっている業種もありますけれども、だけれども、これは長い目で見れば、やはり企業側もしっかり労働者の、従業員の賃金を確保していくと。離職率が低くなるとか、いろいろなメリットもあるはずですので、ぜひ研究をして建設業者、そういったところ等の声も意見交換などして、行政だけでは、これは絶対できることではないし、やはり企業側と呼応してやっていくしかないと思っているので、そういった研究は、ぜひ継続というか、設けていただきたいと思っていますけれども、だから私は当初国に視察に行こうとしたら、国は担当部署がなかったのですよ、公契約に関する、やる気がないから。自治体が今頑張っているのです。市であったり、県であったり、野田市がいい事例ですけれども、だから今ニュースで、オーストラリアに日本人が出稼ぎに行く、賃金がいいからということで、3倍か、4倍するから。このままずっとほっておくと、やはり労働者は守れない、そういうことになってしまわないかなという懸念もあるので、ぜひ研究していただきたいと思います。

○**石川慶 委員長** ほかに質疑のある方。平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** すみません。あまり勉強していないのですけれども、今ちょっと調べてみましたら、最低賃金法というのが国の法律で定められて、それを上回る金額を市の条例で定めることが憲法違反であるというふうに言われているというのが出ているのですけれども、例えば勤労条件に関する基準は、法律で定めると規定されているということなので、最低賃金法で、法律で規定されているわけでありますよね。

それを市の条例で、それより上回る条例を制定すること自体が憲法違反ではないかという他の県とか、そういったところも出ている状況があるというふうに伺っているのですけれども、その辺に関してはどのような

な見解をお持ちですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 自治体が最低賃金法、法律で定められたもの以上を定めると憲法違反ではないかという見解が1つ。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 憲法第27条第2項で勤労条件法定主義との関係で、最低賃金法、要するに憲法で、法令でもって最低賃金を定めるというふうに憲法でうたわれていて、ですから最低賃金法という法律で、今の最低賃金があるということなので、それを上回るものを設定するのは憲法違反ではないかというふうな秋田市とか、その辺りが言及されているというふうに出ているので、難しくて分からないのであればいいのですけれども、だから憲法との兼ね合いというのはどうなのかなと。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 私たちは法律で定められたものより下回ったときに憲法違反かなと、ちょっと思ったりしたのですけれども、そこは見解というのは、ちょっと今は出せないのですが、ただいろいろ調べておきますと、この公契約条例が様々な法律に違反しないかという議論が出ていることは確認しています。それは労働基準に関する法律に定められたものであったり、民法上の結構あるのですけれども、そういった中で公権力に値しないかとか、違反性みたいなもので、実効型ではなくて、理念型までしか制定できなかった自治体があるようなことは調べていますので、そういった意味からも、様々な研究が必要であるなというのが、現在の私たちの考えであります。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 例えば憲法で定められているものに違反することはできないと思うので、地方自治体としては。いろいろ研究してください。私もちょっと研究していますけれども、調査研究していただければなと思います。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 私も公契約条例というのは、いいのではないかなということで、以前少し取り組んだこともあるのですけれども、あれからちょっと触ってなくて、この陳情書の中ほどに設計労務単価どおりには支払われず、6割前後の賃金にとどまっている現状もあるというふうに書かれています。

先ほど桃原委員が、資料1に沖縄県のほうは高くなっているという記載があるのですけれども、宜野湾市のほうとしても、そういった公共工事、土木、建設工事、その中で設計単価というのが多分あると思うのですけれども、その設計単価と、それから入札の最低制限価格は採用されているのですけれども、その設計単価というのは、やはりこれは建築の場合は、土木の場合はこういった単価で、基準で設計するようにというふうな指示は、どこからかはあるのですか。

○石川慶 委員長 建築課長。

○建築課長 我如古盛英委員の質疑にお答えします。今回要請文にある公共工事の設計労務単価というのは、工事費を算出するときの一つの算定額になりまして、その労務単価以外でも材料費であったり、あと使用する機械の損失分の損料であったり、そういったものを各工事、算定しながら工事費を出します。工事費の算定に当たっては、そういった積算基準は、建築工事、土木工事、設けております。これは県のほうで査定しておりまして、それに基づいて労務単価と同様、毎年工事の土木単価、営繕工事単価、建築の単価ですね、

年2回ほど県のほうから示されますし、それ以外の工事は、市販の民間業者が建設物価版とか、積算基準とか、そういった県の金額にない工事は、そういった細かな工事まで毎年価格を出していますので、それに基づいて工事費等を算出して、あとそれに金額に見合った工事経費等を加算した価格で、それに消費税を掛けて積算しております。そういう状況で、この設計労務単価は、工事価格を出す一つの数字というのですか、労務単価の基準となる額となっております。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その基準となる金額というのは、では県が年に2回積算の単価を出すと。それと、それ以外は民間が独自で、そういった基準に見合ったものを自分たちで考えてやるという2つを足して、1つの工事をやるための金額というのが入札額になるのかな、自分たちがその工事を完了できる金額を出して入札に入っていくということで、流れとしては、そういう話で聞いていいですか。

○石川慶 委員長 建築課長。

○建築課長 もっと細かく言うと、今言った単価以外にない単価等もありますので、それは会社から見積りを取って、3社程度の見積りを取って、その際、それぞれの土木、建築の基準に沿って見積りの平均単価であったり、最低金額を使用したり全て価格を算定するには、そういった根拠を持った工事予算を算出して工事価格を定めているところです。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、そういった点から、先ほど言いました、設計労務単価どおりに支払われていない、それからさっきの資料は国が出したのか、資料1の沖縄県と全国平均の平均賃金の比較という資料ですね。これに対しては何か見解はありますか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 すみません。資料への見解は答えちょっとできないのですが、先ほどの設計単価に関しては基準があって、それに見合った最低制限価格、予定価格なり、設定をしていて入札が行われます。今のところ、宜野湾市では落札率は90%以上、大体行われているということですので、大体その基準に近い額で受注されているところまではあります。

ただ、それは元請のところになりますので、そこから下請に幾ら払っているかというところは、先ほど申し上げましたように調査をしておりますが、ただ契約の段階では、各種法律を遵守することということで、契約書の中でうたっているのが普通でありますので、そういった中では、いろいろな法律ですね、労働基準法など含めて、そういったものを遵守するようということもありますので、最低賃金は守られているものと、私たちそこは求めているという立ち位置で行政としては、立場ではおりますので、契約の段階で、それを求めているという姿勢でいると考えております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 最低賃金というのは、沖縄県の最低賃金であり、最低賃金でも全国一律ではないですよ。東京とか、都心部とか、各地方はそれぞれに賃金があります。

それともう一点、先ほど担当課長のほうから、県が実効型ではなくて理念型の公契約条例を制定しているということは、その中から積算根拠というのは出ているのではないのかなと思うのですが、それに関してはどうなのでしょう。理念型ということでは積算単価というか、各市町村は示されていてということに関しては、何か支障があるのでしょうか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 この積算単価の設定と、この条例との関係性はございません。

○我如古盛英 委員 以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。上地安之委員。

○上地安之 委員 既に条例化された自治体というはありますよね。県内においても説明があつたのだけれども、県内、県外を含めて、条例化をして、その賃金の保障、下限というのは実施をされているのですか。条例化して、元請、下請等の報酬の下限の設定をするというのが、一つの条例で言われている内容ですよ。実効性についてはどうなのですか。これを条例化することによって、強制的に実行しなくてはならないとなっているのですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 県外でも理念型と実効型と分かれているところがありますので、やはり実効型のところがありますと、規制をかけるような、是正措置命令を条項に盛り込んだり、契約の解除だったりというような厳しいものを契約時の調書に含めて厳しく条例化されているところはございますので、そういったところでは、規制として働いているかなと思っておりますが、細かく、どれぐらいの自治体が規制型で、その実態がどうなっているかということでは、ちょっと調べておりません。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 その理念型と実効型という、それをもう一度説明していただけますか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 まず、実効型から申し上げますと、条例の中で下限額を設け、またその義務に関して条例の中でうたっている実効型が多いです。

ただ、理念型でありますと、条例の中に契約上で、それを守ること、定めることということを求める内容を条例に、条例で規定するか、条例の中で、契約の時点で条項を盛り込むかというのが大きく違うかなと思います。

○石川慶 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 ちょっと補足しますと、規制型については、条例の中で賃金の下限値を設ける。理念型については、賃金の条項を置かないで、受注者に対して労働者の権利をきちんと守ってくださいというような、ちょっと努力義務規定のような意味合いになるので、その辺で実効性がないのではないかとということで、議論はされているところだと思います。

ただ、先ほども平安座委員のほうからあつたのですけれども、今、県のほうでも理念型ということで、いろいろ審議会等で見直しとか、協議を含めてされているところではあります。なぜ県が理念型に至ったのかという経緯についても、先ほどの憲法の問題とか、あと労働基準法の問題とか、あとは自治法上の問題とか、いろいろな見解がありますので、その辺をちょっと、野田市は賃金、野田市も含めて市レベルの、市町村レベルでは規制型の条例を制定しているのですけれども、県においては、今のところ、一つも多分、恐らくないので、制定されている県はないかと思っておりますので、こういった下限値を設けるというのは。ただ、県が制定されていないというような背景も含めて、庁内の関係部署もまだ特定のどの部署というのはないので、これだけ財政的とか、商工、産業政策課も含めてなのでも、建設部の発注部署も含めて、多岐にわたるような、関係団体も含めての条例という形になりますので、ちょっとその辺も調査研究

していきたいなと思っております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 すみません。理念型ともう一つ、何型。

○石川慶 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 実効型です。規制型と言ったりすることもあるのですが。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 この陳情の趣旨としては、何型を求めていますか。

○石川慶 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 陳情の趣旨としましては、実効型を制定してもらいたいというような。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 実効型になると、これまでの制度、市場価格の調査を入れて、予定価格の設定をして、最低制限価格を設定して、ダンピング防止をする、品質の管理を行うために下限を決めますが、その制度が撤廃されるということですか。

○石川慶 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 実効型にすると、最低制限価格制度、今、採用されている制度が撤廃になるということではなくて、どこまで求めるかにもなるのですが、受注者としては、品質の確保があるような形で、額で契約はするのですが、受注者とですね。ただ、下請とか、実際に労働者の方が手取りの受け取る額までも、確認を受注者側はやるかというのを含めた条例なのです、この条例については。なので、品質の確保は、特に今の最低制限価格というのは、特に制度上は何の影響もないです。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 最低制限価格で一定の品質であり、あるいはまた労働基準法も含め考慮されていますよね。さらに、それ以上のものを明確化し、賃金をさらに向上させて、確保させてもらいたいというような内容だと思うのだけれども、非常にちょっと難しい話ですね。

全国的にも、もう一度確認しますけれども、条例化されているところは、実効型というのはどのくらいあるのですか。そして、実際に元請との契約、下請の元請との契約、その下請に、それだけの下限の報酬が支払いされているかということまで全てチェックをされているのですか。

○石川慶 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 今ちょっと直近で調べているのがございまして、令和4年10月12日付のものなのですが、賃金の条項を有する公契約条例、いわゆる実効型の条例を制定しているところは、全国は27自治体です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ですから、実効型の条例を制定されているところについては、下限の報酬等の確認作業まで全て実施をされているということで、理解をしていいのですか。ここまで本当に労働環境、賃金の、元請から下請に対して、行政はそこまで確認しているとなっているのですか。

○石川慶 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 実効型の制定されている自治体は何自治体あるかというのは把握しているのですが、細かく、どの程度まで確認をしているかというのは、ちょっと把握はしてございません。自治体によっては、契約の金額をある程度、何千万とか、幾ら以上の契約のみを対象にしているとか、そういったものもばらばら

ではありますので、それぞれの自治体でどの程度の確認をしているかというのは、ちょっと把握はしてございません。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 確認なのですけれども、重複した質疑になってくるのですけれども、私たちも会派で検討していくと、この陳情の内容は、実効型、あくまで。あるのですけれども、先ほど土地委員からもあったのですけれども、最低賃金を決めますよね。この陳情には8割程度というふうに書かれているのです。では、この8割とか、6割とか、そういった条例をつくると、行政でやっていくのか、それとも第三者機関を設けてやっていくのか、そういう話とかにもなってくると思うのですけれども、その辺について伺いたい。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 調べてみますと、大体こういった金額を設定する場合には第三者の附属機関などに審議を付して、そういうものを参考に決定されているところが多いようです。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。ちょっと重複して申し訳ないのですけれども、あくまで実効型というのは、要件をつくって、例えば最低賃金とか、それに対する責任とか、今言ったような第三者委員会を設けるとか、そういった要綱をつくって、その要綱を実行するというのが実効型で、理念型というのは、あくまで建設会社だったら、受注先に対して促していく、これが理念型という解釈でいいですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 上里委員がおっしゃるようなものが実効型と理念型の違いとなります。以上です。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 では、その要綱をつくるためには上位法、先ほど言った自治法とか、最低賃金法とか、様々な法律がありますよね。それに照らし合わせて、それを全部クリアしていかないと、なかなか設定が難しい状況なのかなというのを確認したいのですけれども、その辺もう一度答弁をお願いします。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 今おっしゃられるように多岐にわたる法律に関係しそうな点がございまして、調べている範囲でも、やはり各自治体でも、法的論点で議論が進まずに理念型で収まってしまったり、その条例の検討が進まないという実態があるようでございますので、そこは観点として大きいのかなと思っております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。あくまでも我々実効型を制定する際に、法的なものも関係すると思うのですけれども、理念型の場合は、制定しているところがあるのですけれども、法的なものと、この理念型の条例、どのような関係性ですか。この法令、上位法とか、そういったものを取っ払って、あくまで促すような条例になっているのですか、他自治体も。

趣旨がちょっと分からなかったかもしれませんが、舌足らずなものですから、実効型の場合は、要件等をつけるので、法律に準じていくので、実効性になっていくと思うのです。理念型の場合は、あくまで努力、企業努力、そういったものを促すのが理念型になっていると思うのです。なので、今、理念型を制定している自治体の皆さんの条例の中では、そういった法令との関連性とか、そういったものはあまり直結せずに少しばやけた感じの、努力を促すような理念型の条例になっているのかどうか、その辺まで調査しているのか、確認したいわけです。再度お願いします。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 調べている範囲ですと、理念型の場合、間接的な義務の履行のお願いという形というふうにつくられますので、特に問題はないという解釈で理念型は設けられているようです。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 分かりました。以上です。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 実施しているところが27自治体で、そして調べて見たら、東京は10年以上前から制定しているので、先ほど調査中とおっしゃっていましたが、賃金とかにいい影響を及ぼしているか、数字として上がっているのでしょうか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 申し訳ございません。把握してございません。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 10年といったら、大きな流れの中で、実効型が本当に市民サービスとか、賃金とかにいい影響を及ぼしているのだったらすばらしいのですけれども、その辺ちょっと調査、これから大変だと思いますけれども、やっていただけたらと思います。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 10年たっても、これだけの自治体しか実際条例化していないという観点からも、慎重にどの自治体もなっているのかなというふうに考えておりますので、私たちもそこを踏まえながら研究して、関係部署がそれぞれの観点で、まずは勉強するところから始めなければいけないかなと考えております。

○石川慶 委員長 それでは、皆さん、よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 それでは、審査中の陳情第12号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後2時52分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後3時05分)

【議題】

陳情第11号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

○石川慶 委員長 陳情第11号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情を議題といたします。

今回の陳情第11号の趣旨は、1、学校上空(普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園)の飛行を禁止すること、2、日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びPFAS汚染特定箇所の土壌の入替えを行うこと、3、普天間の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全を保障する

こと、上記の3点を求めた意見書を国及び衆参両議院へ提出していただきたいとの内容となっております。

同陳情については、説明員として出席要求を求める部署を委員間で検討していただきたいと思います。それでは、その内容について事務局より説明を求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局説明省略)

○石川慶 委員長 今の提案に御意見がありましたら、挙手をお願いいたします。よろしいですか。2か所を呼んで意見聴取をするということで、よろしいですね。

(「時期について」という者あり)

○石川慶 委員長 時期については、6月の委員会で、またお呼びして聴取していくという形にしたいと思います。よろしいですね。

(「すみません」という者あり)

○プリティ宮城ちえ委員 3番目の普天間の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全を保障すること、子供の健康関連の福祉……

○事務局 健康関連となると健康推進部とかを

○石川慶 委員長 では、健康推進部も呼んで聴取するということですね。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 よろしいですね、では。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 それでは、審査中の陳情第11号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後3時10分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後3時10分)

【議題】

請願第2号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願

○石川慶 委員長 請願第2号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願を議題といたします。

今回の請願第2号の趣旨は、人道的見地から、沖縄防衛局による沖縄本島南部からの埋立て用土砂採取計画の撤回を求める意見書を国へ提出することとの内容となっております。

同請願の審議に当たっては、市に主管課がなく、当局に対し、委員会への出席も求めることが困難な状況であります。その状況を踏まえて、請願の取扱いについて委員の意見を聴取したいと思います。

少し事務局のほうから、また今後の取扱いについて説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局説明省略)

○石川慶 委員長 今、事務局から説明がありましたけれども、10市の動向、それぞれの意見書等を今回添付

して皆さんにお配りしていますので、そちらまた会派等に持ち帰りながら勉強して6月議会で審査していくか、また調整していきたいなと思います。

○上地安之 委員 取扱いを含めて。

○石川慶 委員長 取扱いも含めです。

○平安座武志 委員 これはちなみに採取権の決定は県に決定権があるわけではないですか、採取させるか、させないかというのは。県を呼ぶということもできるの。

○事務局 向こうの都合によると思うのですが、多分呼べないという規則はないと思うのですよ。

○平安座武志 委員 要するに決定権は県が持っているわけで、させるかどうか。

○事務局 事情を聞くということであれば、多分打診はできるかなと思います。

○石川慶 委員長 この辺も含めて調べていただいて。

○事務局 分かりました。もし請願者だったり、それ以外の関連の方を呼ぶのであれば、もしアイデアがあれば、僕に言っていただければ、それもちよっと検討というか、調べておきますので。

○石川慶 委員長 そういった形で、また6月、審査していくという形で。どうぞ。

○プリティ宮城ちえ委員 3月は可決できないということですか。

○石川慶 委員長 3月は、今回初めて出ていまして、他市の状況も、今回初めて出てきていますので、また審査する、担当を呼ぶというのも、担当課もないものですから、なかなか審査はやりにくいと思うのですよ。まずは一旦、皆さんそれぞれ持ち帰って、しっかり勉強していただいて、6月にしっかり審査していこうという流れかなと思います。

○プリティ宮城ちえ委員 他市が、これだけ可決しているのですけれども、宜野湾市はなぜできなかったという。

○石川慶 委員長 先ほど事務局から報告があったのですが、宜野湾市にも令和3年に議員にそのような内容の資料は送られてきています。他市は議員提案があって可決しているのですよ。それをやらなかったところが、豊見城市と宮古島市もやってなくて、同様の陳情がそこには来たのかな、請願ではなくて。

○事務局 そうです。この2市には陳情が来ました。

○石川慶 委員長 その後に陳情が来て、審査していったと。宜野湾市には、請願が来たのは、今回初めてですから。審査していないのですよ、そもそも。議員に資料は届いているけれども。

○プリティ宮城ちえ 委員 急ぐものではないかなと思って、土砂が、まさに今、運ばれようとしていて、それを県や市が一緒になって阻止しようという内容で、6月って遅くないですか。

○石川慶 委員長 どちらにしても事実確認していかないとはいけませんので、請願者を呼んだり、ほかの関係団体と呼んだり、そういった調整の時間も必要ですので、3月議会中は大変厳しいのかなと思っています。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 では、その辺も含めて、県を呼べるかと、その辺も確認して6月議会でしっかり審査していきましょうということでもあります。いいですね。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 では、審査中の請願第2号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後３時１７分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後３時３７分）

○石川慶 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は明日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでございました。

（散会時刻 午後３時３７分）

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和5年3月8日（水） 3日目

午前10時00分 開議

午後 0時11分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	上地 安之
委員	桃原 功
委員	プリティ宮城ちえ

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	我如古 盛英
委員	上里 広幸

○欠席委員（0名）

○説明員（17名）

総務部次長	多和田 眞満
財政課長	小橋川 陽介
企画政策担当主幹	志村 賢太郎
企画政策担当技査	平 良 乾
健康推進部次長	伊 佐 真
予防係長	前田 美和
道路管理係長	永 山 悟
上下水道局次長	新垣 勉
施設課長	仲村 等

企画部次長	泉川 幹夫
デジタル推進課長	金城 広郁
企画政策担当技幹	玉 元 智
財政係長	比嘉 隼也
健康増進課長	玉城 悟
建設部次長	多和田 功
基地政策部次長	又吉 直広
教育部次長	宮城 葉子

○議会事務局職員出席者 棚原 裕貴

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第 1 号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第7号）

議案第19号 宜野湾市個人情報保護法施行条例の制定について

議案第20号 宜野湾市庁舎建設基金条例の制定について

議案第 21 号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

【閉会中の継続審査】

陳情第 11 号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

陳情第 12 号 公契約条例の制定を求める陳情

請願第 2 号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願

第449回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和5年3月8日（水）第3日目

○石川慶 委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから総務常任委員会の第3日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第1号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第7号）

○石川慶 委員長 継続審査となっております議案第1号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本日は、さきの委員会で決定いたしましたとおり、次の項目について質疑を実施していきたいと思います。

1、地方債補正について、2、2款1項1目水道事業会計補助金事業（新型コロナ経済対策分）について、3、歳入、17款2項1目土地売却収入について、4、歳出、4款1項2目予防接種事業について、5、歳出、14款1項1目予備費について、6、歳入、16款2項1目沖縄振興特別推進市町村交付金事業費について、7、歳入、22款1項1目宜野湾市特定駐留軍用地内土地取得事業基金積立事業債について、8、歳出、2款1項9目行政サービスデジタル化整備事業について、9、歳出、10款2項3目普天間小学校校舎増改築事業について、以上9件について質疑を行うことに決定しております。

それでは、質疑を行ってまいりたいと思います。質疑がありましたら、挙手にてお願いいたします。

まず初めは、1番の地方債補正についてからお願いいたします。それでは、挙手をお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 おはようございます。よろしくお願いします。

地方債補正について、10ページ、主なものが総務債の限度額が4億1,900万円から8億8,220万円に補正されていますが、これはあくまでも3月末ではないので多分見込みだとは思いますが、これについて御説明していただきたいと思います。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 おはようございます。我如古委員の御質疑にお答えいたします。補正予算書10ページの第4表、地方債補正、総務債のほうで4億1,900万円から8億8,220万円まで増額しなければならない理由ということでよろしいでしょうか。

○我如古盛英 委員 はい。

○財政課長 こちらにつきましては、補正予算書の40ページをお願いいたします。22款1項1目市債の総務債でございますが、こちら合計で4億6,320万円の補正増を行っております。このうち一番最も大きな要因となっておりますのが、説明欄のほうを見ていただきたいのですが、説明欄の1番目の丸、宜野湾市特定駐留軍用地内土地取得事業基金積立事業債4億7,100万円の補正増を行っております。

こちらは本会議においても企画部長から御答弁申し上げたとおりですが、歳出のほうにおきまして、宜野湾市特定駐留軍用地等内土地取得事業基金積立事業の大幅な補正増を行っております。こちらの補正増の財源としましては、一括交付金について、県内他自治体における不用額等の流用も県と協議していただきまし

て、まずこちらを財源として活用しております。そして、一括交付金は80%の補助率となりますので、裏負担が20%生じます。しかしながら、この一括交付金の活用事業については、この裏負担分の20%についても地方債が活用できますので、今回この20%の負担、こちらを一般財源で全て4億7,000万円負担するということ大変厳しいものがございますので、地方債を起こすことによって負担を平準化するというものでございます。このため、総務債が大きく増となっている状況でございます。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。県内各市町村から余った分を宜野湾市の特定駐留軍用地等内土地取得事業に充てるということで、それは説明を聞いていますけれども、これは裏負担分20%というのは、実際できるのは10%ではないですか。これは20%になったのですか、全額。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 こちらの地方債につきましては、国のほうからの通知、通達等ございまして、沖縄振興特別推進交付金事業、つまり一括交付金事業については、充当率を100%としてされております。そのため裏負担分の20%については、100%の地方債の借入れができるというものでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 以前とは少し変わってきたのかなと。以前は10%が持ち分で、残りの10%が起債とかといったような感じがあるのですけれども、20%全部起債できる、分かりました。

それと次、皆さんが、今回示されてはいないのですけれども、地方債の当期期末の残高を教えてくださいたいと思うのですけれども。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 今回3月補正第7号、最終補正でございまして、この最終補正時点での年度末の地方債の現在高の見込みに関しまして、129ページをお願いいたします。補正予算書の最後のページでございます。129ページは、地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度末、令和4年度末の現在高の見込みにつきましては、この表の一番右側を御覧ください。

表の一番右側に当該年度末現在高の見込額とされております。こちら今回の補正予算で計上させていただいた地方債の残高等を示した調書となりますが、この調書の一番下の合計欄、一番右側の列の一番下の行の合計欄を見ていただきたいのですが、補正前額が279億214万8,000円でしたが、今回3月補正で3億3,410万円の合計補正を行いますので、282億3,624万8,000円の残高見込みとなります。こちらが最新の残高の見込みとなります。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 これは一般会計補正の4ページですよ。補正の総額なのですから、もう一つの資料に、これは前年度末の残高見込みなのですから、令和4年の残高が総額で283億2,291万円という資料もあるのですけれども、皆さんは今現在、これは見込みと言っているのですけれども、その数字というのは、これは一般会計、当初の皆さん方の予想なのですから、見込みが、これだけ違って来たということで理解していいのですか。当初の予算と今回の補正に出した、最終の予算違いというのを。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 見ているページは大丈夫ですか。

○我如古盛英 委員 令和4年度一般会計の当初予算の予想額と差が出てきているということなのですから、これは宜野湾市の地方債、負債ですから、言い換えれば借金をして、ほかの事業を起こしているわけですから、どれぐらいあるか、やはり令和4年度一般会計は、ちょっと中身を細かく見ていないものですから、地方債の全前年度に対する現在高の見込みを今見て、それと比べて今質疑しているのですけれども、よろしいでしょうか。これぐらいの差というのは、皆さん当初予定していたような額なのかどうか、答弁お願いします。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの御質疑に関しましては、令和4年度当初予算における地方債調書、こちらの当初予算で、一番最後のページに記載されているものがございまして、令和4年度の当初予算では、令和4年度末現在高の見込みを283億2,291万円と見込んでおりました。

ただ、その後、計7回の補正を行っておりますので、その間に契約執行残等も出ておりますし、また今回のように基金への積立て事業の地方債等も起こして、プラス・マイナス行った結果、補正予算書の129ページ、当該年度末現在高として282億3,624万8,000円となる見込みでございます。補正予算を起こしておりますので、こちら当初予算とずれば、やはり生じてまいります。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 生じてきていると。それから、今回第7号の補正で皆さんの見込み、年度末までには、こういった起債は必要だろうと思うのですけれども、それで今度決まりというか、こういう形で見通しはできるだろうということで考えているのか。それ以外にも、また起債しないといけない状況が来るのかどうか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの御質疑に関してお答え申し上げます。地方債につきましては、議会の同意がなければ起こすことはできませんので、基本的に今回の補正第7号による、この見込みが最新の見込みとなります。ただし、さらにまた年度末にいくに従って、また不用額等が出る可能性もありますので、こちらがぴたり一致するということはないかとは思いますが、おおむねこのような見込みになるということでございます。

○我如古盛英 委員 以上です。

○石川慶 委員長 では、進めていきましょうね。続きまして、2款1項1目水道事業会計補助金事業（新型コロナ経済対策分）について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 引き続きお願いいたします。資料を頂いていますので、資料からやりましょうか。上下水道局業務サービス課の番号14番の資料です。水道事業会計補助金事業の対象についてということで説明文があるのですけれども、まずこの水道事業会計補助金というのは、令和3年にも行ったのでしょうか。今回で2回目ですか、説明があったような気がするのですが。

○石川慶 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 資料14、水道事業会計補助金事業の対象について、ただいまの御質疑は、令和3年度も免除したかということでしょうか。

○我如古盛英 委員 はい。

○上下水道局次長 令和3年度につきましては、同じように営業用の基本料金、令和3年度は6月から11月の6か月間免除しております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、令和3年、令和4年、続けて補助事業、これはコロナウイルス経済対策ということで、多分国の補助金を活用してはいると思うのですけれども、そういう形でも、やはり補助金事業ですので、きちっとした補助金の交付基準というのは作成して交付しているのでしょうか。

○石川慶 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 令和3年度も補助金という形で基本料金を免除しているわけではございませんので、あくまでも水道支援策として基本料金を免除している事業であります。それに対して地方創生臨時交付金が、その免除に対して対象になる事業ということですので、これは今回一般会計からの補助金として受け入れているという形になりますので、補助の規則とか、そういうことはございません。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 補助金を交付する場合は、助成する場合は、きちっとした補助金交付規定というのをつくるべきではないのかなと思うのですが、緊急事態ということもあって、新型コロナウイルスの経済への打撃というものを少しでも緩和しようということの補助金ですから、そうなったかもしれないですけれども、ではその補助金を交付する事業というのは、どういう形で選定というのですか、決めていくのか。補助金を免除するという、その事業者というのは、どういうふうな形で選定したのですか。

○石川慶 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 資料のほうで説明させていただきたいと思うのですが、今回の新型コロナウイルス経済支援策の一つとして、基本料金の免除を、これは補助金を交付するということではなくて、あくまで水道基本料金を免除する形で補助金を配布するということではございません。

今回対象となる事業者、免除件数として3,277件の営業用の給水契約を締結している事業者に対して免除しております。あくまでも免除ですので、補助金を交付するということではございません。この基本料金免除に関しての規定を設けて、規定の中で営業用の基本料金を何月から何月まで免除するというような規定を作成しております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 規定を作っているということで、この新型コロナウイルスの感染で、いろいろな経済活動に打撃を受けたのは、事業者の皆さんはもちろんそうですけれども、一般の家庭も、やはり仕事がなくなったとか、そういったところもあって、別な方法で補償とかやっているのですけれども、そういった一般的な水道料金の免除というのは、できたら全市民にやっていただきたかったなというふうな気持ちはあるのですけれども、では水道契約者ということですので、免除件数が3,277件、その方々は営業用として上下水道局に登録した方々の給水管、メーターというのですか、それを設置した方々なのか、ちょっと内容についてお願いしたいと思います。

○石川慶 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 今回の、営業用の給水契約を締結している方々で、供給通知の中から基本料金を除いた形で供給している方法を取っておりますので、基本料金以上使っていない方であれば、料金はゼロ円という形になります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 営業用として給水しているということは、営業用ということ、ちょっと一般的な営業と上下水道局の給水栓の営業用というのは、なかなか分かりにくいのですけれども、これは共同住宅とかも入

るのですか。

○石川慶 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 水道給水条例の中にいろいろ用途別に分けられておりまして、共同住宅の中に、1階が店舗とか、そういったものがあれば営業用になりますし、全部が一般住宅であれば一般世帯という形になりますので、それは営業用ではない形になりますので、必ずしも共同住宅だから営業用、一般家庭用という形ではございません。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。では、例えば市内で個人的に事業をなさっているところとか、あるいはもちろん大型店舗等は営業用ですけれども、個人の事業者というのも営業用の中で、今回の免除の対象の中に入っているということで理解してよろしいのでしょうか。

○石川慶 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 営業用で契約されている方は免除されています。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、上下水道局のほうで営業用として契約しているところは、この3,277件の対象ということですね。

それでは、その免除金、補助金というのでしょうか、これの支払いについては、どういう形で支払っているのですか。

○石川慶 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 2か月に1回請求を行っておりますので、その中から基本料金を除いた額で請求しておりますので、それを支払っております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 通帳、口座振込になるとか、あるいはその対象者は別途、免除金をもらいに来るのか、どういう形の支払いになっているのでしょうか。

○石川慶 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 交付ではありません。免除ですので、差し引いた額を請求します。

○我如古盛英 委員 分かりました。では、以上です。

一番最初に質疑したのですけれども、令和3年度も同じ形で免除しているのか。

○石川慶 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 そのとおりです。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 続きまして、歳入、17款2項1目土地売払収入について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 34ページの17款2項1目不動産売払収入、これについては、内容に関しては、さきの委員会で質疑があったとおり、今回3筆分とも里道分ということで、これは私が要求するのを忘れちゃったけれども、3筆の大まかな場所というのか、それについて資料を出していただきたかったのですけれども、この後でも、終わってからでもいいので、これについてはよろしくお願ひします。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 資料については提供したいと思います。これまでも資料要求ありましたので、掲載年月日、地番、地目、面積、平米、単価金額を記載したものを一覧として提供したいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 委員会初日にちょっと聞き忘れていたのですけれども、その事業の実際の民間への売払いというのでしょうか、これがそうなののですけれども、事業の歴史というのは本当に長いわけですね。市内あちこちに、開発自体がちぐはぐな開発がされているところが多いわけですので、区画整理事業が幾つかされていないということで、本当に里道の件で苦慮している皆さんがいっぱいいるのではないかなと思いながら1つお聞きしたいのですけれども、実際に手続として、その里道を市民のほうに売却するときはどういった書類が必要なのか、少しお願いできますか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 我如古委員の御質疑にお答えいたします。里道の件でございますが、基本的に里道は、本来であれば、その機能を有していることが条件なのですが、やはり戦後とか、そういった中で道も土地もなかなか区別が付きにくい中で、どうしても公簿上残っている里道にまたがって住宅等が建っているというケースが、やはり市内たくさん見受けられます。

我々も、そういったところを全て調査して、その手当てをすることは、財源的にも少し厳しいところもありますので、今現在は、やはりそういった里道を敷地に取り込んで、建物の建て替えとか、そういったことが起きるときに、どうしても敷地の確認をすると、里道が通っているということがありますので、その場合にも当然その建物の前後に、この里道が機能しているのであれば、これは廃止をして普通財産で売ることではできませんので、その場合は付け替えをしたりとか、そういった措置を取っていかないとはいけません。

ただ、前後も公簿上は里道として残っているのですが、やはり機能を果たしていないというところであれば、隣接の地権者であるとか、また地区を代表して自治会のほうに確認を取って、その里道としての機能がない中で、これを廃止することも問題ないというところに関しては、地権者と相談をして、ではその土地をどうしますか、横に付け替えますか、それとも皆さんの敷地として、それを払下げて購入しますかという調整になりますので、今回出ている案件も、であれば、我々のほうで、その土地を確保したいということがございまして、同意関係をもらい、申請をいただいて、当然道路整備課の職員が現場確認等を行って、全てそれが問題ないということであれば手続を踏んで、最終的には普通財産になりますので、その後引き継いで、そういった払下げの手続をしていただくというような流れになっているところです。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、説明いただきましたので、この中で2点、もう一度質疑したいと思います。

まず、実質的に機能していないところを対象にしているということで、ただいま答弁がありましたけれども、実際に機能しているところ、残っている里道ですね、里道の幅にもいろいろありますね、大小、50センチから2メートルまで。そういった実際に機能している里道は、隣接地主の皆さんが、それに付け加えて広場として使うことは可能でしょうか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 御質疑にお答えいたします。機能している里道であれば、当然その管理は、うちの道路整備課のほうで通常の市道と同じような形で管理をします。ただ、おっしゃるように幅員が狭い場合もあります

ので、そういったところをやはり地域として広く使いたいということで、その隣接する方々が少し空けたりすることは非常にありがたいことでもありますので、そういったところも含めて調整はしながら、それぞれに機能を果たすのであれば問題ないところかと考えております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 もう一点は、その手続の細かいところになるのですけれども、申し訳ないですけれども、例えば里道ですから、これは市民全員が使うということで、もし廃止、あるいは売ったり、あるいは切替えというのですか、位置を変えて利用しやすいような形で、それも皆さん認めているのか。そういう手続をするときにどういった、処理というのは、皆さんがそれをつくってやるのですけれども、それに関わる対象者というのは、どの範囲まで、皆さんは承諾書をいただかないといけないと思うのですけれども、どの辺までやっているのですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 御質疑にお答えします。先ほども少しお話をしましたけれども、基本的には里道を売買であるとか、確認をしたい方々が、やはり隣接地の方々からは、必ず同意関係をいただかないといけない。あと、やはり何かしらその箇所に、そういった道路関係とか、何か問題がないかとか、そういったところは自治会のほうに確認して、自治会のほうの同意もいただくことになっていますので、特に廃止をする場合は。

あと、我々のほうも当然その資料だけではなくて、現地を確認して、その機能が実際どうなっているのか。その場所だけではなくて、資料の中には当然我々が持っている資料で、航空写真とか、そういった前後の道路の確認もしますので、そういった中で、これは廃止が妥当であると、廃止は問題ないというところについては、廃止をすることは決定します。

ただ、当然その中では、そこは同意できないとか、機能が現にあるのだということがあれば、これは廃止には持っていけませんので、そういった措置を取ったところも過去にはありますので、そのような判断をしっかりと書類とか、現地確認をして進めているところです。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 実際にそういった手続の中で、ちょっと伺ったことはあるのですけれども、自治会長、先ほどから言っていますね、自治会長の承諾が必要だということになることは、それは何かの規定とかに盛り込まれているのですか、皆さんの手続上あるいは登記上に。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 御質疑にお答えします。今ちょっと要綱のほうは調べています。ただ、要綱で定めてあったかどうか確認は取りますけれども、やはり我々としては、その行為を行う申請者の方々だけの御意見ではなくて、また隣接だけではなくて、その地域の管轄している、地域の中で実際いろいろと活動してもらっている自治会長さんのほうから、その確認をいただくという作業は、要綱にあるなしにかかわらず確認を取りたいと思っていますので、そうでないと、その状況が分かりませんので、そういった形で申請関係、書類関係はいただいているところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 要綱の資料がありましたら、後で頂きたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 では、今の件ですが、平安座武志委員。

○平安座武志 委員 里道に関して。毎年度、毎回、毎回補正で上がってきますけれども、まず里道というのは、今、市が管理、市の財産、行政財産になっていますよね。今、機能していないやつもたくさんあって、本当はこれをどんどん積極的に売払いをしていくべきだと私は思っています。この売払いしたものが、基金に繰入れされます。

これからは、市庁舎の基金もつくっていくということで、財産の売払いをどんどんやっていくというお話なのですが、まず問題点は、里道の地籍調査等を一切行っていない行政側に問題があって、ですからこれは里道の近隣住民からの要請があって、初めて境界線の確定をして、これは住民がお金を出してですよ、境界線の確定をして、それから手続に入っていくと、それから行政財産から普通財産にして売払いしていくという形、流れになっているのですが、里道は早く売り払っていったほうがいいのではないですか。

だって、使われている里道は、市が管理していますと言っていますが、全然地籍調査をしていないのに、どこが里道になっているか分からないのにどうやって管理するのですか。そうですね。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 平安座委員の御質疑にお答えします。まず、この里道に関しては、平成13年度までは国の財産で県の管理だったのです。これをいわゆる地方分権の中で、各市町村に管理、また財産を譲るということがありました。平成14年から、主に各市町村で、そういった取組をしているのですが、ただそのときでも、やはりなかなか現地の調査にかかる費用というのは、すごく大きいということで、これは国のほうもちょっと出せないということがございましたので、あくまでも図上、公簿上で、そのやり取りをするという形でございましたので、その形で国からの引き継いでいるというところがあって、今おっしゃっているように、全てそこが建物との重ねとか、そういった具合が確かに分からないところがあって、これはその当時の財産を、無償での払下げだったのですが、それをやる時も、やはりそういったところは非常に懸念されるところかなということではあったのですが、なかなか予算を含めて結構なボリュームになりますので、なかなかそれが実施できていないというのはあります。

ただ、当然公図とか、そういったものは、道路整備課のほうの資料として持ってはいるのですが、確かにそれがきちんと測量されたりとか、今おっしゃっていたように、こういったところが機能を完全に果たしていないとか、果たしているというところのものが、なかなかきちんとした資料がないところがありますので、今、委員がおっしゃったところは、少し課題として、今後も少し確認をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ぜひゆっくり、ゆっくりでもやったほうがいいですよ。そこが使われていないで、どうなのか。そうすれば、早く普通財産は売り払ったほうがいいですよ、どんどん、どんどん。基金に積立てもいいですし、やったほうがいいですよ。

前も言いましたが、民法で時効取得、10年間無償で使っていたら時効取得といって相手側が裁判起こせば、当市の財産が相手の財産になったりすることもどんどん出てくるのですよ、これから、ほったらかしにしていたら。市の財産でありますので、使っていないもの、手を出していないものは、どんどん調べて、早めに売払いして、普通財産にして、売払いして、市の基金等に積立ていただければと思います。よろしくお願いします。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 少し調査研究させていただきます。

○石川慶 委員長 では、進めていきましょうね。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 続きまして、歳出4款1項2目予防接種事業について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 第7号補正予算書では、79ページの4款1項2目となっています。説明03、予防接種事業となります。

その中で子宮頸がんワクチン、県内でも4名の被害者が、副反応が出ていますけれども、宜野湾市の状況をちょっと教えていただきたいのですけれども、これに平成29年度から令和3年度までは記載ありますが、令和4年度に何名接種したか教えていただけますか。資料を頂きました。資料は11、23です。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 プリティ宮城ちえ委員のただいまの御質疑にお答えいたします。福祉保健の概要を御覧いただきますと、令和3年度までのHPV予防ワクチン、定期接種されている延べについては、福祉保健の概要8の24にそれぞれの種類の接種状況が掲載されているところでございます。そこには令和3年度までの実績がありますが、今回の御質問につきましては、令和4年度の積極的勧奨が4月から再開されており、その間の状況だということで、お答えしたいと思います。

今、年度の途中ではございますが、私たちが今把握している接種状況につきまして、令和5年、今年の2月13日時点の人数を調べたところ、子宮頸がんワクチンにつきましては、接種間隔を置きながら、3回の接種が必要になっております。今年度、まず1回目の接種者につきましては108名、2回目は74名、3回目が41名で、3回の延べ人数が223名となっているところでございます。これが2月13日時点の状況となっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。それで、県内で4人提訴していて、弁護団が副反応の可能性、それから検診の有効性、ワクチンを打っても検診を受けないといけないという、その辺の広報は力を入れていらっしゃるでしょうか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。ワクチンの接種についての安全性も含めた周知というふうな御質疑だと思いますが、令和4年4月からワクチンの接種勧奨を始めているところでございます。その際に子宮頸がんワクチンの対象者全員にHPVワクチンについて詳しく説明されたリーフレットと接種に関するお知らせを個別に通知して勧奨を進めているところでございます。これまで平成25年度以降は、積極的勧奨は控えるということでございましたが、再開されましたので、そういった個別の対象者への接種勧奨を再開しているところでございます。

あわせて、本市の5月、12月号の市報への掲載、ホームページ、公式ライン等にて現在も情報提供をしているところでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 被害の相談とかは受けていますか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 積極的勧奨を再開して以降は、特に今のところ、副反応の報告や市民からの健康被害に関

する相談等は、今のところございません。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 HPV、ヒトパピローマウイルスは、空気感染とかないので、大爆発する感染の可能性はないと思うので、ただ薬自体は全然変わってなくて、4月からすごい強くなっているということなので、今後これからも慎重にやっていただきたいなと思います。以上です。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 それでは進めていきましょうね。続きまして、歳出、14款1項1目予備費について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。上地安之委員。

○上地安之 委員 予算書の122ページ、予備費について、初日の委員会で予備費について質疑はなかったのですが、今回補正額が44万3,000円、その理由は財源調整だったと思うのです。まず、これまで当初予算、それは議会の承認事項として上限額6,000万円、それを改めて4,000万円から2,000万円増額して6,000万円、当初予算で計上されています。これまで臨時会、6月議会、そして9月議会、臨時議会、12月議会、3月の最終補正の充用状況を少し確認させてもらったのですが、そうしますと、その6,000万円の議会の承認をいただいて緊急時の際に議会の開催をするいとまのないときに、その予備費の取崩しをして、緊急時にその予備費の充用というのが大きな目的なのです。

見てみますと、財源調整なのですね、ほとんどが。まずは、最終補正の財源調整というのは、なぜ予備費での財源調整に至ったのか。43万円余りを財源調整という中身というのですか、内容を説明いただきたいと思います。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの御質疑についてお答え申し上げます。補正予算書122ページ、14款1項1目予備費44万3,000円の補正減、財源調整の理由でございます。

まず、こちらについては、最初の補正予算書の……

(「ちょっと待ってください」という者あり)

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 財源調整になるかというのを含めて。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 こちら予備費の44万3,000円につきましては、財源調整となっております。この理由につきましては、まず補正予算書の表、かがみ文を御覧いただきたいと思います。補正予算書の第1条を御覧いただきたいと思います。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,571万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ553億1,373万円とする内容となっております。

今回補正予算で歳入の増、また歳出の増がございますけれども、予算というのは、やはり歳入と歳出、同額で計上するものでございます。この場合に歳入のほう、それぞれ増減ございますけれども、どうしても歳出合わずに端数が生じます。その端数が生じたときに歳入歳出のびたり合わせるために財源調整として予備費44万3,000円減額を行っているところでございます。先ほど上地安之委員から御質疑がありましたとおり、これまで補正7号をやっておりますが、9月補正までは財源調整は増額で予備費は計上させていただいております。

その理由につきましては、9月補正までに、今回予備費で一番大きかったのがPCR検査会場運営事業、こちらのほうと、あと自宅療養者への食料支援、この2つの事業については、予備費のほう、かなり活用させていただきまして、執行してございます。

9月補正まで増額とした理由につきましては、そのときの上半期の執行状況を見まして、また秋頃には台風の襲来等も予測されますので、やはり予備費の残高を一定程度確保していく必要があるということで、9月までは増額と、これまで使ってきた分を補填するという形で増額の補正をさせていただきました。

また、下半期、12月、また今回の3月補正については、予備費の執行状況等を見ながら、恐らく多額の予備費の支出はないであろうというところから、12月と3月については、予備費は減額での財源調整を行っているところでございます。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 1年間の予備費の充用について説明いただきました。確かに9月議会まで1,700万円増となっているのです。あとは、財源調整ですね。その予算書の見方なのだけれども、補正前の額、補正額、計となっているが、何かこれを見てみたときに6,000万円を超えているのではないかというふうに見えてしまったのです。

その計上の在り方というのは、最初に冒頭で言ったように、その6,000万円の予備費というのは、限度額、これは議会の承認手続で幾らでも金が使えするというわけではないのですよ、そこまでしか使えない。ところが、最終補正を見たときに、ちょっとびっくりもしたのですよ。もしやこれ上がっているのかなと。しかも、最終補正で財源調整、果たしてどうなのだろうかという非常に疑問が湧いてしまったものだから、計上の在り方について、ちょっと確認をさせてください。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 予備費の計上の在り方でございますけれども、まず当初予算では土地委員のおっしゃるとおり、6,000万円当初予算は計上しております。その後、今回新型コロナウイルス感染症の影響によってPCR検査会場運営、また食料支援等、こういったところに多額の予備費を使わせていただいております。

今回予算書122ページでの予備費の補正前の額は7,614万9,000円、これは12月補正までの予備費をお認めいただいた増減の合計値でございますが、ただこれがかなり高くなっているという、確かにこういう表記になってしまいます。

ただ、現在予備費の充用額、今まで、これは昨日時点でございますけれども、昨日時点で令和4年度の予備費充用額の合計が5,267万6,000円、これまで予備費を充用させていただいております。そのため、現在の予備費の残高としましては2,347万3,000円、これが現時点での残高でございます。

そのため、補正予算書上は7,000万円を超えた予算現額に見えますが、実際は予備費の充用を5,000万円以上行っておりますので、残高としては、現在2,347万3,000円という状況でございます。補正予算書というのは、あくまでも議決をいただいた予算額が表記されますので、御質疑の執行については、今のような形で御回答させていただきます。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 改めて、またちょっとびっくりもしました。これまでの議会、当初予算から5月の臨時議会、6月の定例会、そして臨時議会等、ほとんど使われていないわけ。つまり、先ほどの上半期については、PCR検査だとか、食料支援、1,700万円増になっていますよ。その後については、みんな財源調整しかなく

ていないわけ。

それを見たときには、予備費の支出というのが全く見えないわけ。予算書では見えないですよ、それだけでは。だから、一見、何だ、6,000万円余ったのかなとしか見えなかったわけ。これは表記の在り方というのは、やはりそうなのですか。

そして、先ほど財政課長からありましたけれども、それを求められたら、それは今の充用に対する、支出に対する説明もあったのだけれども、そうしないと見えないのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 補正予算書122ページの予備費につきましては、先ほど申し上げたとおり補正予算書は、これまで議決をいただいた補正予算の積み上げとなっております、予算書上はどうしてもこのような表記をせざるを得ないものでございます。

ただし、予備費の執行状況等につきましては、資料要求、御質疑等ございましたら、今のような形でしっかり答弁、また資料の提供をさせていただいて、そこで補完した説明をさせていただきたいと考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 説明ありがとうございます。今度から、その中身の金額については、改めて資料の要求を含めて確認させていただきたいと思います。

その予備費が、財源調整に充てておりますけれども、その以外の使用というのはないのですか。どうしても予備費を財源調整に充てるというのは、またどうなのかなと。本来の目的からすると、予備費の在り方からすると、ちょっと乖離している感覚になるのですよ。それについてはどうですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 財源調整で予備費しかないのかというところでございますが、補正予算につきましては、まず歳入の部分でございますけれども、歳入につきましては、1款市税から22款市債までございますが、正直この中で歳入について財源調整できるものはございません。やはりそれぞれの見込みに基づいて歳入は計上されておりますので、そこから差し引くとか、プラスするとかというのは正直ございません。

では、どこで財源調整をして歳入歳出を同額にするかと申し上げますと、歳出のほうを見ると、1款議会費から14款予備費までございますが、それぞれの款ごとの事業は、全て事業別予算で根拠があって、もちろん積算見込みがありまして、予算計上されております。

そのため、財源調整で歳入と歳出を同額にするためには、予備費、こちらで財源調整するしか方法がございません。ただし、予備費の財源調整の額も、ただ適当にやっているわけではなくて、その際の予備費の執行状況、また先ほど申し上げた秋以降、台風等の襲来とか、そういった状況を見ながら、適宜残高を見ながら、増するべきときは増の財源調整、そして12月、3月と下半期になってまいりますと、執行の見込みも少なくなってくることから、その際は減額での財源調整という形で行っているところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それを財源として充てることができるというのが、根拠法に基づいて対応されているというふうに理解していいわけですね。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 予備費の財源調整についてまでの根拠法というのはないと思いますが、予備費においても、補

正予算全て、全体について必ず毎議会の審議、それから御承認をいただいての執行となりますので、予備費の増減につきましても、しっかりまた今後も議会のほうに、このような形で御説明をしながら、御承認をいただきたいと考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 最後に、ここで分からなくても結構なのだけれども、今年度6,000万円計上した予備費が2,300万円となっておりますよね。近年の予備費充用状況というのは、どうなっているのか、説明いただけますか。つまり、今年度6,000万円計上したやつが、今2,300万円使ったの、それも残っているということ、残ですよ。この近年の利用状況というのを説明ください。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 近年のというのは令和3年度以前の。

○上地安之 委員 はい。

○財政課長 申し訳ありません。今、資料を持ち合わせておりませんので、帰ってから確認をさせていただければと思います。手元に資料がなくて申し訳ございません。ちょっと12時までには回答できるかと思いますが、戻って、また決算の状況を確認させていただいて、改めて12時までには御答弁できると思いますので、何年分がよろしいですか。

○上地安之 委員 2～3年でいいです。

○財政課長 ここ2～3年、分かりました。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 改めて、今確認して充用状況というのが、実績状況というのが確認できました。ありがとうございます。ぜひとも緊急時の対応方についても継続的に対応していただきたいと思います。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 では、皆さん、1時間経過していますので、一旦休憩を入れたと思います。15分まで休憩します。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時04分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時15分）

○石川慶 委員長 続きまして、歳入、16款2項1目沖縄振興特別推進市町村交付金事業費について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 先ほど6番の一括交付金、7番の特定駐留軍用地内土地取得事業基金積立事業債については、我如古盛英委員の地方債補正について尋ねていましたので、そこで確認ができましたので、省略します。よろしいですか。6、7終了です。

○石川慶 委員長 では、続いて歳出、2款1項9目行政サービスデジタル化整備事業について、桃原功委員。

○桃原功 委員 ⑧の行政サービスデジタル化整備事業について、もう少し確認したい項目があるのでお聞きしたいと思います。

資料番号10番、ある程度認識していたのですがけれども、ちょっと懸念するのは、デジタル推進課長の答弁の中で、要は相手方と、つまりJ-LIS証明書交付センターと協議をする予定が年越して1月になってし

まった、そういったことも大きな要因で減額せざるを得なかったと、特別旅費を含めて。そういう認識なのだけれども、委託している事業、こういうIT関連の委託している事業はたくさんあるではないですか。要は相手先との協議、あるいはチェックを受けたり、説明を受けたり、あるいは契約したりということで、これは今回の遅滞したことによる市民へのサービスの停滞にはなっていないのかという観点で、ちょっとお尋ねしたいと思います。

当初予算、これは4,900万円、総額5,300万円でしたよね、新年度予算。この委託費が4,900万円だったと思うのですが、その半分に近い1,800万円が減額されているということなのではと思いますが、市民サービスの停滞という部分ではいかがなのでしょう。それはなかったのか、それともやはり生じてしまったのか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 ただいまの桃原委員の御質疑にお答えします。不用額は、結構大きな金額が出ております。資料10番のほうで申し上げますけれども、まずJ-LISのほうの実機試験は先方の都合がありまして、どうしても今年度中には東京に行くことはできませんので、特別旅費46万円は補正減させていただきました。

それと、委託料1,800万円余り不用額が出て、今回補正減していますけれども、委員会初日にも申し上げましたけれども、基幹系業務、どうしても私たちのほうでコントロールしてできるようなものではなくて、専門の業者さん、また専門の業者さんも基幹系業務の標準システムというのは、国のほうでスケジュールというのか、決まっているものですので、私たちデジタル推進課のほうでコントロールしながら作業はできないものですから、どうしても先方がいて、その都合に合わせざるを得ないという部分もあります。

当初予算で計上した金額よりも安く収まったという部分も、当初予算計上時には、実際どれぐらいの作業量で行われるか分からない部分があったものですから、その実際の作業が、フィットアンドギャップ作業が、確定したのが昨年末です。その下の段にあります、オンライン申請に必要なシステム連絡に関わる作業の金額が確定したのも年明け1月頃という形で、本当に年度末ぎりぎりに近い形で作業が行われていますけれども、どうしても国の進めている作業に私たちは合わせざるを得ないという部分がありますので、その必要な金額というのは、しっかり契約して必要な額の分を今回1,800万円まで落ちていますけれども、ではその金額が落ちたことによる市民サービスへの影響という部分なのではと思いますが、金額的なことによる影響というよりも、この作業が遅れたり、新年度に間に合わなかった場合、どうなるかと、例えばオンラインでできるはずの申請が4月に間に合わなかった場合は、国のほうとしては、新年度からは介護、子育てに関わる申請ですね、あくまで申請業務ですけれども、もう少し具体的に申し上げますと、例えば児童手当のオンラインの申込み、あと介護の、新しく申請する場合、もしくはサービスを更新する場合、今までは役所に来て申請書、紙で出していたものが、申請だけです、オンラインで申請できるという形で今動いていますので、そのスケジュールが遅れることによる市民サービスへの低下も、不安視している部分は若干ありますけれども、国から4月からしっかりオンライン申請できると言っていますので、それに向けて、私たちデジタル推進課、あとベンダーと一緒に作業を進めているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今回の答弁で、2つまだ疑問があるのでありますが、事業が確定したとおっしゃっていましたが、確定したのは年末……

○デジタル推進課長 契約ですね、作業の。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 はい。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ということは、その1,800万円減額はしているけれども、その当初の5,300万円のうち1,800万円は不用額になったと。それでも事業は完了したということで理解していいのですか、確定ということは。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 当初予算計上時には、実際どれぐらいかかるか見えない部分が正直あったと思っています。私たちも、どれぐらいかかるか分からない部分がありますので、ベンダーさんのほうから見積りをもろう形になります。ベンダーさんとしても、まだ国のほうで具体的な作業が、去年の段階ですけれども、固まっていない部分がありましたので、恐らく大まかにこのぐらいかかるだろうという形で見積りは出していると思うのです。

○桃原功 委員 それが5,300万円、当初予算の。

○デジタル推進課長 全部足してですね。実際の作業が確定、契約金額が確定したのが、1つが年末、もう一つが年明け1月なのですけれども、その差額が結構1,800万円ぐらいあったということです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 差額があったということは、1,800万円使わないでも済んだということで理解していいのですか。

○デジタル推進課長 はい。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 だけれども、答弁の中で、これは当初予算、去年の3月に私たち承認をして、おとといの答弁では、年末に開催できなかったと、会合なのかな、協議なのかな。それが年明けになったと。要は4月から10か月ぐらい遅れて、それは契約しているけれども、これは事業への影響というのはないのですか、こういう契約の在り方で。それがよく私分かっていない。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 資料10番のほうでいきますと、今3つ、実はあって、特別旅費の部分がありますね、46万円。これは今年度中のコンビニ交付とか、自動交付機から出る確認作業が、これは今年度中できなかったの、これは落としています、46万円ですね。

○桃原功 委員 落とした。

○デジタル推進課長 はい。これは東京に行く理由がなくなりましたから。この旅費の部分が落ちました。46万円です。

その下の段の委託料です。フィットアンドギャップ作業というものとオンライン申請に必要なシステム連携の作業が2つ、ここに資料はあるのですけれども、その2つの金額が、当初見込んでいた金額よりも安くて収まったという言い方はちょっと語弊があるのですけれども、当初見込んでいた金額よりも少ない金額で作業が終わることが確定したものですから、不用額のほうを今回補正減させていただきました。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 それで、この事業は来月4月からスタートできるということで理解していいのですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 4月1日からオンライン申請ができるという形で作業は進めております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この4月1日からオンライン申請ができるということ自体は、令和4年度の事業ではなかったのですか。令和4年度当初予算で5,300万円、私たちは承認をして、これが要は1年遅れたということで理解していいのですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 遅れたのではなくて、今年度中に改修作業をしないとスタートできない部分がありますので、新年度に入ってスタートするために改修ではなくて、今年度中に改修作業をしっかりと終えて新年度を迎えるということです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かったような分からないような、この資料の中に主な事業、1、2、3とあって、1番がコンビニ交付サービス、庁舎内キオスク端末、2番がマイナポータルと書いてある。3番が情報システムの標準化とあります。さっき課長は、介護とか、児童手当とおっしゃいましたけれども、これに関する事業というのは一体幾つある、これでできる事業は幾つあるのですか。これは基幹系ということは全てここにかかってくるのですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 行政サービスデジタル化整備事業の主な事業は、今、桃原委員がおっしゃったとおりで、こういった形でやっています。今、国のほうで、介護、子育て業務を中心にオンライン進めています。全ての業務ではないですよ。役所に関わる全ての業務がオンラインになるわけではなくて、まずは介護、子育てから始めましょうという形で、国が方針を決めて、今それに必要な改修作業を行っているところです。

あくまでオンライン申請ですので、オンライン申請したものが自動的に処理されて、すぐ基幹系システムに入っていくわけではなくて、取りあえずオンライン申請ができるという、まだそのレベルです。今まで紙で行っていたものが、役所に来なくても申請がオンラインでできますよということです。これが自動処理されて、いろいろなものが自動化されてサービス決定とか、そういった判断までできるまでは、まだ進んでいませんけれども、取りあえずオンライン申請できますよという入り口のレベルです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 このサービスを運営するための委託先というのはJ-LIS以外にも選択肢は幾つかあるのですか。それともここしかないのですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 J-LISさんは、あくまで自動交付、証明書の交付に関わるものの委託先です。今おっしゃっているフィットアンドギャップ作業とか、オンライン申請に関わるものはJ-LISさんではありませんので。

○桃原功 委員 ではない。

○デジタル推進課長 はい。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 フィットアンドギャップ作業について、もう少し説明を。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 補足させてください。システム改修作業があります。これはJ—L I Sさんはやりませんので。

○桃原功 委員 どこがやるの。この予算とは別にやるわけですか。

○デジタル推進課長 ベンダーさんです。基幹系システムを見ている、沖縄行政システムさんです。沖縄行政システムさんでないとフィットアンドギャップ作業はできないのです、基幹系システムを見ているものですから。基幹系システムのどこをいじればいいのかという部分は、ほかの業者さんはできないものですから。沖縄行政システムさんのほうにお願いしています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ちょっとまとめます。では、この補正額1,800万円減額したことによる市民への市民サービスの低下はなかったということで理解していいですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 はい。金額的な減額によるサービス低下は起きないと思っています。ただ、心配しているのは、4月1日からぴしゃっとオンラインシステムが動くかどうかという不安はあります。全国的な問題ですので、よくありますけれども、システムが全国的に動くときに時々バグが起きたり、サーバーがダウンしたりとかありますので、そういった不安が完全に払拭されているわけではありませんけれども、国のほうとしては、4月からできますというスケジュールで動いていますので。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 事業開始が、どうしても新年度、4月1日ということを考えると、いろいろなものが集中して、これだけではないはずですので、市民サービスの停滞にならないように要望したいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 先ほどの宜野湾市特定駐留軍用地等内土地取得事業基金積立金、これは基金ですから、基金に関連ということで、昨日の委員会で基金条例を説明するときに、その担当者だけ来て、基金の中身については、質疑に対して答弁ができなかったのですよ。これについて少し基金について、いろいろな資料ももらっていますので、地方債とそれから借金と宜野湾市の貯金の残高についてとか、質疑を許していただけないでしょうか。

○石川慶 委員長 許しますけれども、昨日の最後に一応皆さんから何か質疑するのか確認しておりますので。

○我如古盛英 委員 基金条例制定についての説明のときに、なかなか基金に関しては答弁ができないということで、企画部のほうにということであったのですけれども、資料が出ていますから、中身については聞かなくても、総括的に確認したいのですけれども。

○石川慶 委員長 確認の1点だけ。

○我如古盛英 委員 そうです。

○石川慶 委員長 1点だけね。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 皆さん、よろしくお願いします。昨日、市庁舎の建設、基金の制定についての説明で、中身についてはお聞きしているのですけれども、実際年間1億円から2億円を剰余金、あるいは不動産の売払い等でやっていくということなのですから、全体の基金の資料としてもらっている中で、今現在の基金、宜野湾市の基金の残高がどれぐらいかということを教えていただきたい。

それと、そのついでといたらおかしいのですが、地方債の年度末の皆さんが予想している額を教えてください。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 基金については、資料7でお答え申し上げることができるのですが、地方債の残高につきましては、一般会計については、先ほど御答弁申し上げたとおりでございますが、特別会計につきましては、またそれぞれの常任委員会のほうで審議されているかと思しますので、ちょっと私、今手元に資料もございませんので、一般会計のほうでしたら御答弁は、先ほど申し上げたとおりでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 この資料は、後で頂けますか。

○石川慶 委員長 我如古委員、今は一般会計補正予算の審議になっていますので。

○財政課長 特別会計については、予算書が既に3月補正まで、今まで年間を通して補正予算書も配布されているかと思しますので、そちらを御参照いただきたいと思います。一般会計については、先ほど御説明申し上げた地方債の調書になります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 基金残高は、この資料のとおりということで、1つだけよろしいですか。9月、10月でしたか、決算審査で監査のほうから皆さんの基金の残高の資料が出ているのです。監査報告書の312ページなのですが、その中の合計の決算年度の現在高と、それから今回資料で出した基金の合計、3月補正の令和3年度末と何か監査の仕方が違うのかどうか、集計が、数字が合っていないということについては、私の勉強不足かもしれないですが、そういったこともあり得るのでしょうか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 まず、3月補正で提出をしました、資料番号7番でございますけれども、令和4年度基金残高調書の3月補正後案、財政調整基金の部分でございますけれども、令和3年度末の残高は一番右の列、36億9,581万5,000円となっております。

我如古委員が今おっしゃっていたのは、監査委員の決算書における基金残高と、この資料の残高が合わない理由は何かということで、今、私手元に決算書がないので、ちょっと推察をいたしますが、決算書における基金残高は3月31日時点の残高となります。今、我々がお配りしている資料番号7番の基金残高調書における年度末残高は出納整理期間も考慮した最終的な残高を決算値として、こちらで記載しておりますので、決算書は3月31日時点、この資料は5月31日時点で打っておりますので、数字に違いが出ているものと……

(何事かいう者あり)

○財政課長 5月31日時点、出納整理期間が5月31日までですので、その時点で決算を締めて残高を示しているものでございます。そのため、こういった数字の違いが出ているものと推察をいたします。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その中で、1点よろしいですか、細かい、もう一つだけ。決算の監査報告書の中の決算額で、その他の基金の高額療養資金貸付基金の欄が見えないのですが、これは監査のときに、本来でしたら、基金の残高というのは全部あるべきですね。そういったものについては、抜けるということはありませんか。

○石川慶 委員長 我如古委員、ちょっと補正予算とはずれてきているので。財政課長。

○**財政課長** 私、今ちょっと決算書と監査意見書を持っていませんので、確認ができないのですが、基本的には、基金は全て監査委員の監査を受けているものと思われます。

○**我如古盛英 委員** 以上です。

○**石川慶 委員長** 進めていきましょうね。続きまして、歳出、10款2項3目普天間小学校校舎増改築事業について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 先日、会派で普天間小学校、完成の視察を行いました。ありがとうございました。私は、ちょっと別用があつて行けなかったのですけれども、当初予算15億円ぐらいですよ。1億300万円余りの減額理由をお伺いできますか。

○**石川慶 委員長** 施設課長。

○**施設課長** 御質疑にお答えします。今回普天間小学校の改築事業につきましては、建築1工区、建築2工区という形で補助金ベース、1工区は令和2年度からの3年間のスパンでやっています。事業としての補助額割合で令和2年が2割、3割、5割という形で1工区分の支払いが出てきます。2工区については、令和3年度に契約しましたので、2対8という支払いでやっているなかで当初契約しました、それぞれ1工区。1工区が18億円余りだったと思います。2工区が9億円余り、これが当初の契約ベースになっています。最終的に単年度の事業ではございませんでしたので、最終的な金額、これは今さっき言った2対3対5、2対8ぐらいの割合で1工区、2工区とも当初予算で計上してございました。

その中で、当初契約したときの入札残が残っていました。ただ、その執行残を含めて変更するかどうかという最終的なところ、支払いが最終的にそれぞれ固まったということで、補正に上げて、執行残を含めて、今回は補正減という形でさせていただいております。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。あと、この学校の景観というか、設備というか、少しお尋ねしたいのですけれども、これは4月1日からということでしたか。

○**石川慶 委員長** 施設課長。

○**施設課長** 今回の校舎については、校舎の本体のみと校門入り口と裏側。今現在の正面玄関についても仮でございます。ブロック塀とか、前もやりたかったのですが、そこを修繕するという形で、令和4年、令和5年で設計、屋外環境の設計をして、令和6年、令和7年までの計画で今、周りの整備を進める準備をしております。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 授業としては、4月から使えるということですか。

○**石川慶 委員長** 施設課長。

○**施設課長** 校舎については、建物は検査が終わりまして、全て引渡しを受けていますので、授業は2月からスタートしています。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 普天間小学校の配置というか、私が普天間小学校の当時というのは、今の本町通りからの正門と普天間一区公民館側の裏門と東本町通りからの第3の門があったのです。要は野嵩からも普天間からも学校に登校ができるということだったのですけれども、今回の改築で正門と裏門の配置というのは、ちゃんとあるのでしょうか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 今年度と来年度にかけて屋外環境整備を進めております。正面の入り口は本町通りというのですか、県道からのほう。あと幼稚園側からの出入りも少し整備していく計画……

○桃原功 委員 幼稚園側というのは、東本町通り側ということですか。

○施設課長 そうです。野嵩の三区とか、普天間一区、前、委員がおっしゃっていたように普天間一区公民館側からは登校できないようになっております。ただ、今回は、もともと駐車場を体育館側というのですか、普天間高校側に予定しております。車の出入りは入り口しかないのですけれども、高校側と協議しながら、お互いに入出りできるような環境というのですか、それを進めておりまして、令和5年度の設計の中で具体的に整備したいと思っていますので、緊急車両とか、そういうものも出入りとかというのは、高校側とも協議しながら進めているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、今、正門、本町通り側と東本町通り側の幼稚園側は確保すると。普天間一区側に関しては、設置をするという前提で高校側と協議をするということで理解していいですか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 普天間高校側については、緊急車両という形で、何かあった場合の避難路という形で、通常の入出りというのは考えていなくて、緊急車両とか、緊急時に何かあったときにお互いが行けるような形、今グラウンドがフェンスというか、形がされていますので、高校側とも協議して、人が入出りできる形というのですか、普天間小学校から普天間高校側への入出り口を2か所設けています。これは校舎建築してしましたので、普天間小学校で運動会をするときに狭いということで、高校側で2か年ほど行っています。人の出入りはお互いできるようになりました。

ただ、車とか、緊急車両というのは、普天間高校から入出りできるような形で今進めているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 普天間一区側の児童は正門からか、あるいは幼稚園側からしか登校できないわけですか、今は。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 現在は、そうなっていると思っています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 説明会が大分前に開かれたと思うのですけれども、普天間一区側からの登校口の確保という要望はなかったのですか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 コロナ禍で学校側とは協議はしているのですけれども、まだ地域の方々というのは、コロナ禍でみんな集まってはなかなかできなくて、代表者を通じて、いろいろ意見を聞かせてもらっている状況であります。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 代表者の方々との意見交換では、普天間一区側からも登校の話というのは。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 先ほど言った、緊急車両とかの出入りとかという話はさせていただきましたので、その辺の話はありました。ぜひ進めていただきたいという話はありませんけれども、登校に関しては、特になかったです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 結局それがないと、普天間一区側の児童というのは、大分歩いて本町通りから入るか、あるいは幼稚園側から入るかという、負担になると思うので、これは今後令和5年度の環境整備にて検討をお願いしたいなと思っているのですが、その辺の見解をお願いします。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 学校側と協議するという形が一番大事かなと思って、どういう形で進めていくか、こういった形で反映できるか踏まえながら検討していきたいと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 あとは、新しい学校なので、セキュリティに関する対策というのをお尋ねしたいのですけれども、例えばセキュリティカメラの設置などというのはちゃんとされているのでしょうか。そして、職員室からとか、あるいは最先端のカメラというのは、市教委も各現場の状況を確認できるというカメラシステムがあったのですが、今は非常に物騒な事件が多いですね。そこら辺のセキュリティ対策というのはどうなのでしょう。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 今回普天間小学校改築に当たって通路についてはグラウンド抜ける形があったのですが、今回それはやめました。やめた理由としましては、給食の搬入とか、1回外に出て、衛生面とか、さっきのセキュリティ問題もですが、職員室の手前にありますから、見ながら対応できるという形で、グラウンドには出ない形で設けていますので、その辺のセキュリティは、前に比べたら管理はよくなってきているかなと思っております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 学校の周辺整備は、これからということであれば、普天間一区側からも登校門の確保もぜひ検討していただけるようにお願いします。以上です。

○石川慶 委員長 皆さん、進めていきましょうね。

(「委員長」という者あり)

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 すみません。先ほど土地委員から御質疑がありました、予備費の件でございますが、近年の予備費の状況について御説明いたします。

令和3年度と令和2年度のほうの事例でございますけれども、令和3年度につきましては、最終の補正後額8,170万円の予備費、最終の補正後額でございます。8,170万円ございましたが、予備費の充用額の合計としまして5,623万2,000円の予備費を充用しております。

主な予備費充用の理由としましては、新型コロナウイルス感染症関連の事業等への緊急的な支出によるものでございます。

続きまして、令和2年度でございますが、令和2年度の最終補正後の予備費の額が9,072万円となっております。最終の補正後額9,072万円でございます。令和2年度の予備費の充用額の合計ですが、5,696万2,000円

となります。

同じく予備費充用の主な理由としましては、こちら新型コロナウイルス感染症対策関連への緊急的な支出が主なものとなっております。以上、補足答弁でございます。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 では、進めてまいりましょうね。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 以上で9件、全て質疑を終了しましたので、進めていきたいと思います。

それでは、審査中の議案第1号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時51分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後0時07分)

【議題】

議案第1号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算(第7号)

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第1号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算(第7号)を再び議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件に対する討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第1号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第19号 宜野湾市個人情報保護法施行条例の制定について

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第19号 宜野湾市個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第19号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第20号 宜野湾市庁舎建設基金条例の制定について

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第20号 宜野湾市庁舎建設基金条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第20号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第21号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第21号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第21号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後 0時09分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後 0時10分)

【議題】

陳情第11号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

陳情第12号 公契約条例の制定を求める陳情

請願第2号 請願第2号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願

○石川慶 委員長 次に、陳情第11号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情、陳情第12号 公契約条例の制定を求める陳情、請願第2号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願についてをお諮りいたします。

本3件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉

会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。御苦勞さまでございました。

(閉会時刻 午後0時11分)